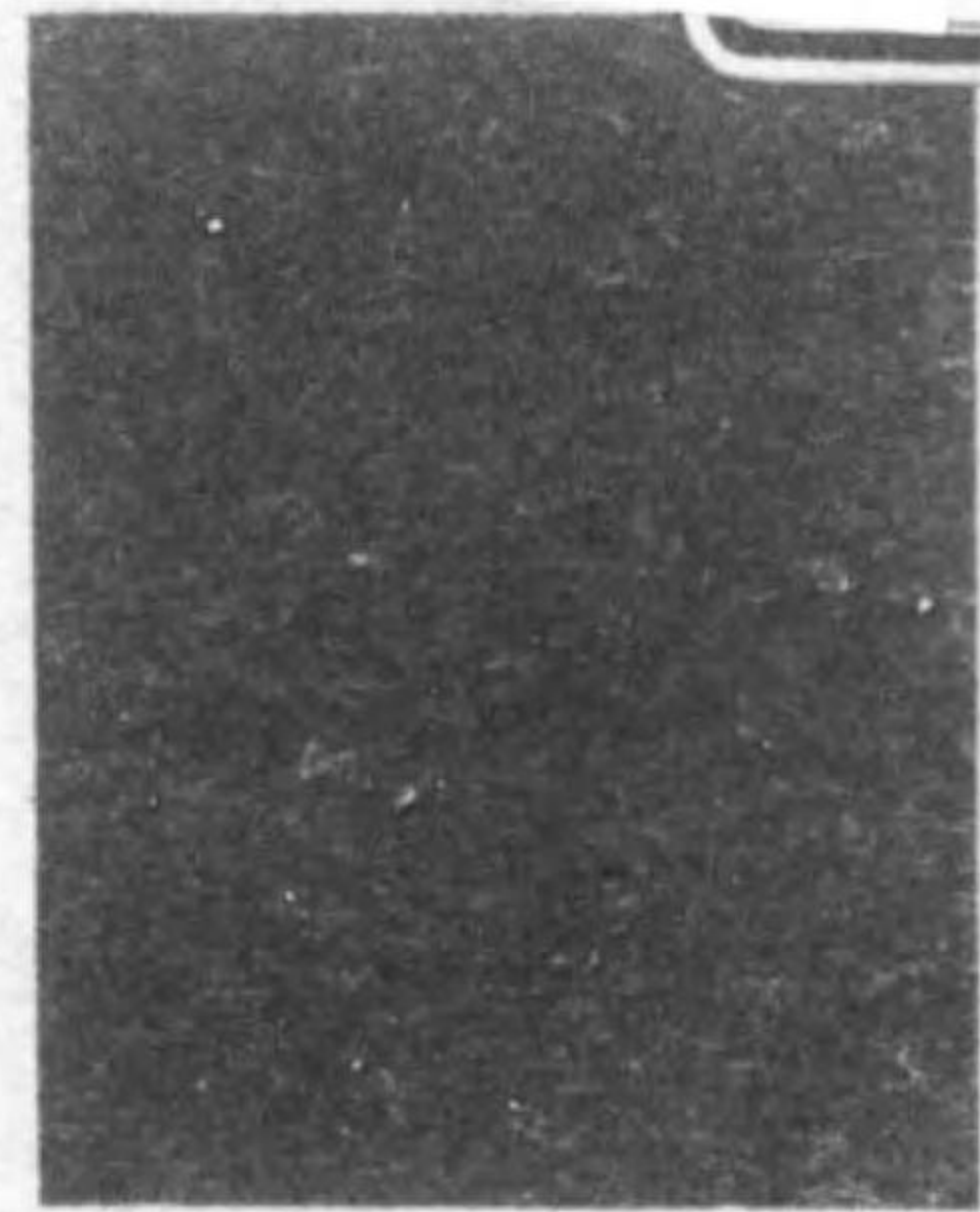
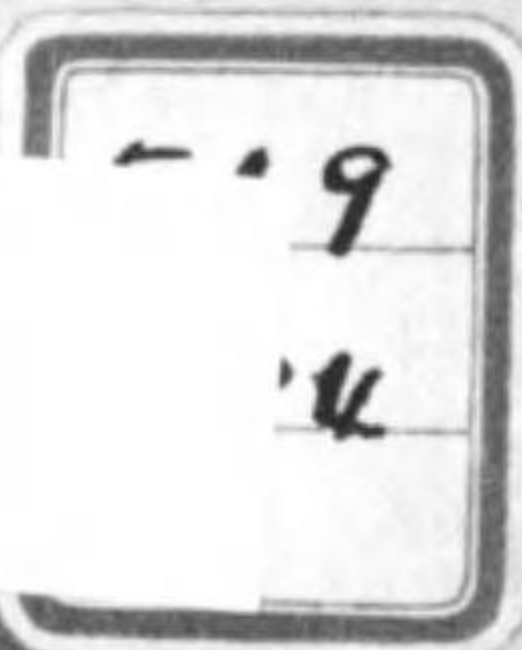


鑛山統制會の進路

569-Ts347



1200500746982



統制會叢書

重産協編第四輯

新經濟社版



始



569
T534



鑛山統制會の進路

津田秀榮著



統制會叢書第四輯

新經濟社版

923
73

自序

今回、新經濟社の希望により、統制會叢書の第四輯として「鑛山統制會の進路」を公刊し、普く世上に鑛業に関する理解を深むると共に「鑛山統制會」に對する認識を新にするの機會を與へられたことは、統制會運営の衝に當る一人として、洵に欣びを禁じ得ない處である。

惟ふに鑛業は都市の製造工業と異り、山間僻陬の地に於て營まれ、生産品たる各種鑛物も機械器具などの原料として比較的身邊遠く消費せらるゝ關係上、從來共一般大衆の認識は極めて乏しく、甚だしきに至つては「鑛山」と言へば「常人の働く世界ではない」と言つた偏見をすら抱かれた時代もあつた程である。

今や我が國が大東亞戰爭の完遂、大東亞國防經濟圈の確立と謂ふ曠古の大事業に邁進しつゝある秋、軍需資材として、將又生産擴充用資材として、各種鑛物の

持つ意義は頓にその重要性を加ふるに至つたのであるが、殊に今後南方經濟の建設に當つては、金屬礦物資源の開發こそ、特に核心的の課題であると謂ふべきであらう。此の際本書を通じて大東亞鑛業建設の中核たるべき我國鑛業の概要を鳥瞰し、併せて鑛山統制會設立の使命を理解する上に資する所もあらば筆者の寔に幸ひとする處である。

本書の執筆に當つては「鑛山統制會の進路」なる題名を與へられたが、昨年十二月に誕生した我が鑛山統制會に於ては、大東亞戰爭の進展に依る内外情勢の推移に伴ひ、統制運營の目標なり範圍なりに就て、統制會設立當初と比べ今後自ら著しい變化が豫想せらるゝに至つた。従つて、本書に於ては概ね鑛山統制會設立までの我が國鑛業事情並びに今日までの鑛山統制會の運營に關する記述を主眼とし、今後の進路に就ては、大東亞戰爭の遂行と、我が國鑛業に課せられた使命とを概説して、鑛山統制會今後の動向を示唆するに止むることとした。

猶、本書は業務繁忙の旁ら兀筆を呵したもので充分意を盡し得ない所も多く、適當なる機會を得て改めて補正したいと考へる。

統制會に對する批評が數多く行はれて居る今日、本書が「鑛山統制會」の正しき理解の一助ともなり、また統制會運營に對する各方面の協力支援を増すよすがともなり得れば、筆者望外の慶びとする所である。

昭和十七年九月

津 田 秀 榮

目次

自序.....一

第一章 序論.....一五

 第一節 鑛産資源の重要性.....一五

 第二節 鑛業の範圍.....一七

 第三節 我國鑛業の躍進.....二〇

 第四節 我國鑛業の特性.....二三

 第五節 鑛産物の需給狀況.....三五

 第六節 主要鑛山及製鍊所.....三七

 第七節 世界の鑛産高.....三七

第二章 最近に於ける我國鑛業の概況.....四四

第一節	支那事變と我國鑛業	四
第二節	産金對策	四六
第三節	鑛産物の價格問題	四八
第四節	重要鑛物増産對策	五三
第五節	外國鑛石の輸入杜絶	五五
第六節	大東亞戰爭の勃發	五七
第三章	鑛山統制の沿革	六〇
第一節	上代の鑛山統制	六〇
第二節	近世に於ける鑛山統制	六四
第三節	明治以後の鑛山統制	七〇
第四節	歐洲大戰後の自治統制	七五
第四章	鑛山統制會の設立	八二
第一節	支那事變の勃發	八三

第二節	配給統制の強化	八五
第三節	國策會社の設立	九〇
第四節	經濟新體制の確立	九三
第五節	日本金屬鑛業聯合會	九七
第六節	鑛山統制會の設立	一〇三
第五章	鑛山統制會の機構	一〇六
第一節	會員	一〇六
第二節	役員及總會	一〇〇
第三節	事務局	一一三
第四節	委員會その他	一二七
第五節	鑛山統制組合	一二九
第六節	日本金屬配給株式會社その他	一三三
第六章	鑛山統制會の運用	一三九

第一節 國策遂行に對する協力……………一三九

第二節 國策立案に對する參畫……………一三二

第三節 統制の範圍……………一三三

第四節 統制規程……………一三七

第五節 權限委讓……………一四一

第七章 鑛山統制會の事業……………一四五

第一節 生産力擴充計畫の遂行……………一四五

第二節 勞務者の配置……………一五〇

第三節 資材の配分……………一五三

第四節 鑛石配給の合理化と輸送對策……………一五六

第五節 適正價格の設定……………一五九

第六節 地下資源の調査……………一六三

第七節 技術の改善……………一六四

第八節 鑛區、設備の合理化……………一六六

第九節 配給統制と消費の規正……………一六九

第八章 大東亞戰爭と南方鑛業……………一七七

第一節 南方鑛山開發の急務……………一七七

第二節 南方鑛產資源……………一七九

第三節 南方に於ける邦人企業……………一八四

第四節 錫鑛業の世界的地位……………一八七

第九章 大東亞鑛業の建設……………一九〇

第一節 開發擔當者の選定……………一九〇

第二節 大東亞鑛業建設の指針……………一九三

第三節 我國鑛業の進路……………一九五

第四節 國內鑛業政策の要諦……………一九七

第十章 鑛山統制會の進路……………101

第一節 國內増産の完遂……………101

第二節 銅増産對策……………101

第三節 産金對策……………102

第四節 企業の合理化と再編成……………102

第五節 鑛山統制會と外地鑛業……………111

第六節 鑛山統制會の進路……………114

關係附録

第一 鑛山統制會定款……………111

第二 鑛山統制會統制規程……………116

第三 鑛山統制會會員名簿……………111

第四 鑛山統制會役員名簿……………114

第五 鑛山統制會事務分掌規程……………115

第六 鑛山統制會機構一覽表……………110

第七 鑛山統制會主要職員名簿……………113

第八 鑛山統制會支部顧問名簿……………114

第九 各地方鑛山統制組合定款……………116

第十 鑛山統制組合役員名……………117

第十一 日本金屬配給株式會社定款……………119

第十二 日本金屬配給株式會社役員名……………120

第十三 日本金屬配給株式會社職制事務分掌一覽……………126

鑛山統制會の進路

第一章 序 論

第一節 鑛産資源の重要性

鑛業は地下に賦存する天然の資源を掘出す産業であつて、採掘された鑛産物は、石油、石炭、の如く燃料として消費されるものもあり、金の如く世界の通貨として使用せられるもの、鐵、銅、鉛等の如く、機械器具、艦船、航空機、その他兵器等の資材として消費されるもの、或ひは、磷鑛石、硫黄の如く農業肥料、化學工業の原料として、消費されるものなど、その用途も極めて廣汎に亘つて居る。

之等の各種鑛産物に對する需要は、人類文化、産業活動の進歩發達と共に、近年頗る増大し平戰時を通じて地下資源の開發を擔當する鑛業は愈々その重要性を加ふるに至つたのである。一國の産業文化の建設も、國防國家の建設も窮極する所、之等の地下鑛物資源の開發無くし

ては遂にその目的を達することが出来ないであつて、而も開發すべき鑛産物が天然に賦存する地下資源であると言ふ所に鑛業が他の製造工業と根本的に異なる要素があるのである。

第二次歐洲大戰の勃發が獨逸の國防國家建設に必要な歐洲廣域經濟圏の確立を目指した「持たざる國」から「持てる國」への必然的の發展に依つて惹起されたことは、換言すれば資源の自給確保無くしては、近代國家の存立を不可能とすることを事實によつて示したものであつて大東亞戰爭も亦英米の對日經濟封鎖に際會した我國が、大東亞共榮圏の自主的國防經濟圏の確立を完成することに依つて大東亞永遠の平和の基礎を固めるより以外に、皇國の發展の途が無かつたことに依るものである。

地下資源の爭奪戰が平戰時を通じて如何に深刻に行はれたかは、獨佛兩國間に於ける、鐵鑛、石炭地帯の爭奪史、南米、アラビヤ、蘭印を繞る米英の石油資源の獲得戰等に依つても窺へるのであるが、今次の第二次歐洲大戰に於ても、ルーマニア、コーカサスの石油地帯の占據が常に重要な作戰として、戰局全體の動向に大きな役割を演じて居るのである。

今や我國に於ては大東亞戰爭の勃發により、緒戰以來、皇軍の赫々たる戰果により南方の廣大な地域を占領し、今後の作戰遂行と共に之等諸地域の經濟建設を速かに進め、大東亞戰爭の完遂に一路邁進して居るのであるが、大東亞共榮圏の建設に當つては特に地下資源の開發を緊急の要件として居るのであつて、我國を中心とする大東亞鑛業建設の成否は、今後の作戰遂行上にも大東亞經濟運營の上にも、非常に大きな影響を持つものであることを見逃してはならない。

第二節 鑛業の範圍

鑛産物はその種類極めて多く、石炭、石油、鐵の如く産出額も大きく、消費量も尨大なものから、コバルト、ヴァナヂウム、ベリリウム等の如き、所謂稀有金屬として特殊の用途に充てられるものまで極めて多岐に亙つて居る。

然し乍ら經濟的、經營的にその開發を企業化し得る鑛産物は自らその種類が限定せられて居るのであつて、所謂鑛業の對象とする鑛産物の範圍は必ずしも全部の鑛物資源を包含して居る譯ではない。

我國の現行鑛業法の中に規定されて居る鑛産物は次の三十品目に止るが、鑛物の種類は此の他に未だ極めて多く、嚴密に言へば、無機物として地下に埋蔵される元素資源は凡て鑛物と言ふことが出来る譯であるが、鑛業法に於てはその中必要な鑛物を限定して法の適用を圖つて居るのである。

鑛業法に掲げられた鑛物（昭和十五年改正）

金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、蒼鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯模鐵鑛、滿侭鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、ニッケル鑛、コバルト鑛、磷鑛、黑鉛、石炭、亞炭、石油、土瀝青、硫黃、石膏、重晶石、明礬石、螢石、石棉

之等の各鑛産物は等しく地下に賦存する資源であつて、之を掘出す産業は一様に鑛業と稱せられるのであるが、その中でも採掘の過程に於て、石油及び石炭はその他の金屬鑛物及び非金屬鑛物と企業的に異り、更に金屬鑛物の中でもその製鍊の過程に於て、鐵及びアルミニウムは、原料關係、技術關係等から經營的にも特殊の性格を有して居るので、鑛産物の採掘、製鍊

を行ふ廣義の鑛業は之を大別して次の五種に區分することが出来る。

- 一、石油業（採油業、製油業）
- 二、石炭鑛業
- 三、金屬鑛業（非金屬鑛業を含む）
- 四、製鐵業
- 五、アルミ工業

即ち此の五部門は企業的にも大體獨立して居り、又之等の事業を監督する官廳の機構、或ひは業種別産業統制團體の組織等も之に相應する形を採つて居るのである。

今、監督官廳、民間統制團體（又は會社）、と各事業との關係を表示すれば左の通りである。

- 石油業——商工省燃料局——帝國石油會社
- 石炭業——商工省燃料局——石炭統制會
- 金屬鑛業——商工省鑛産局——鑛山統制會
- 製鐵業——商工省鐵鋼局——鐵鋼統制會

(註) 商工省の機構は行政の簡素化に依り近く一部の變更がある筈である。

以上述べた所に依り、我が鑛山統制會がその事業の對象とする鑛産物の範圍も大體の見當をつけ得ることと思はれるが、その詳細は後段に於て觸れることとし、本書に於て「鑛山業」又は「鑛山統制」と言ふ言葉は限定されたものであること即ち金屬及非金屬の採掘事業及び、鐵アルミニウム等を除いた金屬の製鍊業を含めて鑛山業と呼び、之等に關する各種の統制に就ての問題を「鑛山統制」と呼ぶことに諒解して頂きたいことを附言して置く。

第三節 我國鑛業の躍進

扱、我國の本土はその狭小な地域に拘らず、鑛産資源に於て鑛種の多様なことは世界にも殆どその例を見ないのである。而してその開發の歴史も古く、殊に銅の如きは古美術品に見られる如く獨得の加工技術を有して居り、又金に就ては我國は東洋に於ける産金國として早くより知られ、コロンブスの米大陸發見後、ポルトガル、スペイン等が競つて我國に通商を求めて來

たのも、日本の金に憧れて來たものであつたことは史上明かなる處である。

然し乍ら明治の初年に於ては未だ日本の鑛業は極めて小規模であつて、鑛産資源に對する需要も少く、製鍊の技術も亦幼稚であることを免れなかつた。我國に於て最も早く勃興した産業は紡績工業であるが、之に必要な機械は製品として輸入に仰ぎ、造船事業、兵器工業の如き比較的早くより政府の保護の下に發達した重工業も、その金屬材料は海外より製品又は半製品としてその供給を仰いで居たので、直接鑛山に對する旺盛な需要を呼起すには至らなかつたのである。

我國鑛業は明治初年以來、或ひは外國の技術を移入し、或は特殊の工夫を凝らして、着々進歩を見て來たものであるが、日本の鑛業が近代的相貌を持つに至つたのは、日清日露の兩役を経て、先進國の産業經濟に對抗し、富國強兵の國策を推進めるに至つてからであつて、海外の鑛業技術の積極的移入に依り近代鑛業としての基礎が確立されて行つたのである。

第一次世界大戰の勃發による金屬資源に對する需要の増大は、日本の鑛業に嘗て無い刺戟を與へ、惠まれた勞働條件と製鍊技術の向上に依つて飛躍的に發展を遂げ、銅の如き價格の昂騰

に刺戟されて、大戦中六七萬噸の輸出を行つた程であつた。
 大戦後製鍊事業は一時反動を受け、合理化の時代に入つたが、滿洲事變を迎へるに及んで漸く本格的な資源開發政策の登場を見ることになり、此處に今日の鑛業の基礎が置かれるに至つたのである。

日清戦争後より、支那事變勃發に至るまでの我國鑛業躍進の跡を辿れば大要左の如くである。

主要鑛産物生産指數

	金	銅	鉛	錫	硫化鐵鑛	石炭
日清戦争後	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
日露戦争後	二八〇	一九〇	三八〇	六〇	七三〇	二四〇
歐洲大戰前	六九〇	三五〇	五八〇	二〇〇	一、五〇〇	四四〇
歐洲大戰末期	七四〇	四五〇	二、〇〇〇	三四〇	一、六〇〇	五六〇
滿洲事變直前	一、一〇〇	三七〇	五二〇	二、一〇〇	七、三〇〇	五六〇
支那事變直前	二、一〇〇	三八〇	一、一〇〇	三、九〇〇	二三、〇〇〇	八二〇

第四節 我國鑛業の特性

我國鑛業の構成を概述すれば、金及び銅の鑛業が最も有効な地位を占めて居り、その他の鑛業は金銅に比較すればその比重は非常に小さい。このことは我國が金及び銅の資源に比較的恵まれて居たことを示すものであるが、同時に滿洲事變に先立つて起つた我國の輸入超過、及び滿洲事變後の海外支拂の激増に對して、政府が強力な産金獎勵政策を採つたことにも依るのである。

銅の生産増加も、乾式製鍊に依る金鑛處理に刺戟せられた一面のあつたことも決して見逃してはならないであらう。

然し我國の鑛業が決して何時までも金、銅に重點を置くものではなかつたことは、支那事變後に於ける鉛、亜鉛、滿銻、ニッケル等の鑛山の急速な開發、外國輸入鑛石を原料とするニッケル製鍊所の建設等に依つても窺はれる處であつて、我國鑛業の構成は支那事變以後、鑛産資源の自給確立政策が採られると共に既に變貌を見るに至つたのであるが、今次大東亞戦争の勃

發による大東亞經濟の建設と共に、近き將來に於て、その規模と構成とを一變するに至るであらう。

我國の鑛業は金鑛業に就ても、銅鑛業に就ても、明治以來我國經濟の發展と共に古い歴史を持つて居る三井、三菱、住友、古河、久原(後の日本鑛業)、藤田等の財閥企業として發展して來たのであつて、殊に鑛山の經營に於て多額の投下資本と、高度の技術を要する製鍊所の建設は資本力豊富にして、多年の經驗を有する強力な企業に依つて始めて成功したとも言へるのである。

我國の鑛業が滿洲事變以後急速度に發展を遂げたことは前節で述べた通りであるが、鑛産物の生産額に就ても、滿洲事變勃發の昭和六年から支那事變前年の昭和十一年まで、僅々五ヶ年の間に略々二倍にまで達したと言ふ驚異的事實も、我國の鑛業が如何にその基礎が固く、強大な資本力を備へて居たかを窺ふに足ると思ふ。

之等の各鑛業會社は今日、金、銅、鉛、亜鉛、ニッケル等の製鍊に就て夫々極めて優秀な技術を持つて居るのであつて、之等の技術と多年に亙る經驗を活用し、強力なる企業的基礎を背

景として大東亞に於ける地下鑛物資源の開發に當るならば、大東亞の經濟建設も決して困難ではないことを確信し得られるのである。

第五節 鑛産物の需給狀況

次に我國に於ける鑛産物の需給状態に見るに、滿洲事變を契機とする重工業、化學工業の躍進的發達は、鑛産資源に對する需要の激増となつて現はれ、各主要鑛産物とも國內の生産は到底尠大なる需要を賄ふことが出來ず、國內充足率の低位は、資源對策として新たな觀點より考慮されなければならなくなつたのである。

今主要鑛産物に就て滿洲事變直前と支那事變勃發當初に於ける、國內充足率を比較すれば大要左の如くである。

主要鑛産物	國內充足率
滿洲事變直前	一〇〇%
支那事變勃發當初	六六%

銅

鉛	七%	一〇%
亜鉛	五〇%	三八%
錫	二四%	二八%
ニッケル	〇%	〇%
水銀	一・五%	三%
硫化鐵	一〇〇%	一〇〇%

即ち第一次世界大戦後も尙暫く輸出を續け、國內鑛山に於ては生産制限をさへ行つて居た銅も、昭和九年を轉機として、米國の電氣銅、南米の銅鑛石等を輸入することになり、又、鉛、鉛は、ビルマ、濠洲、カナダ等より、錫はマレー其他南方より、水銀はメキシコ、スペイン、トルコ等より、ニッケルはカナダ、ニューカレドニア等よりアンチモンはポリヴィア、トルコより夫々地金或は鑛石として輸入し、國內の需要を賄ふの状態であつた。

此の他、近年特殊鋼原料として噸に重要性を加へたものに、クロム鐵鑛、コバルト、重石鑛、水鉛等があり、之等も製鐵用原料たる滿庵鑛と共に大體南方よりの輸入に仰いで居たので

あるが、大東亞共榮圈の建設は漸次之等の需給狀況をも好轉せしめるであらう。

たゞ茲に飛躍的に激増する需要を賄ひ得るものに硫化鐵鑛と硫黄があることは、硫酸工業、過磷酸工業、人造纖維工業等の我國化學工業の基礎を鞏固たらしめるものとして寔に心強く思ふ次第である。

第六節 主要鑛山及製鍊所

現在我國に於ける稼行鑛山數は内地のみで五二三二(昭和十七年現在)の多き上つて居り、鑛業會社數は昭和十五年の調査で九一五社の多き上つて居るが、その中、主要會社は後段に述べる如く鑛山統制會の直接會員として參加して居る。

今日大東亞戰爭の遂行途上に於て全國の各鑛山、各製鍊所は何れも鑛産物の増産に懸命の努力を傾けて居るのであるが、鑛山統制會の統制指導の下に在る内地の主要鑛山並びに主要製鍊所を左に掲げて参考にしたと思ふ。

主要鑛山一覽

金

(金銀銅鑛山を除く)

鑛山名	位地	鑛業權者
鴻ノ舞	北海道	住友本社
手稻	北海道	三菱鑛業
三井串木野	鹿兒島	三井鑛山
佐渡	新潟	三菱鑛業
千歳	北海道	千歳鑛山
大谷	宮城	日本鑛業
鯛生	大分	鯛生産業
日立	茨城	日本鑛業

銅

鉛

亜鉛

鑛山名	位地	鑛業權者
別子	愛媛	住友鑛業
足尾	栃木	古河鑛業
尾去澤	秋田	三菱鑛業
花岡	秋田	藤田組
生野	兵庫	三菱鑛業
槇峯	宮崎	三菱鑛業
明延	兵庫	三菱鑛業
神岡	岐阜	三井鑛山
豐羽	北海道	日本鑛業
細倉	宮城	三菱鑛業

鐵 鑛

米子 小串 幌別 松尾 鑛山名

長野 群馬 北海道 岩手 位地

中外鑛業 北海道硫黃 北海道硫黃 松尾鑛業 鑛業權者

硫 黃

柵原 松尾 鑛山名

岡山 岩手 位地

藤田組 松尾鑛業 鑛業權者

硫化鐵鑛

十勝 大和水銀 神生水銀

北海道 奈良 奈良 位地

帝國鑛發 帝國鑛發 小松兼松

水 銀

イトムカ 鑛山名 三菱尾平 見立 明延 鑛山名

北海道 位地 大宮 兵庫 位地

野村鑛業 鑛業權者 三菱鑛業 東洋鑛山 三菱鑛業 鑛業權者

錫

中龍 生野 豐羽 細倉 神岡 鑛山名

福井 兵庫 北海道 宮城 岐阜 位地

日本亞鉛鑛業 三菱鑛業 日本鑛業 三菱鑛業 三井鑛山 鑛業權者

鐘明大	鑛山名	タングステン鑛	八日若廣	鑛山名	クローム鑛	福鷹
打延谷			瀬松東田			住
京兵京	位地		鳥鳥北北	位地		兵
都庫都			取取海道海道			庫
日南鑛業	鑛業權者		廣瀬安次	鑛業權者		太平洋鑛業
三菱鑛業			日本クローム工業			糸川恭平
栗村鑛業所			八田勇馬			

八田上ノ國	鑛山名	滿	赤庭	鑛山名	釜石	鑛山名
大江		俺	坂		俱知安	
八雲			訪		上喜茂別	
稻倉石					德舜警	
北北海道	位地				長野	
北北海道					北北海道	
北北海道					北北海道	
北北海道					岩手	
鐵興社	鑛業權者					鑛業權者
中外鑛業						
日本鑛業						
八田勇馬						

鉛

佐賀關	細倉岡	神岡	四日市	直島	日比古	宮古	尾去澤	發盛	尾盛	足尾	佐賀關	四島	小坂
大分	宮城	岐阜	三重	香川	岡山	岩手	秋田	秋田	栃木	大分	愛媛	秋田	
日本鑛業	三菱鑛業	三井鑛山	石原産業	三菱鑛業	昭和鑛業	鋼生産業	三菱鑛業	大日本鑛業	古河鑛業	日本鑛業	住友鑛業	藤田組	

銅

日立	大屋	多野	大江山	鎮山名	ニッケル鑛	加茂	平瀬	山佐	鎮山名	モリブデン鑛
茨城	京都	群馬	京都	位地		岡山	岐阜	島根	位地	
日本鑛業	帝國鑛發	日本ニッケル	大江山ニッケル	鎮業權者		帝國鑛發	常田健次郎	三菱鑛業	鎮業權者	

主要製鍊所一覽

亞鉛

安郡會直細三彦神	契竹村會小
中山津島倉池島岡	島原上津坂
群福福香宮福山岐	廣廣新福秋
馬島島川城岡口阜	島島湯島田
東日本日本三三三三三	帝國昭和帝國日本藤
邦製曹菱菱菱菱菱	鑛業鑛業鑛業鑛業鑛業
亞鉛鍊達業業業業業	發發發發發

日比岡山昭和鑛業

第七節 世界の鑛產高

以上極めて簡単に我國鑛業の概要を述べたのであるが、更に世界に於ける鑛産物の生産状況を一瞥し、併せて我國鑛業の世界に於ける地位を理解すると共に、南方共榮圈に於ける既開發資源の重要性に就て認識を新たにすることは、現今極めて意義あることと思はれるので、重要鑛産物に関する主なる産出國と生産額を掲げると共に簡単に説明を加へることとする。

世界の鑛産地帯は、北米ロツキー山脈、南米アンデス山脈、ロシアのウラル山脈、雲南、ビルマ、マレーから蘭領印度にかけての南方諸島、アフリカのコンゴ等が數へられるが、從來の調査状況に鑑み、南米及び蘭領東印度諸島、ビルマ、雲南、泰、佛印の國境地帯には尙多くの未知資源が残されて居るものと考へられる。

金は南阿聯邦を領有する英國が歴倒的地位を占めて居り、英國が嘗て世界の自由通商に覇を唱へたのも、此の南阿産金地帯を背景とした金本位制に物を言はせたのであつた。

金以外の鑛産物に就ては、石油、石炭、鐵を始め、その他の非鐵金屬鑛物に於ても北米合衆國が全く他の追隨を許さぬ首位を占めて居ることは、如何に米國が資源に恵まれて居るかを物語るものであつて、米國が豊富なる生産力を誇示して世界制覇の野望を持つに至つたのも、決して偶然ではないのである。

・即ち米國は、銅に於て世界の三分の一、鉛に於て五分の一、亞鉛に於て四分の一を夫々産出して居る他、南米鑛産地帯をもその經濟下に支配し、米洲ブロックの確立によりカナダのニッケル、銅、鉛、亞鉛、メキシコの水銀、鉛、ボリヴィアの錫、タングステン、チリーの銅、ブラジルの滿俺等をも支配し得る立場に立つて居る。

然し乍ら此の鑛物に恵まれた米國にも無いものも尠くないのであつて、マレー及蘭印の錫を失つたことは、支那のタングステンと共に米國にとつて大きな痛手となつたのである。

鑛つて、我國の立場を考察すれば、皇軍占領下の南方地域には、我國にとつて不可缺の鑛産資源が極めて多く、既開發の資源のみを以てしても今後南方に期待する所は極めて大であつて將來調査の進捗と共に未知資源の發見も決して少くないことと思はれる。

世界鑛産高調

金 (一九三九年 單位噸)

世界總計	一、二一五、〇〇〇
南阿聯邦	三九八、〇〇〇
カナダ	一五八、〇〇〇
北米合衆國	一四三、〇〇〇
ソ聯	一五〇、〇〇〇

銅 (一九三九年 單位噸)

世界總計	二、一六一、〇〇〇
北米合衆國	六六六、〇〇〇
チリ	三三九、〇〇〇
カナダ	二八一、〇〇〇
アフリカ(北ローデシア及白領コンゴ)	三五五、〇〇〇

鉛

(一九三八年 單位應)

ソ 聯

一〇七、〇〇〇

世界總計

一、六四二、〇〇〇

北米合衆國

三三六、〇〇〇

オーストラリア

二二七、〇〇〇

メキシコ

二一九、〇〇〇

カナダ

一八二、〇〇〇

ドイツ

一八五、〇〇〇

亞

鉛 (一九三八年 單位應)

世界總計

一、五六三、〇〇〇

北米合衆國

四〇四、〇〇〇

ベルギー

二一〇、〇〇〇

ドイツ

一八二、〇〇〇

カナダ

一五六、〇〇〇

錫

(一九三七年 單位應)

ポーランド

一一一、〇〇〇

世界總計

二二二、六〇〇

英領マレー

七八、七〇〇

蘭領印度

四〇、六〇〇

ポリヅィア

二五、五〇〇

タイ

一六、四〇〇

ニッケル (一九三八年 單位應)

世界總計

一一〇、〇〇〇

カナダ

九六、〇〇〇

ニュージーランド

七、三〇〇

ソ 聯

二、五〇〇

ノルウェー

一、二〇〇

ピルマ

一、〇〇〇

水 銀 (一九三八年 單位應)

世界總計	五、一〇〇
イタリヤ	二、三〇〇
スペイン	一、三七九
北米合衆國	六二〇
メキシコ	二九四

滿 鐵 (一九三八年 單位應)

世界總計	五、八五〇、〇〇〇
ソ 聯	二、九〇〇、〇〇〇
印 度	九八三、〇〇〇
南アフリカ	五五一、〇〇〇
ゴールドコースト	三六三、〇〇〇
ブラジル	二二一、〇〇〇
エジプト	一五〇、〇〇〇

クローム鐵礦 (一九三七年 單位應)

世界總計	一、三〇〇、〇〇〇
ソ 聯	二七五、〇〇〇
ト ル コ	一九二、〇〇〇
南アフリカ	一六八、〇〇〇
キューバ	九四、〇〇〇
南ローデシア	六九、〇〇〇

タンクステン鐵 (一九三七年 單位應)

世界總計	三七、九〇〇
支 那	一七、八〇〇
ピ ル マ	五、九〇〇
北米合衆國	三、一〇〇
ポルトガル	二、〇〇〇
ボリヱア	一、八〇〇

第二章 最近に於ける我國鑛業の概況

第一節 支那事變と我國鑛業

支那事變の勃發は我國の經濟を所謂準戰時體制から戰時體制に移行せしめたものであるが、此の戰時體制下に於ける産業經濟の最大の課題は言ふまでもなく生産力擴充の遂行に在つたのである。

我國鑛業が支那事變を契機として生産力の擴充に向つて、愈々本格的の態勢を採ることになつたのは寧ろ當然のことであるが、前述の如く主要金屬鑛産物の國內充足率が事變勃發當初に於て既に低かつただけに、事變勃發の影響も一層深刻且重大であつた。

支那事變を通じて現れた影響としては、第一に支那事變の遂行に依る軍需の充足に必要な鑛産物の増産確保及び支那事變後に來るべき時局に備へる爲の國防國家の建設、生産力擴充の

遂行に伴ふ原料資材としての鑛産物の需要を擧げられるのであるが、第二には支那事變の長期化に伴ふ國際情勢の惡化から米英並びにその屬領等の所謂敵性國家の經濟壓迫に基く、地金、鑛石輸入の妨害を擧げることが出来る。

即ち、支那事變の進展に伴ひ、空前の金屬鑛物に對する國家的需要の激増と、海外からの地金、鑛石の輸入杜絶とは、永き過去に於て我國鑛業が全く國際的自由通商に依存して來た姿をまさしく變貌せしめることになつたのである。

事變前に在つては我國内の各種鑛産資源も、廣く國際的鑛産資源の一環とし、その一部として、常に國際價格の波及の間に取扱はれ、又我國の製鍊所も國內と言はず國外と言はず、凡そ入手し得る原料鑛石を採算本位で處理して來たのであつた。従つて各種の鑛産物の價格も凡て國際市場價格に依つて左右せられて居た状態であつた。

處が金屬鑛物に對する國家的需要が大量且不可缺となり、然もその海外からの輸入が到底期待し得られなくなつては、兎に角國內の凡ゆる鑛産資源を開發採掘し、徹頭徹尾増産本位で進まなければならなくなつたのであつて、言ひ換へれば、鑛産物に對する「國際自由採算本位」

の建前は、茲に「國內自給生産第一」のそれに變るより他なかつたのである。

之が長期に亙る支那事變の進行と共に次第に辿つて行つた我國鑛業の戰時的相貌であるが、事變の段階に應じて、戰時鑛業の相貌も亦幾度かの變遷を見たのである。

第二節 産金對策

支那事變勃發直後に於ては、米英側に於ても未だ我國の必要とする軍需品並びに原料資材の輸入を妨害する迄には至らなかつたのであるが、昭和十四年に入るや既にクレジットの設定は困難となり、斯くして最初に問題となつたのが産金事業の振興であつた。

對外クレジットの設定が不可能となつた我國は、軍需並びに生産力擴充用の物資獲得の爲、尨大な原料品、機械器具、石油等の購入に際しては、一々現金を以て之を決済しなければならなくなり、茲に金の國家的需要は最高度に昂り、獨り産金政策の強行に止らず、金の買上が實施せられるに至つたことは未だ世間の記憶に新らしい所であらう。

産金奨励政策の根幹をなす産金法は既に昭和十二年八月に公布され、我國戰時鑛業政策の上

に最も華かな色彩を投じた産金政策は此處に第一着手を置いたのであつた。

金鑛業に對する補助、助成策は金の國家的需要の増大と共に一層具體化し、昭和十四年に至つて金資金特別會計を活用した増産金買上規則の公布を見、産金奨励對策も此處に一應その形態を整ふるに至つた。

その間、國策會社として、日本産金振興株式會社の設立を見、金山に對する融資、貧鑛處理金鑛山の積極的開發に乗出したことも、數多い鑛産物の中、政府が金に對して抱いて居た關心が如何に重大であつたかを最も有力に示したものであると見ることが出来る。

金の買上價格の基準は、從來ロンドン相場に依り、一瓦三圓七十七錢であつたが、昭和十三年五月之を米國相場に移して三圓八十五錢とした。然し此の買上價格の改訂は當時に於て尙低きに過ぎ、低品位鑛處理に刺戟を與へる程もなく、惹いて一般産金會社に對し、生産の増強に好影響の見るべきものは無かつたのである。のみならず却つて生産費と價格の不均衡は依然金の増産妨害の主要な原因として残つて居た。

然し乍ら政府は低物價政策堅持の建前から、金の價格引上げを敢て行ふこと無く、前記の増

産金買上規則に依る金資金特別會計からの割増金の交付に依つて之に對處したのであつた。

之は即ち價格補助對策であり、事實上一種の價格引上げでもあつたのである。金に對する此の割増金制度は、戰時鑛業對策として、その他の鑛産物の増産政策とも深い關係を持つものとして注目されなければならないであらう。

昭和十三年に策定された産金五ヶ年計畫の遂行は、以上の産金獎勵政策と相俟つて、一應緊急措置としての役割を示し得たものと考へられるが、大東亞戰爭の勃發と共に産金事業は再轉して又新たな段階に入らざるを得ないこととなつた。

第三節 鑛産物の價格問題

支那事變に際して、鑛業に與へられた唯一の課題は金を始めとして、尨大なる軍需に應ずべき増産政策の遂行にあつたことは冒頭に述べた通りであるが、今日その迹を振返つて考へて見るに、事變を未だ必ずしも長期戦と見ることなく、従つて鑛業に對しても長期に互る眞の増産體制の基礎を、その當初に於て早くより定め得なかつた憾みのあることは寔に遺憾であつたと

言はねばならない。殊に鑛業はその特殊性として生産力の擴充に長期間を要するものであつて、一般製造工業の生産力擴充に先行して之を行ふのでなければ、鑛業生産品たる金屬資材の供給と、擴充された製造工業の原料品たる金屬資材の需要との間には時間的、數量的の喰違ひが起ることは必至であつて、このことは計畫經濟の遂行に際してソ聯、ドイツ其の他の國にも屢々その例を見た如く、總て、我國戰時經濟の面にも再び現はれたのであつた。

凡そ鑛業に於て地下の鑛物を採掘搬出するに當つては、坑内に於ける企業費を始め、凡ゆる力の五分を「探鑛」に、他の五分は「採鑛」に向けられるべきを原則とし、此の比率は、少くとも前者六分、後者四分までの限度を保たなければならないのである。

然るに、當時に於ては只管目前の増産に専念せる結果、此の比率を根底から覆して各鑛山共「探鑛」を或程度まで犠牲とする傾向を示すに至り、之が爲、各鑛山の確定埋藏量は減少し、鑛石の品位も亦低下の一途を辿ることとなつたのである。

然し乍ら此の「探鑛」の比率低下に就ては、政府の價格政策が一つの大きな原因を爲して居たことも見逃してはならないのであつて、換言すれば支那事變を長期と見るか短期と見るかが、

當面の低物價政策堅持を建前とする鑛産物價格對策の中に具體的の形を採つて現はれ、聽て之が大きな影響を我國鑛業の全般に與へる所となつたのである。

即ち事變の勃發と共に、鑛山に於ては勞務者並びに事業用資材の不足、鑛石品位の低下等から勞賃を始め、生産費の昂騰を招來し、鑛産物に對する需要の加速度的膨脹から鑛産物價格の急騰を示すに至つた。

而して此の價格急騰の趨勢を一應或程度に抑制する必要はあつたにしても、他方之と同時に鑛山業に於ける企業の特種性を尊重し、企業の基礎を堅實ならしめ、將來の増産體制を確保維持するに必要な措置を講ずることが又是非とも大切なのであつた。

即ち鑛業に於ては生産の對象は飽くまで天然に賦存する地下の資源であり、製鍊事業も此の地下より採掘された鑛物と切斷されることの出来ない生産行程の段階なのである。ここに鑛産物の價格を決定する自然的條件が儼存するのであつて、かの勞働賃金と原料價格の抑制を根幹とする生産價格の人為的統制などの到底及び難い限界が存するのである。

換言すれば、鑛脈は採掘すれば必ず盡きるのであり、急激に又多量に採掘すれば急激に品位

は低下し、生産コストは従つて高くなるのである。それ故に反面、異常な努力を以て探鑛を進めることに依つてのみ、初めて鑛山の命脈を維持し、品位を保持し得るのである。

鑛産物の價格問題は斯かる鑛業の特種性から一般産業などに到底見られない一種深刻な問題を包蔵して居り、劃一的な低物價政策の強行が鑛業に就て特に吟味されなければならない所以も亦茲に在るのである。

低物價政策堅持の上に敢て生産の増強策を強行せんとしたのは、一般的政策として普く各事業に就て行はれたのであつて、勿論獨り鑛業に對してのみ行はれたのではなかつたが、戦時に際しての金屬鑛物に對する多量の需要を賄ふ爲に、特に平時に於ては採算上棄てゝ顧みられない低品位鑛を積極的に採掘製鍊し、更に將來に對する増産の基礎を確立する爲の探鑛の促進を圖るには何よりも鑛業に對する價格政策上の特殊の考慮が必要なのであつて、換言すれば戦時に於ける鑛産物の或程度の價格昂騰は寧ろ當然の歸結と言はなければならぬのである。

然るにも拘らず、一般製造工業に對すると同様に鑛産物に對して行はれた價格の停止は勢ひ前述の如き探鑛の遲滯を招來し、惹いては著しき品位の低下と、思はざる採算難を來し、鑛業

に於ける生産力の萎靡、擴充計畫遂行の遅延を見たのは寔に大きな國家的損失であつた。

政府も應て此の矛盾を認識するに至り、鑛産物價格問題の再検討を行つた結果、後に到つて銅、鉛、亜鉛に就て價格の改訂を見ることゝなつたが、此の時は既にその時期遅きに失し、更に高度化した生産増強の國家的要求から、鑛産物價格の問題は鑛業全體の基本問題として擴大され、その解決は今日にまで其儘持越される所となつた。

勿論、鑛産物の價格停止に當つては、政府は他方に於て探鑛及び選鑛場の設置獎勵等、鑛業に對する一應の補助獎勵金政策に依つて側面から庇護を加へることを忘れなかつたが、之等の補助獎勵金も概ね微温に止り、これのみを以てしては、各鑛山共に生産増強に對する高度の國家的要請には充分應ずることが出来なかつたのであつて、之等の補助金政策は價格問題と絡んで再検討を必要とせらるゝに至つて居る。

第四節 重要鑛物増産對策

支那事變の進展と共に、我國鑛業は一方に於て採算の悪化により企業の基礎を不安定のもの

としたが、他方に於ては益々増大する鑛産物に對する國家的需要に押され、鑛業の戰時的色彩は次等に濃厚の度を加へることになつた。

政府は昭和十二年の産金法に次いで同十三年三月重要鑛物増産法を公布し、増産政策遂行の基礎を確立し、引續き採鑛獎勵金交付規則(昭和十三年五月公布)、選鑛場設置獎勵規則(昭和十五年五月公布)、鑛山機械化獎勵規則(昭和十六年四月公布)を施行し、積極的に補助獎勵策を採つたのであつた。

政府が増産政策の對象として取上げた所謂重要鑛産物と稱されるものは、次の二十二品目である。(重要鑛物増産法第一條)

金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯模鐵鑛、滿俺鑛、重石鑛、水鉛鑛、ニッケル鑛、コバルト鑛、石炭、亞炭、硫黃、砂金、砂鐵、砂錫

(註) 但し、此の所謂重要鑛物の中でも、各種獎勵規則の對象となるものは多少の出入りがあることを附記して置く。

之等の重要礦物の増産に對して、政府が支出した獎勵金補助金は、勿論從來の鑛業政策に於ては全く見られなかつた劃期的のものであり、その金額も相當の額に上つたのであるが、然し當時の我國内外の情勢に基く鑛産物に對する大量の國家的需要を賄ふには、未だその規模は必ずしも充分のものとは言へず、その構想も亦貧弱たるを免れなかつたのである。

特に之等の獎勵金の大部分は前述の如く金鑛業の開發獎勵に振向けられ、金を除いた重要鑛物の増産に對する國家の財政支出は未だ僅少であつて、鑛産物の確保に對する最高度の國家的要請に比較すれば、全く均衡を缺いたものであつた。

(註) 假りに銅に對する補助獎勵の施策と製鐵に關する施策と比較すれば、その間隔餘りにも甚しいことに一驚するであらう。

金以外の重要鑛物の増産に對する國家の支出が金と比較して稍均衡を保つに至つたのは、漸く昭和十七年度の豫算からであるが、眞に重要鑛物の生産確保を圖る爲には、今後獎勵金豫算の施行に當つて幾多の改善を加へると共に、必要限度に於て思ひ切つた國家財政の支出を斷行することも亦極めて緊要の問題であらう。

以上述べた政府の増産獎勵政策の遂行にも拘らず、支那事變の長期化と共に鑛産物殊に金屬の需給關係は愈々窮屈化し、勢ひ金屬に對する使用制限を強化しなければならない事態となり昭和十三年以降相次いで制定された各種金屬の使用制限規則、並びに配給統制規則の施行に依つて、茲に鑛産物の配給消費の全面に互つて統制の強化整備を見ることになつたのである。

第五節 外國鑛石の輸入杜絶

我國の鑛業は國內鑛産資源の開發を根幹となすものであるが、製鍊技術の發達と共に國內の鑛山から採掘される限られた鑛石の處理に止らず、廣く外國輸入鑛石を原料として漸次新たな分野を開拓して行つたのである。

滿洲事變を契機として國內金屬の需要が増大すると共に此の傾向は一層顯著となり、製鍊事業並びに金屬の精製を目的とする電氣分解工業は獨立した企業として、新たに設立せられ、鉛、亞鉛、銅等鑛石として、或ひは粗地金として輸入されるものは相當の數量に上るに至つた。金屬ニッケルの製鍊の如きもその原鑛石は凡て海外に仰いで居たのであつて、このことは一

面に於て我國鑛業技術の進歩向上を物語るものであつたにしろ、重要資源の自給政策からすれば、同時に我國鑛業の海外依存性を明示したものに他ならない。

然し乍ら斯かる外國鑛石依存政策に對抗し、國內低品位鑛石處理に依る自給確保の努力が同時に續けられたことも忘れてはならないのであつて、明礬石よりするアルミニウム製鍊を始め、蛇紋岩を原鑛とするニッケル製鍊等は、何れも我國製鍊技術の不斷の進歩發達を示したものと云ふことが出来よう。

斯かる製鍊技術の發達と、金屬に對する需要の増大こそは、實に我國鑛業發展の原動力を爲すものであつて、我國が必要とする資源の獲得に向つての抑へ難い國力膨脹の一つの大きな力は、我國鑛業の中にも藏せられて居たのである。

従つて支那事變の進展、第二次歐洲大戰の勃發に依つて新たに迎へられた國際情勢の悪化に依る反樞軸國よりする鑛石、地金類の輸出制限及び禁止は、單に我國鑛業に對する深刻な打撃であつた許りでなく、實に我國力の進展に對する一大脅威であつて、大東亞戰爭勃發の原因の一つを爲すに至つたのであつた。

從來、安價にして良質な外國輸入鑛石を原料として新設又は擴充された製鍊設備が、外國鑛石の輸入杜絶と共に一轉して遊休設備化せんとするに至つたことは已むを得ない所であつて、この傾向は特に銅鑛業に於て著しく、爲に乾式製鍊による金鑛業にも甚大な影響を與へることゝなつた。

然し乍ら新に展開せらるべき大東亞鑛業建設の洋々たる希望は、之等の一時的な遊休設備をして必ず近い將來に再び役立たしめ得ることを確信せしむるものであつて、このことは我國鑛業にとつて思はざる未然の準備として、寧ろ洵に幸運であつたと言はなければならないのであらう。

第六節 大東亞戰爭の勃發

以上支那事變下に於ける我國鑛業の動向を概観したのであるが、事變の發端と共に金屬資材の自給確保を課題とせられた我國鑛業は、未だ生産の擴充に向つて所期の成果を收め得ない中に外國原鑛石の輸入杜絶と言ふ絶體の窮地に陥り、輸入原鑛石及地金ストックの消化、國內金

屬の回收、及び消費の制限と言ふ三つの鼎の足の上に立つて背水の陣を敷いたのが、大東亞戰爭勃發直前の状態であつたのである。

大東亞戰爭は緒戦の赫々たる戦果に引續いて、大稜威の下皇軍の威力が南方各地域を光被するに及んで、我國不動の國策たる大東亞共榮圏の建設は、茲にその實現の第一歩を踏出すことになつた。

大東亞共榮圏の建設は全國經濟の全部門に互つて新たな希望を抱かせると共に、重大なる責任を擔はしむるものであるが、就中我國の鑛業に與へた影響こそは他の如何なる産業にも比ぶべくもない大きなものであつた。

即ち從來我國鑛業にとつて、到底抜け切れない悩みであつた天然の資源に就ては、新たに廣大な分野が拓かれ、我國鑛業の様相も茲に全く一變せらるるに至つたのである。

大東亞各地域に於ける鑛産資源の分布、並びに今後建設遂行すべき鑛業建設の方途に就ては最後の章に譲ることにするが、大東亞戰爭の作戦進捗に伴つて、目まぐるしく擴大されて行く大東亞共榮圏の構想と、地圖上に新らしく誌されて行つた大東亞の鑛産資源の分布圖こそは、

我國の鑛業に全く新らしい息吹と輝かしい希望を與へたのであつて、大東亞戰爭に先立つ數年の鑛業界が眞に息詰る程重苦しかつただけに、その慶びは大いなるものがあつたのである。

南方各地域の鑛産資源は、その鑛種に於て極めて多様であり、その埋藏量に於ても亦豊富を豫想されて居る。然し乍ら如何に豊富な鑛産資源が賦存して居るにしても、單にそのみでは我國の鑛産資源の自給確保に役立たないのである。之等の鑛産資源を如何にして開發し、又如何にして現實に生産し得るか、今後我國鑛業に提供せられた最も大きな課題であらう。

第三章 鑛山統制の沿革

第一節 上代の鑛山統制

我國上代に於ける鑛業は欽明天皇の十三年佛教の渡來による鑄金工業の發達と共に興つたものであつて、佛像の鑄造、寺院建築の隆盛により、金屬の需要が頓に増加するに及んで、國內資源の發見、開發の奨励と、消費の制限の兩面に對して早くより各種の施策が實施せられたのであつた。

由來我國に於ては建國以前は勿論のこと、奈良朝に至つて鑄金工業が發達した當時に於ても尙國內鑛業としては僅かに砂鐵を産したのみであつた。従つて佛教の渡來後、盛に行はれた佛像の鑄造、寺院の建築に當つても、その當初に在つては之に必要な金銀銅は海外よりその供給を仰ぐより他なく、高麗の金、百濟の銅に依つてその需要を賄つて來た様な次第で、彼の有名

な法興寺の釋迦佛も此の朝鮮からの獻銅によつて鑄造せられたのであつた。

當時建造された四天王寺や法隆寺の規模の雄大な點から、之に必要な金屬の所要量が如何に莫大であつたかを推察され得るのであるが、更に奈良朝の上流社會で裝飾用或ひは埋葬用に使用せられた金銀銅の量も非常に大きく、之が爲金屬の缺乏は甚だしきを告げるに至つたので、大化二年（紀元一三〇六年）に金屬の使用禁止令が發布されたのは正史に現はれた鑛産物に對する消費統制の嚆矢と見るべきであらう。

銅が貨幣として我國で始めて流通されたのは、持統天皇の八年（紀元一三五四年）に鑄錢司の官制を定めてからのことであるが、當時は未だ國內に産銅無く、その原料を得るのに困難を極めたのであつた。

従つて、慶雲五年（紀元一三六八年）に武藏の秩父から自然銅の獻納があつた時の朝野の慶びは大變なもので、朝廷におかれても獻銅を嘉賞せられ、年號も「和銅」と改め、孝義の表彰、高年者に對する賜物などが行はれた。

銅以外の鑛産物に就ては、之より早く、天智天皇から持統天皇、文武天皇の時代にかけて、

少量乍ら、白金(銀)、白堊石、雄黃、鑄鐵、燃水(石油)等が発見され、又献納された記事を、日本書記、國史略、續日本記等の中に見ることが出来る。

持統天皇八年の前記鑄錢司の設置當時は正しく我國鑛業の黎明期とも言ふべきで、朝廷に於ては金銀の有望地に官吏を派遣して熱心な奨励策を試みられ、其の後數十年間に発見された鑛山は全国各地域に亘つて極めて多數に上り、陸中の尾去澤鑛山、飛驒の神岡鑛山等、今日大東亞戰爭下に於ける鑛物増産の花形鑛山も既に此の時代に開坑されたのであつた。

和銅六年に編纂せられた風土記も多彩なる當時の鑛山開發熱を誌したものである。

我國に於ける鑛業が右の如くその黎明期に入ると共に鑛業に關する規定も始めて制定を見ることとなつた。即ち和銅の改元に先立つて制定された「大寶令」は、その中に鑛業に就ての規定をも掲げ、民間の鑛業權を認めると共に鑛物發見の報告義務を定めた。

今茲にその全文を掲げて参考にしよう。

一、國內に銅鐵を出せる所ありて、官未だ採らざるは百姓私に採るを聽す。若し銅鐵を納め又は庸調を折充するものには、官採の地に於ても聽す。凡て山川藪澤の利は公私之を共に

せよ。

一、凡て山澤に異寶、異木及金、玉、銀、彩色、雜物ありて、國用に供するに堪ふるを知らば、皆太政官に申して奏聞せよ。

文武天皇以來歷代朝廷の鑛業奨励政策に依り、全國鑛山の開發は著しく進んだが、支那大陸との文物交流の頻繁から、遣唐使の費用等、奈良朝が海外支拂の爲必要とした金塊又は銀塊は激増し、生産奨励のみでは到底間に合はず、弘仁六年(紀元一四七五年)、承知元年(紀元一四九四年)の二回に亘つて、裝飾用、箔泥用の金銀の使用禁止令が發布された。

尙當時の産銅政策として特記に値するものは養元二年(紀元一三七八年)の「養老律令」で、その中に

一、死罪に相當するものも銅二百斤にて死を免ぜらる。

二、流刑に相當するものも銅百斤乃至三百四十斤を納付すればその處分を免除せらる。

と言ふ規定を掲げたことは、今日の刑法の觀念からすれば考へ及ばぬ處であるが、當時國家が

金屬に對する要求の如何に急であつたかを物語るものである。

平安朝時代にも全國の鑛山開發は引續いて促進され、就中奥州の金鑛業の隆盛は最も著しく藤原清衡の中尊寺の建立、義經記の金賣吉次などは我國鑛業發達史に長く残る所であらう。

第二節 近世に於ける鑛山統制

我國鑛業は前節に述べた如く、既に上代に於て大陸の佛教文化の輸入と共に早くより多彩の發展を示し、熱心なる獎勵策と相俟つて各地鑛山の開發を見たが、鎌倉幕府以後に於ては、奥州の砂金事業を除いては一般に衰運に傾き、足利時代の金閣寺、銀閣寺の建造は金屬に對する需要を一時喚起したが、國內鑛山の開發はさまで見るべきもの無く、戰國時代に入つて再び急激な發展を遂ぐることとなつた。

當時各國の諸將は富源獲得の爲鑛山の開發に力を注ぎ、今川義元の梅ヶ島金山、武田信玄の黒川鑛山、滿福鑛山、上杉景勝の鶴子銀山、北條氏康の土肥金山、蒲生氏郷の輕井澤銀山等は何れもこれ等諸將の寶庫であり、又石見の大森銀山、越中の松倉金山、但馬の生野銀山、但馬

の中瀬鑛山等の大鑛山は諸將爭奪の對象となつた。

此の時代に新たに發見された鑛山の中には佐渡金山、赤澤鑛山（後の日立鑛山）向山鑛山（後の阿仁鑛山）の如く今日の大鑛山を數へることが出来る。

斯かる鑛業の隆盛の中に、天下を統一した豊臣秀吉は、産業振興政策の中でも特に鑛業の獎勵に力を入れると共に、「鑛山は凡て公議の御用たるべし」との布告を發し、鑛山の國家管理とも見るべき強力な統制を實施し、之に依つて莫大な富を得たのであつた。

此の秀吉の鑛業政策は、その儘、徳川家康の鑛山國有となつて踏襲され、家康は全國の重要鑛山を幕府の手に収め、之等の御直山即ち直轄鑛山には夫々奉行を置き、開發經營を行はせると共に、積極的に全國に鑛山開發獎勵策を講じた爲、慶長・元和に互つて幾多の新鑛山の開坑を見ることになつた。

然し、之等の開發獎勵策に止らず、家康が近世鑛業史上に残した最も大きな足跡は、彼の有名な「山例五十三條」の制定であり、徳川二百六十年の鑛業政策の基礎は之に依つて確立されたのである。

此の「山例五十三條」の特色とも見られるものは、

一、第一條に於て「警ひ名城の下たりとも鑄うち於有之は、採掘不苦候」とて地下資源採掘の優先権を認めたこと。

二、第二條に於て「山師金掘師を野武士と號すべし」とて鑛業従事者に對しては、士・農・工・商の階級の中、特に野武士の稱號を與へて優遇し、帶刀をも許したること。

三、第十九條「一山は一國たるべし、他の指揮に及ばず」とて鑛山に特別行政權を與へたと。

四、第四十四條「山師金掘師の筋紵は金山正面、次は銀山師、次は鉛山師、(註)次は銅師の順列たるべし」とて掘師の順位を定めたこと。

(註) 鉛は當時彈丸用として重視された爲銅の上位に置かれたものであらう。の諸點であらうと思はれる。

家康の没後も、徳川幕府は鑛山の開發獎勵に力を入れ、三代家光時代寛永四年には諸國に金奉行、銀奉行を設置した。當時金の生産額は年二百貫に上り、此の中佐渡鑛山のみで百貫に達

するの盛況で、羽前の延澤銀山、石見の大森銀山等も鑛況發展し、又、薩摩山ヶ野金山の開坑を見たのも亦此の頃であつた。

金・銀鑛業の隆盛が元和、寛永の時代であつたとすれば、銅鑛等の盛況は五代綱吉の貞享年間であつて、當時の稼行銅山は三十四に及び、寛永十五年に發見された足尾銅山の年産二百五十萬斤を最大とし、全國總生産高は九百萬斤に達した。銅山のみでも鑛山勞務者二十萬、銅製鍊に要する炭焼人夫十萬、大阪銅屋の南蠻紋の職工一萬を數へ、以て當時の銅鑛業の隆盛を知ることが出來よう。

引續き元祿時代に於ても亦各地に多數の鑛山の開坑を見たが、元祿三年伊豫に發見された大銅山が、即ち今日の別子銅山であつた。

家康は貨幣政策として金銀貨の統一を圖ると共に、幕府の機關として慶長五年に江戸に金座を、同六年には伏見に銀座を設け、更に寛永十三年に至つて江戸に錢座を設置し、通貨の鑑査、金・銀・銅・地金の買收等、通貨に關する一切の事務を管掌せしめたが、降つて元文三年八代吉宗に至り、大阪に銀座加役の銅座を新設し、銅賣買の取締、新古銅出入數量の調査等を

掌らしめることになつた。此の銅座は寛延三年一時廢止されたが、間もなく復活され、明治維新後、鑛山司と改稱されるまで存続した。

我國上代に於ける金銀銅の需要に對しては當初來、大陸からの輸入にその供給を仰いで來たが、豊臣時代より支那及和蘭、ポルトガルとの貿易が起るに及んで多大の金銀の輸出を見るに至つたので、徳川幕府は當初銅の輸出を奨励し、金銀の流出を抑制する方針を採つた。

殊に和蘭行掉銅は元和年間には年額十萬斤を出なかつたが、寛永年間に至り貿易港を長崎一港に限ることになつたにも拘らず、銅の輸出は數十萬斤に上り、寛永十四年鑄貨原料に脅威を感じ、一時銅の輸出禁止が行はれたが間もなく解禁され、爾來重要輸出品としてその輸出が續けられた。

近世銅鑛業史の上に特筆しなければならぬのは、天正年間に泉州堺の銅商人住友壽齋が蠻賈白水より傳授を受けた南蠻絞りである。此の南蠻絞りは銅の中に含まれた金銀を抽出する方法で、之迄我國で産出された銅は何れも金銀を含んだまゝ國內で使用され、又は海外に輸出されて居たものであるが、南蠻絞の傳授以來、國內の産出銅は一度大阪の銅座に集められ、茲で金

銀を絞り出したので、爾來金銀の我國生産高も著しく増加するに至つた。

以上極めて概略乍ら我國鑛業史上に現はれた鑛山統制の概要を瞥見したのであるが、金屬鑛業以外の鑛業、即ち石炭、石油鑛業はその發展の沿革も極めて近世のことに屬し、國家としての施策等も殆ど見るべきもの無く、明治以前の我國鑛業史は金屬鑛業の歴史であり、鑛山統制の歴史も亦金屬鑛産物に關する統制史であることを知るのである。

(註) 石炭は今より四百七十年前足利義政の文明年間に筑後三池で發見されたのが最初で、その開坑を見たのは降つて享保年間であつた。其の他宇部炭田の發見は延寶年間、高島炭田は寶永年間、唐津炭田は享保年間、常盤炭田は漸く安政年間のこと極めて近世のことであり、當時は未だその利用方法も家庭用燃料として薪炭の代用に使はれた以外には殆ど知られなかつた。

一方石油は往古クソウツと稱へられ、草水、草生水、臭水等の字を以て傳へられたが、之が燈用に供せられたのは慶長の頃、越後玄藤寺油田から産出されたものを以て始めとし、明治初年に行はれた信州、越後の鑿井も失敗を續け、之が企業化を見たのは漸く明治二十一年日本石油會社の創立に始まるのである。

第三節 明治以後の鑛山統制

舊幕時代に於ける我國鑛業は、前述の如く幕府又は各藩の大名の直轄として、その庇護の下に經營せられて來たが、明治二年二月の行政官布告で

「鑛山開拓之義ハ其地居住之者共故障筋無之候ハ、其支配之府藩縣へ願之上掘出不苦候府藩縣ニ於テモ舊慣ニ不混速ニ差許可申事」

と令し、更に同四年四月大政官布告に於て

「鑛山開採之儀願出度輩ハ其地方官ニ於テ身元取調相應ノ仕法相立候分ハ伺ノ上御差許可相成相當ノ稅爲相納請負可申付候條願人有之候ハ、早々可申出事」

と言ひ、民間の鑛業經營を公認すると共に、鑛業の許可權を中央に保留し、更に民間の鑛業經營が國家に對する請負であることの趣旨を宣示した。

次いで、明治五年には太政官布告で「鑛山心得」を公布し、鑛物は國有なること及び鑛業は國家の專權に屬することを明かにし、引續き明治六年に、我國近代鑛業法規の濫觴とも稱すべ

き「日本坑法」が制定公布された。

「日本坑法」は未だ法定の鑛物の種類に就ての列記無く、「鑛山心得」の國家專權の趣旨を其儘引繼いだものであるが、明治二十三年その一部を改正し、試掘權及び探掘權の許可を自由裁量から先願主義に改められた。

此の日本坑法に代つて、明治二十三年に制定され同二十五年から施行された「鑛業條令」は、現行鑛業法の前身を爲すものであるが、之に依つて始めて鑛業に對する明治初年以來の國家專權の方針は改められ、國家は單に鑛業を許可し、之を監督するに止ることとなり、鑛業の經營は一定の條件の下に、民間人に對し平等にその經營が認められることになつた。又法定鑛物の種類を列舉したのも此の「鑛業條令」が最初である。

現行の「鑛業法」は明治三十八年に制定公布され、その後數回に互つて一部の改正が行はれて今日に及んで居るのであるが、「鑛業條令」と異なる點としては、「鑛業權」と言ふ名稱を始めて採り入れると共に、その性質及び效力を明かにし、鑛業權を根幹として、之に對する國家の保護監督及び私法上の規定を統一的に整備した點である。

以上が明治初年以來の、我國鑛業に關する法規の變遷の概要であるが、舊幕時代の鑛業行政を引繼いだ明治政府は、先づ政府自ら重要鑛山の開發指導を行ふ爲、官營の方針を定め、明治元年の生野鑛山を第一着手とし、引續き同二年には佐渡鑛山、同三年には小坂鑛山を官營とし更にその後、阿仁鑛山、院内鑛山等を官營に移し、盛に外國人技師を雇入れ、採鑛・選鑛・製鍊に互つて、技術の輸入を行ひ、新式設備の建設に當らせた。

然し乍ら官營鑛山の新施設も一段落を告げた頃、明治政府は財政上よりする官營事業拂下論と、一般産業の民營主義への方向轉換の氣運とから、茲に鑛山拂下の方針を決し、明治十七年藤田組に對する小坂鑛山の拂下を第一とし、十八年には阿仁鑛山を古河合名に、更に、二十九年には生野鑛山、佐渡鑛山を夫々三菱合名に拂下け、我國の鑛山は總て民間企業に委ねらるるに至つた。

明治政府の鑛山行政機關は明治元年二月に大阪の銅座役所を幕府の手から新政府の所管に移し、之を大阪銅會所と改稱したのがその發端であるが、同年七月には之を鑛山局に改め、更に十二月には鑛山司と改稱した。

明治三年工部省が設置されるに及び、大阪の鑛山司は之を廢止して、全國の鑛山事務は凡て工部省鑛山司に於て處理されることになり、次で、明治十八年内閣官制の制定と共に工務省は廢止されて、鑛山行政は農商務省鑛山課の所管となり、十九年には鑛山行政の規模を擴大して鑛山局の開設を見るに至り、その後大正十四年商工省の獨立分離に際してもその儘鑛山局として残つて來たのである。

(註) 商工省の鑛山局は先年の機構改革で、鑛産局、鐵鋼局及燃料局に分離したが、之は鑛業部門の著しい發達と、國家的にその行政が一層重要性を加へるに至つた爲、分割を必要としたもので、尙近く鑛産局は行政の簡素化により新たな機構改革が考慮されて居る。

以上の如き鑛業行政を掌る中央官廳の幾度かの機構改革の中で、最も重要な變革は明治二十三年六月の改正である。時の和田鑛山局長は鑛業行政が一般産業行政と著しく異つて居る特色を強調し、明治初年地方長官に委任した地方鑛山行政權を凡て回収して中央に集め、地方鑛山の事務處理の爲、東京、秋田、大阪、廣島、福岡、札幌の六地に鑛山監督署を新設することになつた。其後鑛山監督署は數次の官制改正を経て、鑛山監督局の名稱に改められ、今日の如く

札幌、仙臺、東京、大阪、福岡の五箇所に置かれるに至つた。

(註) 本年(昭和十七年)は鑛山監督署設置五十年記念に當り六月には各地で盛大な五十週年祝典が舉行された。

明治以後の我國鑛業は右の如き鑛業法規の整備、行政機構の充實と、政府自らによる海外技術輸入の努力に依つて、日清戦争當時までに着々鑛業發展の準備が進められたのであつたが、その後鐵道の普及、港灣施設、船舶の發達と共に鑛山の開發は著しく進歩を示し、日露戦争後の各種産業の發達、鑛業資本の増加に依り、飛躍的な發展を遂げるに至つたのである。

然し茲に忘れてならないことは、明治二十五年の「鑛業條令」の實施を轉機とする製鍊事業の發達である。

即ちそれ以前にあつては鑛山の經營者は、鑛石製鍊の義務を負つて居たのであるが、「鑛業條令」に依り鑛山は必ずしも製鍊所の附屬を必要とせず、之が爲、鑛業經營者は鑛石輸送に便利な地點を撰んで獨立製鍊所の設立を計畫し、此處に大規模な中央製鍊所の建設を見ることになり、技術的經營的に我國鑛業の發展を促す所となつた。

第四節 歐洲大戰後の自治統制

明治の末期以來、民間鑛業資本の増加による大規模の鑛山開發と、大正の初年にかけての四阪島、直島、佐賀關、鎮南浦等の中央製鍊所の建設等により第一次歐洲大戰下に於て、我國鑛業は飛躍的な發展を辿つたが、大戰終熄と共に反動に遭ひ、鑛産物に對する世界各國の需要減退から國內に於ても需要の減少を見、我國鑛業は一轉して過剰生産に悩むことになつた。

殊に鑛山用物資の價格騰貴、勞銀の昂騰に加へて、勞働爭議の頻出に依り、鑛山經營は困難の度を増し、而も鑛産物價格は下落した爲、全般的に生産制限の必要が起り、事業の縮少、鑛山の休止を見るものが續出するに至つた。

茲に、大戰終熄と共に我國鑛業に於ては生産の制限と鑛産物價格の調整とを目的とした民間企業者による協定機關の結成を見るに至り、自治的統制團體の設立にその第一歩を踏み出したのである。

即ち「鑛石會」及「水曜會」は此の協定團體の最も代表的のもので、之等の協定機關は滿洲

事變後に於ても尙引續き統制機關としての役割を果して來たが、支那事變後に於ける各種の戰時統制法令の施行と共に、改組強化を餘儀なくされ、次第に任意的統制團體から、官民協力の統制機關として整備され、配給の統制、價格の協定から進んで生産配給の一貫統制機關となり戰時計畫經濟遂行上の法的統制團體にまで發展することになった。

茲に、自治協定團體の代表的のものとして、「鑛石會」及び「水曜會」の設立の経緯並びに機能等に就て簡単に記述することにする。

〔鑛石會〕

鑛石會は大正八年、當時硫化鐵鑛の最大の消費者であつた大日本人造肥料（現日産化學の前身）に對し、生産者側の久原鑛業（現日本鑛業の前身）と古河合名とが協議の上設立したもので、その後藤田組の加入を見、遅れて三菱鑛業も之に参加し、昭和三年には住友鑛業も之に加はることになり、茲に所謂産銅五社を網羅して強力のものとなつた。

鑛石會設立當時は、大日本人造肥料會社に對する硫化鐵鑛の販賣に關して、生産者側が不利な賣鑛條件を防止する爲、價格の協定を行ふと共に、併せて販賣の地盤協定をなすことを

目的としたものであつた。然し間もなく大日本人造肥料會社に對してのみでなく、一般に硫化鐵鑛の販賣に關しても協定を行ふこととなつた。

鑛石會の機能は總じて加盟會社の協定に盡きるのであるが、協定違反に對しても別段の罰則規定は無く、言はゞ純然たる紳士協定と見るべきものであつた。此の協定は、東京、大阪の兩鑛石會の滿場一致を原則としたものであつて、此の點に一つの特色を持つて居る。然も此の協定は罰則の皆無にも拘らず、加盟會社に依つて嚴守され、その目的を達成し得たのである。

鑛石會加盟の五社は、何れも我國鑛業界の雄であつて、金銀銅の産出も殆どその大部分を占めて居た關係から、其の後に至つて金銀銅鑛の買鑛問題に就ても、鑛石會に於て之を取上げ、協定を行ふことになった。

即ち、硫化鐵鑛に就ても、金銀銅鑛石に就ても、買鑛條件の決め方一つで、價格協定の内容は如何様にも實際上調整し得る爲に、買鑛條件の統一は、價格協定實施の根本問題としてその解決は長年月に互る鑛業界の懸案であつたのである。

然し乍ら當時に於ては、未だ買鑛條件統一の氣運は容易に熟せず、結局鑛石會としては買鑛建値の協定發表を以て満足することも亦已むを得なかつた。而して此の多年に互る懸案は其の後日本金屬鑛業聯合會に引繼がれ、硫化鐵鑛及金銀銅鑛石の買鑛條件の統一によつて一應解決された。

昭和十五年十月日本金屬鑛業聯合會の設立と共に、鑛石會はその機能の全部を同聯合會の手に移し、茲に二十年に互る歴史を閉ぢて、昭和十六年鑛石會の發展解消を見ることになつた。

〔水曜會〕

鑛石會と同様の性格を持つた協定機關として、水曜會の存在も亦我國鑛業界に大きな足跡を残したものである。

水曜會は第一次歐洲大戰後、我國銅鑛業が不況時代に入つた大正九年、久原鑛業、藤田組、三菱鑛業、住友鑛業及び古河合名の我國產銅五社に依つて結成された。

水曜會は全く銅のみを對象とし、大戰後の銅の生産過剰に對處する爲に設立されたのであ

つた。従つて銅の生産制限協定を第一とし、その他銅の販賣經路及び輸出協定を目的としたのであつたが、當時この產銅五社の協定に依り、内地產銅の諸問題は完全な統制下に置かれて居たのを見ても、右五社が如何に我國銅鑛業に重要な地位を占めて居たかを知り得るであらう。

昭和九年頃、我國が銅の輸入を開始するに至るや、銅の生産者團體としての水曜會は消費者團體たる「二四機會」と提携して、銅の輸入協定を結ぶこととなつた。即ち、銅の輸入を行ふに當つて、消費者側の自由輸入を抑制し、内地產銅業界に混亂を起さぬ様、之に必要な協定を実施することに成功した。

斯くして銅の輸入及び配給に關しては、水曜會を中心とした任意的統制が完全に行はれることになつたが、此の協定も亦、鑛石會に於ける場合と等しく、罰則規定の無い純然たる紳士協定であつたことは注目されなければならない。

鑛石會と言ひ、水曜會と言ひ、此の紳士協定が終始破られることなく實行されたのは、偏へに協定者相互の信頼と、協定者が業界に有する實力とに據るものであつて、此處に我國銅

鑛業、惹いては我國鑛業全體がその構成の上に自治的任意統制の機能を發揮し得る著しい特性の一端を認識すべきである。

支那事變の勃發に依り、銅鑛業界に於ても任意的協定團體より更に進んだ高度の統制機關の設立が官民の間に要請せられるに至つたので、昭和十三年二月に至り内地産銅業者を一丸として、日本銅統制組合が設立せられ、之と共に水曜會はその主たる機能を同組合に移譲して事實上その使命を終つたのである。

水曜會は爾來産銅五社の社交團體として存続することになつたが、昭和十五年日本金屬鑛業聯合會の成立に當つては、水曜會が直接、間接に大いに盡瘁する所があつた。

以上の外産銅五社に三井鑛山を加へ、主として金の流出に對する協定を目的とした金銀會、三菱鑛業及び三井鑛山の間で結成された鉛、亞鉛買鑛會等があり、其の他にも特定の鑛種に關して設けられた任意協定を目的とする團體も多々あるが、之等に就て一々此處に取立て、述べる煩を避けることにする。

「鑛石會」と「水曜會」とは、支那事變以前の我國鑛業界に於ける任意的協定機關としては典型的且極めて有力な團體であつて、我國鑛業の圓滑なる運営に貢獻した所亦洵に多く、長く記憶せらるべきものであらう。

第四章 鑛山統制會の設立

第一節 支那事變の勃發

昭和六年、滿洲事變の發生に依り東亞の情勢は一變し、我國の大陸政策の遂行に對する各國の現状維持勢力は、或ひは國際聯盟を背景とする對日外交の壓迫となり、或ひは支那に對する排日、抗日政策の煽動となり、我國を環る極東の情勢は漸く險惡を告げることゝなつた。

此の間歐洲に於てはナチス獨逸の發展、イタリーのエチオピア戰爭、スペイン戰爭等に依り英米の現状維持勢力に對抗して、新興國家はブロック經濟強化に拍車をかけ、我國に於ても英米經濟圏からの離脱、經濟の自給自足化を目指し國內革新を斷行すると共に、原料の自給、重工業、化學工業等の發達獎勵に向つて、本格的な態勢を整へることゝなつた。

斯かる經濟情勢の變革と、重要産業の飛躍的發展から鑛産物に對する需要も加速度的に増大

し、滿洲事變後數年間に我國鑛業が著しい發達を遂げたことは既に第一章に於て述べた通りである。

然し乍ら當時の所謂準戰時體制の時代に在つては、鑛業に對する統制は全く民間の自治統制に委ねられ、「鑛石會」或ひは「産銅水曜會」の如き國內の有力企業を以てする自治機關の協議に依つて、國內鑛業の圓滑なる運営が行はれ、未だ直接政府の手による統制を受けることは無かつた。

此の時に勃發した支那事變は我國の産業經濟に劃期的の變革を加へることになり、鑛業も亦るの相貌を茲に一變することゝなつたのである。

即ち支那事變を契機として、我國經濟は從來の準戰時體制より、一轉して急速に戰時經濟體制の段階に入つたのであるが、この戰時體制への移行に當つては第一に尨大なる軍需資材の供給確保を目指し、生産擴充計畫の強力なる遂行を圖る爲、資金の供給、勞務の配置、資材の配給、消費の規正、貿易の管理等各部面に互る強力な經濟統制が必至の要請となつた。即ち政府は事變勃發後の第二次臨時議會に於て二十億に上る尨大なる軍事費と共に「臨時資金調整法」

「輸出入臨時措置法」及「軍需工業動員法」等を提出し、戦時統制の基礎的體制を整へたのであつた。

當時我國非鐵金屬部門に於ては、軍需並びに生産擴充計畫の遂行に基く金屬礦物の需要増大、産金政策の強化等に依り國內鑛山は既開發鑛山の擴張、新規鑛山の開發等が急速度に行はれてゐた。而も、金屬礦物の國內自給率は尙極めて低く、需要の大半は海外よりの輸入鑛石に依存し、漸く之を充足しつゝあつたのである。即ち今事變前の昭和十一年度に於ける非鐵金屬の需給状態に就いて見るに、對需要輸入比率は銅の三七・六を始め、鉛、亜鉛、錫、アンチモン、水銀等孰れもその六〇%乃至九〇%、ニッケルの如きは一〇〇%を輸入に仰いで居り、我が非鐵金屬鑛業は、右の如き海外依存態勢のまま根本的な國內自給體制を確立する道もない裡に支那事變を迎へたのであつた。従つて、事變を契機とする急速なる戦時體制確立の必要に伴ひ、戦時不可缺の軍需資材としての非鐵金屬は尨大なる軍需を充足する爲め當初に於て早くも高度の統制が加へられるに立到つたのは蓋し必然の勢ひであつた。

さて事變勃發後に於ける我國非鐵金屬統制は民間の自治的統制より法的統制へ、又消費の統

制より生産配給の統制、價格の統制へと、漸次強化擴大され、又之が統制機構も民間の自治的統制より官僚統制へ、更に官民協力統制機關の整備へと發展したのであるが、之は我國金屬鑛業が内に自主的高度國防國家を確立し、大東亞共榮圈建設を目指す我が戦時經濟體制確立のため經驗しなければならぬ必然的な過程であつたのである。今姑らく事變以後に於ける非鐵金屬統制の迹を辿つて見やう。

第二節 配給統制の強化

前述の如く、政府は事變の勃發するや、第二次臨時議會に「臨時資金調整法」及「軍需工業動員法」と共に「輸出入臨時措置法」を提案し、戦時統制の基本的體制を整へたのであるが、引續いて政府は右の「輸出入臨時措置法」に基き、昭和十三年七月鉛、亜鉛、錫、アンチモン使用制限規則を公布、更に同八月には銅使用制限規則（本規則はその後昭和十四年三月、同十五年八月、同十六年十月改正強化さる）を公布し、更に同月、同規則に基き「銅使用制限規則ニ依る物品指定」の商工省令を公布（同十四年三月「同上追加」公布さる）、銅始め主要金屬の徹底的消費統

制を行ふと共に、同年十一月には銅、鉛、錫等配給統制規則を公布、同十二月より實施した。本規則はその後二回の改正を経て今日に及んで居るが、本規則は國內にて製鍊する銅、鉛、亜鉛、アンチモン、錫等の地金は輸入地金と共に原則として、凡て一元的に配給統制組合に集中せしむることを骨子としたもので、本規則に依り日本銅統制組合、錫統制組合、日本故銅統制株式會社、日本鉛、亜鉛、アンチモン統制組合等の配給機關が夫々設立せらるるに至り、こゝに我國主要非鐵金屬の一元的配給機構は早くも同年中にその確立を見ることとなつたのである。次に右の各配給機關の配給統制の内容について一應概観することとする。

一、日本銅統制組合

本邦主要産銅業者は事變勃發後間もなく昭和十二年十月頃より事變下産銅界の情勢に鑑み、銅の一元的統制をなす可く準備を進め翌十三年二月日本銅統制組合が結成せられ、同年四月より電氣銅の配給統制を實施した。斯く銅の統制機構が逸早く確立を見たのは、第一次世界大戰後經濟界の反動不況、産銅業の危機に對し當時の主要産銅業者五社（日本鑛業、藤田組、古河鑛業、三菱鑛業、住友鑛業）が自主的な統制機關として、水曜會を結成し、國內需給の均衡

に努め來つたため、支那事變の勃發に伴ふ銅の需給に異常な變化が豫想された時も、當時唯一のアウトサイダーであつた昭和鑛業を加ふれば、全國主要産銅業者を網羅する有力な統制機關として、活動し得る充分なる素地が培養確立されてゐたと云ふ事情に依るものであつた。即ち日本銅統制組合は前記「水曜會」加盟五社の外に昭和鑛業を加へ、その後、朝鮮の諸會社や、ラサ工業、石原産業等の産銅會社をもその統制下に收め、銅配給統制協議會の下に電氣銅、粗銅、屑故銅、原鑛石の一切に至る一元的統制機關として國內産銅の全需給を掌握することとなつたのである。

二、日本故銅統制株式會社

電氣銅の統制が日本銅統制組合に統制せらるるや、故銅の需給が逼迫し、之が統制必要のため、昭和十三年十月故銅、屑銅を取扱ふ電線伸銅會社、産銅會社、關係取引業者等を株主とし、資本金三、〇〇〇、〇〇〇圓（内拂込一、五〇〇、〇〇〇圓）を以て設立され、日本銅統制組合と相俟つて我國銅需給統制は漸次整備確立を見ることとなつた。

三、鉛、亜鉛、アンチモン統制組合

昭和十三年設立、組合員は九社より成り、銅統制組合と同様國內鉛、亞鉛、アンチモンの需給統制をなす。

四、錫統制組合

昭和十三年設立、組合員は八社より成り國內錫の需給統制をなす。

以上銅、鉛、亞鉛、アンチモン、錫等主要金屬の統制機構の確立に引續き、超えて同十五年水銀統制組合及びニッケル統制組合の設立を見、續いて同十六年に至り滿庵統制機關として帝國滿庵株式會社、硫黃統制組合等が相次いで設立せられ、こゝに非鐵金屬の重要品目に付き、一元的配給統制が實施せらるゝに至つた。勿論、右以外の金屬に就ても、例へば重石鑛のフェロタンゲステン分科會、蒼鉛協議會、カドミウム協議會、又、硫化鐵鑛の鑛石會等の如く、既に昭和十三年頃より自由な處分は許されず統制販賣が行はれてゐるため、銅鉛等に於ける如き強力なる一元的配給機關は存在しなかつたが、而も事實は強力なる統制下に配給が行はれたのであつた。

その後、日本金屬鑛業聯合會の設立と共に前記硫化鐵鑛の統制は鑛石會より同聯合會硫化鐵統制部に引繼がる事となり、次で昭和十六年六月、硫化鐵鑛配給統制規則の公布を見るに至つた。猶同年十二月鑛山統制會の設立、と共に、その下部機構として日本金屬配給株式會社が設立せられ、前記日本銅統制組合、鉛、亞鉛、アンチモン統制組合、錫統制組合等は發展的解消を遂げ、夫々の配給業務は何れも同配給會社に吸収せられることとなつた事は後述の如くである。

右の如く、主要非鐵金屬の消費部面並に配給部面に於ては、各品目に互り、早くも強力な法的統制下に置かれるに至つたが、之等主要金屬の價格は事變前より自由價格に放任せられたため、事變勃發後、國內需要の増大と共に之等の金屬價格は昂騰の一途を辿り、十三年上半期には驚く可き高値を示すに至つた。即ち例へば、昭和十二年に於ける鉛平均市價は五五圓八二錢であつたものが十三年八月には百五十圓の高値が現はれ、亞鉛また六七圓六二錢より一二〇圓臺を稱へると云ふ暴騰振りを示す状況にあつたので、業界に於ても價格統制の必要を認め、昭和十三年九月より前記各統制組合に於て自治的統制を實施し、低物價政策に資すると共に、價

格面よりする需給の圓滑化に努力したのであるが、各組合の賣値は毎日變動するので、同十五年六月銅、鉛、亜鉛、アンチモン、錫等各新地金は何れも公定價格の下に据置かれることとなつた。かくて政府は飽くまで低物價増産の方針を堅持し來つたのであるが、其後國內各鑛山とも生産費の昂騰のため、採算割れの状態に陥り、延いては増産を阻害するに至つたので、昭和十六年八月銅増産對策として銅の公定價を一三五圓より一舉一八〇圓に値上げし、同九月より實施した。産銅業者は之に依り、一應赤字の悩みから解放された。尙從來、銅地金の販賣價格は國內鑛山から生産されたものと、外國鑛石から生産せられたものと、輸入電氣銅とを日本銅統制組合に於て集荷し、プール計算に依つて決定してゐたのであるが、右の改訂で國內鑛石に就いて特定の生産者に所屬する指定鑛山の産銅と、其他の鑛山の産銅との間に買入價格に格付を行ひ、これ等全部をプールし、百疋一八〇圓と定めたのである。尙鉛、亜鉛等に就ても十七年四月に至つて更に公定價の引上げを見るに至つた。

第三節 國策會社の設立

以上述べた如く支那事變の進展と共に、主要金屬鑛物に就ては消費統制規則、配給統制規則等幾多の命令規則が制定せられ、以て需給調整、生産擴充の要請に應じ來つたのであつた。而して之等の統制規則は事變の進展に對處して一應の應急的需給策として、その役割を果したのであるが、更に事變途上西歐に勃發した第二次世界大戰の進展に伴ひ、國際關係は目を逐ふて惡化し、米國を始め反樞軸諸國よりする鑛石、地金の輸入は漸く困難化するに及び從來の消極的需給統制に代つて根本的な生産統制への前進が必然的な要請となつて來たのである。既に支那事發勃發後間もなく、政府は金、非鐵金屬（銅、鉛、亜鉛、錫、ニッケル）、輕金屬（アルミニウム、マグネシウム）を始め、十五品目に互る國防重要物資の計畫的生産増大に依る我國重工業確立のため生産力擴充五ヶ年計畫を設定し、資材、勞力、資金等をこの方面に集中する方策が採られたのであるが、他方事業の基礎を確立し、以て重要國防資材の増産を期する目的を以て重要資材の製造事業に關し諸種の事業法の制定を見ることがなり、昭和十三年三月には「重要鑛物増産法」が公布實施せられ、銅、鉛、亜鉛等重要非鐵金屬の生産に従事する事業の讓渡、廢、休止、設備の増設、變更等は政府の許可を要する外政府は必要に應じ、之等生産設備の擴張を命

じ得ることとなり、強度の生産統制下に置かれると共に、増資起債等、資金調整に便宜が與へられ、又採鑛獎勵金交付規則（十三年五月）、選鑛場設置獎勵規則（十五年五月）、鑛山機械化獎勵規則（十六年四月）等、本格的な補助金政策が實施せられた。尙右の増産諸政策の外に政府は十四年八月帝國鑛業開發株式會社（公稱資本金三千萬圓、政府民間折半出資、拂込七百五十萬圓、現在公稱資本金九千萬圓、拂込二千七百萬圓）を設立し、先に設立された日本産金振興株式會社（資本金五千萬圓内拂込四千萬圓）と共に、金及主要非鐵金屬増産のため、事業資金の圓滑なる供給と、休眠鑛區及低品位鑛の開發を行はしめる等生産増強、國內自給體制確立への體制は着々整備されることとなつたのである。

以上我々は支那事變以後に於ける我國非鐵金屬統制の發展の跡を極めて概觀的に觀て來たのであるが、統制初期の形態は外部的規正に依る部分的統制に重點が置かれたため、統制相互間に統一聯絡を缺く憾みがあり、統制は更に統制を誘導する傾向を生じ、戰爭の長期化に伴ふ經濟上の幾多の障礙から資材の獲得、勞務者の確保等、生産擴充上極めて困難な問題に逢着したにも拘はらず、我が非鐵金屬鑛業部内に於ては與へられた條件の下に凡ゆる困難に耐へ、日夜

を分たぬ稼行を強行し、増産の要請に應へて來たことは洵に驚異至極と言はねばならない。

第四節 經濟新體制の確立

支那事變途上に於て、突如勃發した第二次歐洲大戰は我國戰時經濟に新たななる段階を劃した。即ち、從來より惡化を辿つてゐた我が對英米關係は逐日尖鋭化し、兩國は援蔣行爲を積極化すると共に、昭和十五年一月には日米通商航海條約を一方的に破棄し、先づ屑鐵、石油、金屬等の禁輸を斷行し、漸次對日經濟壓迫を加へ來つたが、我國としては支那事變處理、東亞新秩序建設てふ根本國策完遂の爲には、最早對英米協調に依り解決するを得ざるに至り、遂に同年九月日獨伊三國同盟を締結し、茲に我國不動の方向が確立されたのである。然るにこの三國同盟締結を機として米英、就中米國の對日壓迫は益々本格化し、さきのアンチモン、滿俺鑛、アルミニウム等の道徳的禁輸に引續き、同十六年一月には粗銅、屑銅を始めとし、各種重要金屬地金を輸出許可制とし、又加奈陀は同十五年九月銅鑛石の輸出を禁止し、その他中南米諸國（智利國を除く）も相次いで對日輸出制限をなし、更に比島、蘭印も米洲諸國に追隨し、之亦滿

俺鐵、ニッケル、錫、アルミニウム等の輸出制限乃至制當制を實施するに至つたが、遂に同十六年七月米國は突如として對日資産凍結を宣言し、英國、蘭印之に倣ひ、かくて我國は之等反樞軸諸國の全面的經濟封鎖の矢面に立つに至つたのである。

當時國內にあつては戰爭の長期化に伴ひ漸く統制相互間の矛盾が激化し、需給の不均衡は益々顯著となり、資材配給の不圓滑、勞力の不足、生産費の昂騰、延いては企業經營の採算悪化となつて現はれ、最早單に従前の部分的統制の強化を以てしては、之以上新たな戦争段階に即應す可き生産擴充は之を期待し得ざるに至り、こゝに今や我國戰時經濟は多年の海外依存を一擲し、國防重要資源の自給確保に依る綜合計畫經濟を急速に整へ、以て所謂高度國防國家體制を確立すべきことが必至に要請せらるゝことゝなつたのである。而して之が爲には、過去に於ける自由經濟體制下に於ける私益追求的企業活動を脱却し、公益優先の理念に則り、國民經濟の構成單位として生産の増強に邁進せしむる如き企業體制の確立と、之等單位企業を有機的一體として綜合的に統制指導すべき經濟團體の再編成が官民間に強く要望せらるゝに至つたのである。

斯くしてかの「經濟新體制確立要綱」はかゝる情勢のうちに官民間に幾多の論議を盡して、昭和十五年十二月閣議に於て正式決定を見た。

經濟新體制確立要綱には(一)「企業體制を確立し、資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に、國民經濟の構成部分として、企業擔當者の創意と責任とに於て自主的經營に任せしめ、眞の最高能率を發揮せしめる」と共に、

(二)「公益優先、職分奉公の主旨に従つて國民經濟を指導すると共に經濟團體の編成に依り國民經濟をして有機的一體として國家總力を發揮せしむ」として、新たな經濟理念に基く企業體制の確立と、經濟團體の再編成の基本的方向を明確に規定したのであつた。思ふに、從來のカルテル乃至組合等の經濟團體は任意的自治團體はもとより假令それが國家の統制法規によつて設立されたものと雖も猶且つ業者の抜き難き利益代表的傾向を色濃く有し、爲に加盟企業の上に立ち民間企業の總意と經驗を代表し、積極的に國家目的へ協力す可き自主性を持つに至らず、單に國家統制の受動的手足たるに終始して來たと謂へるのであつて、こゝに從來の所謂統制經濟の限界があつたのであるが、新たな經濟團體はまさに右の民間業界の總意と經驗を

如實に代表して、その失はれた自主性を恢復すると共に、從來の統制方式の矛盾と限界を克服打破し積極的に國家の計畫目的に參畫協力することをその任務としなければならない。換言すれば新らしき團體はかゝる意味に於て、民間企業の共同體たると同時に、民間企業と國家との間に介在し、所謂上意下達下情上通の機關として、國家目的と民間の總意經驗を結合貫通、否融合一體せしむべき公的機關たらねばならないのである。従つて又右の如き任務を遂行する爲には自らそれを可能とする如き指揮統制組織を持たねばならない。從來のカルテルが加盟企業に依つてリードせられ、爲に眞の統制の自主性を持つに至らなかつた所以は、實に之等加盟企業の利益に基く多數決原理の上に運営せられたる當然の歸結であつて、新たなる經濟團體はかゝる民主的多數決原理に代ふるに、所謂「指導者原理」に依る強力なる指導統制が要請せられたのであつた。

斯くて、政府は右の經濟新體制確立要綱の趣旨に基き、重要産業の各部門別に統制團體を設立することとなり、重要産業團體法を立案し、議會提出の準備を進めたのであるが、その後單行法としての産業團體法の提案は中止し、改めて國家總動員法の發動に據ることとなり、第七

十六議會に於て總動員法の改正案を提出したのであつた。

第五節 日本金屬鑛業聯合會

之より先き業界に於ては、昭和十三年鐵鋼配給規則の強化に依り、鑛山に於ては從來の如く自由に鐵鋼の入手が困難化したので、之が合理的配給を行ふ爲め業界各社に依つて、鑛山配給統制協議會聯合會の設立を見、前記鐵鋼を始め各種鑛山用資材の配給統制を併せ行ふこととなつた。然し乍ら、業界に於てはその後更に資材配給に限らず、廣く鑛山勞務者の調整その他本邦鑛業の振興を圖るべき一元的統制機關の設立の必要が強く要望せられると共に、他方折柄の經濟新體制氣運に呼應し、業界の總意を結集せる綜合統制團體設立の氣運が昂まり、かねて商工省當局の慫慂もあつて、昭和十五年十月、前記鑛山配給統制協議會聯合會を中核として日本金屬鑛業聯合會の設立を見ることとなつた。即ち同會は日本鑛業始め十二社を理事監事會社とし、更に東京、仙臺、大阪、福岡、札幌の各地方金屬鑛業會を下部機構とし、全國五千の鑛山をその傘下に收め業界の總意を反映したる自主的統制團體たると同時に、進んで政府の施策に

協力す可き官民協力機關として實際上には近く設立せらる可き統制會の母體たることを標榜して發足したのであつた。その後同會は勞務・資材の需給統制を始め、滿俺、硫化鐵の配給統制機構の整備、買鐵條件の統一、鑛石の輸送合理化、銅價格の値上問題等生産増強のため、諸般の指導統制を行ひ、實體的に統制會たるの機能體制を整備したのであつた。

さて右の如く、日本金屬鑛業聯合會は一應民間業界の總意を結集し、國策に協力すべき業界の綜合的統制團體たることを標榜して設立されたとは言へ、何分にも法的根據を有せざる業者の任意團體であり、その根本的性格は多分に國策協力の立場を執り乍らも、事實は加盟企業の單なる代表機關たるの傾向を脱却出來ず、その統制力の上に所期の如き強力さと積極性を發揮し得られなかつたのは、むしろ當然と謂はねばならない。併し乍ら、第七十六議會に於て商工次官が「日本金屬鑛業聯合會を育成して金屬鑛業界に於ける統制會となし、生産、配給、消費を一貫的に取扱はしめるつもりである」と言明した如く、同聯合會の設立によつて統制會設立の爲の基礎的態勢は主觀的にも將た客觀的にも漸次整備せられ、鑛山統制會の設立を促進せしめる重要な役割を果して行つたのである。

茲に金屬鑛業聯合會の規約、並びに役員の名を掲げ参考に供することとする。

日本金屬鑛業聯合會規約

第一章 總 則

第一條 本會は日本金屬鑛業聯合會と稱す

第二條 本會は地方金屬鑛業會を統合し協力一致金屬鑛業の振興を圖り國策に寄與するを以て目的とする

第三條 本會は事務所を東京市に置く

第四條 本會の事業及會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二章 會員及役員

第五條 本會は東京仙臺大阪福岡及札幌の各地方金屬鑛業會を以て組織す

地方金屬鑛業會は各其の代表として本會の評議員七名を選出す

第六條 本會に左の役員を置く

會 長 一 名
常務理事 一 名

理事 一〇名以内
監事 三名以内

第七條 評議員は評議員會を構成し會長の諮問したる重要事項を審議す

第八條 理事及監事は評議員會に於て評議員たる礦業權者中より選出す

第九條 會長及常務理事は理事會に於て選任す

評議員に非ざる者會長又は常務理事に選任せられたるときは評議員となる

第十條 會長は本會を代表し會務を統理し評議員會及理事會の議長となる、但し會長事故あるときは

理事中より代表者を選任す

第十一條 理事は理事會を構成し會務を決定す

第十二條 常務理事は會長の命を承け理事會の決定せる會務を執行す

第十三條 監事は財務並業務執行の狀況を監査し且理事會に出席し意見を述べることを得

第十四條 役員及評議員の任期は二年とす、但し重任を妨げず

中途就任したる役員及び評議員の任期は前任者の残任期間とす

第三章 會 議

第十五條 評議員會は毎年二回以上會長之を招集す

第十六條 評議員會の決議は出席者の過半数を以て決し理事會の決議は理事の過半数を以て決す

第十七條 本會の規約變更收支豫算及び決算は評議員會の決議を経ることを要す

第四章 會 計

第十八條 本會の經費は會費其の他の収入を以て之に充つ、會費の金額及び徵收方法は評議員會に於て定む

役 員

會 長	男 爵	伊 藤 文 吉
常務理事	津 田 秀 榮	
理 事		
石原産業海運株式會社	社 長	石 原 新 三 郎
日本産金振興株式會社	社 長	今 井 喜 代 志
ラサ工業株式會社	社 長	小 野 義 夫

古河鑛業株式會社	社 長	吉 村 萬 治 郎
株式會社 藤 田 組	常務取締役	宮 原 清
帝國鑛業開發株式會社	社 長	菅 禮 之 助
三井鑛山株式會社	會 長	川 島 三 郎
三菱鑛業株式會社	會 長	河 手 捨 二
住友鑛業株式會社	專務取締役	三 村 起 一
日本鑛業株式會社	社 長	伊 藤 文 吉
監 事		
日鐵鑛業株式會社	專務取締役	福 田 庸 雄
松尾鑛業株式會社	社 長	中 村 房 次 郎

第六節 鑛山統制會の設立

政府は第七十六議會に於て成立を見た改正國家總動員法に基き、昭和十六年八月三十日、重要産業團體令を公布したが、引續いて各重要産業部門別統制會設立の閣令指定を控へて、官民

共に頓に統制會設立の氣運が濃化した、實際問題として統制會結成を繞る各監督官廳の錯雜せる監督權、所管事項の事務的折衝に意外の時日を費し、他方統制會長の專任兼任問題に對する民間側の論議が現はれる等急速なる指定を見るに至らなかつたのである。他方統制會設立は最早一日の荏苒を許さざる情勢にあつたので、政府は十月十四日定例閣議に於て(一)閣令に依る産業の指定は網羅的に之を行はず、重點的に逐次統制會毎に之を爲すこと、(二)統制會の主務官廳は原則として當該統制會を構成するもの、事業を主管する官廳とすること、(三)統制會會長は專任として民間業者中より之を任命し、能ふ限り廣汎なる權限を委任する等の閣議申合せを行ひ、かくて統制會設立の障礙となつてゐた諸問題を政治的に解決し、こゝに統制會設立準備は急速に進捗し、同月二十八日、鐵鋼、石炭等十一業種と共に、非鐵金屬鑛業に對し統制會設立業種の指定が正式決定、同三十日閣令を以て重要産業指定規則が公布せられたのである。之より先、民間業界に於ては前記團體令の公布、重要産業指定規則の公布に對し、既に非鐵金屬鑛業部門に於ける統制會の母體として設立されたる日本金屬鑛業聯合會を中心として、夙に統制會設立に關する諸般の準備を進めつゝあつたが、十一月二十日の設立命令の發せらるゝ

に先立ち、十一月十日日本金屬鑛業聯合會々長伊藤文吉男が世話人となり、業界より川島三井鑛山會長、河手三菱鑛業會長、三村住友鑛業社長、吉村古河鑛業副社長、白根藤田組専務、今井帝國産金社長、福田日鐵鑛業副社長、官廳よりは商工省椎名次官、津田鑛産局長等を招待し官民懇談會を開催し、統制會設立に關する業界としての意見を具陳し、政府の善處方を要望すると共に、統制會設立方針に付、隔意なき協議懇談を遂げた結果、官民間に略々完全なる意見の一致を見たのである。かくて政府の統制會設立委員の任命(十一月二十日)、會員指定(同日)を俟つて、同十一月二十五日設立委員會を開催、統制會定款、金鑛聯の事業財産繼承等を附議決定、伊藤男設立委員長となり、爾來、同聯合會に統制會設立事務所を設置し、屢次商工當局と協議打合せを遂ぐると共に、十二月三日、會長銓衡委員會を開催、日本金屬鑛業聯合會會長伊藤文吉男を滿場一致を以て統制會長に推薦し、茲に略々設立準備を完了したのである。他方統制會々員として指定せられたる地方統制組合の設立については、十一月二十九日設立命令及設立委員の公布に基き、更に各地方金屬鑛業會及各鑛山監督局に於て、之が設立準備を進めたが、同月下旬より十二月中旬にかけて夫々設立委員會を開催した結果、東京、仙臺、大阪及北

海道各地方鑛山統制組合は同月十五日、福岡地方鑛山統制組合は同十六日、夫々創立總會を開催、同十七日商工省告示を以て設立認可となり、かくてこゝに統制會設立準備は全く完了し、同十二月十八日創立總會を開催、同日付商工省より認可あり、こゝに正式に鑛山統制會の發足を見ることゝなつたのである。

右の設立経緯に見る如く、鑛山統制會の設立が比較的圓滑に進捗した所以は、業界に於て既に統制會の母體たることを豫定して、その總意を結集して「日本金屬鑛業聯合會」を結成し、年餘に亙り統制會設立への基礎的態勢を整へて來たからに外ならないのであるが、更に之を遡れば我國非鐵金屬鑛業部門に於ては、由來その鑛産額の三分の二は日本鑛業、三菱鑛業、三井鑛山、住友鑛業、藤田組、古河鑛業等六社によつて占められ、且つ鑛石を製品化する可き製鍊所も少數會社に依つて經營せられて居り、従つて又他産業に於ける如きアウトサイダーが存在しなかつたと云ふ事情があり、尙既に古く大正年代より産銅水曜會等の如き鞏固なる自治的カルテルを結成強化せしめて來たのであつて、總じてかうした事柄が鑛山統制會を極めて圓滑順調に設立せしめるに至らしめたと思ふ可きであらう。

第五章 鑛山統制會の機構

第一節 會 員

從來の經濟統制に於ては、その基本計畫の樹立は勿論、その實施方法の細目に至るまで政府自ら大部分これを行ひ、民間の關與する餘地が極めて少なかつた。そのため樹立された諸計畫が業界の實情に即せず、無用の混亂と摩擦を招いたこともあつたが、かゝる弊害を是正し、業界の實體に即應した統制を推進せしめんとしたところに、統制會の生れ出づべき理由、よつてまたその基本的任務があるわけである。

従つて、統制會の構成及び運営の目標は、業界の實情と總意が國家の立案する諸計畫に積極的に結びつくとともに、その立案せられた諸計畫が、十分に業界に浸透する如き仕組となすことが理想とせられる。

さて本會の構成は、重要産業團體令に基く他の統制會のそれと大體同じ方針に則るものであるが、以下逐次これを概説することゝしよう。

重要産業團體令第七條によれば、統制會の會員は、

- (一) 當該産業を營む者
- (二) 當該産業を營む者を以て組織する團體
- (三) 第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體を以て組織する團體又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

にして主務大臣の指定したる者と規定されてゐる。

右の規定に基き、定款第四條は、本會構成を規定して「本會へ第二條ノ事業ヲ營ム者及其ノ組織スル團體ニシテ商工大臣ノ指定シタル者ヲ以テ組織ス」としたのであるが、いま本會會員を、その性質によつて分けると、大體次の五種から成立つてゐるといふことができる。

- 一、鑛業及び砂鑛業（これらの附屬事業を含む）並に鑛物の選鑛業及び製鍊業（石炭、亞炭、石油及び土瀝青を目的とする鑛業及び石油精製業並に鐵、ニッケル及びアルミニウムの製鍊業を除く）

を営むものにして、一定標準額以上の鑛産物販賣額を有するもの（單獨加入）

二、特別法に依り設立せられたる法人

三、鑛産物の一元的配給統制を爲すもの

四、鑛山統制組合

鑛産物販賣額が一定基準額に達せず、前記會員たるの資格を有しない業者は、各鑛山監督局別に統制組合を結成せしめ、この組合を會員として参加せしめる（團體加入）

五、右の外商工大臣に於て必要ありと認めたるもの

屢説する通り、統制會は當該産業の綜合的統制運営を圖ることをその任務とするものであるから、その權限乃至事業執行は企業の大小を問はず、當該産業を営む者の全部に直接及ぶことが必要とされ、従つて出來得れば企業の大小に拘らず當該産業を営む者は總てこれを會員として直接的關聯を保つことが望ましいのであるが、數千に及ぶ多數の中小企業者が存在する各種鑛業をその對象とする鑛山統制會運営の實際を考慮するときは、右の如く大企業をとつて直接會員とし、他は團體加入の方法に據らざるを得ないのである。この方針から、前掲（一）に當

るものとして指定された會員は合計二十九社であるが、就中日本鑛業、三菱鑛業、住友鑛業、三井鑛山、古河鑛業及び株式會社藤田組の六社が鑛産額の大部分を占むる大會社として我國金屬鑛業の中心をなしてゐるのである。後述の本會評議員にも主としてこれら大會社の代表役員及び次に述べる國策會社の社長が夫々就任することになつた。

此の直接會員こそは、何れも我國鑛業の生産の重要部分を受持つ大企業であつて、生産擴充の成否は、之等直接會員の企業經營如何に懸る所多く、従つて統制會の圓滑なる運営も、統制會と直接會員との協力關係に俟つ所又極めて大なりと言ふべきである。

次に（二）の所謂特別法に依り設立せられたる法人とは、帝國鑛業開發株式會社法により設立せられたる帝國鑛業開發株式會社並に日本產金振興株式會社法により設立せられたる日本產金振興株式會社の二國策會社を指稱し、（三）の鑛産物の一元的配給統制を爲す者とは（イ）日本金屬配給株式會社、（ロ）帝國滿僱株式會社、（ハ）日本貴金屬株式會社、（ニ）金屬回收統制株式會社の四社である。

（四）の統制組合は産業團體令に基く地域別の鑛業統制組合であつて、東京、仙臺、大阪、福

岡及び北海道の五地方に夫々設立されたものである。

最後の(五)に述べられた「商工大臣に於て必要ありと認めたるもの」に該当する會員は今
の所存在しない。

第二節 役員及總會

一、役員

役員は會長(任期三年)一名、理事長(三年)一名、理事(三年)若干名、監事(二年)若干名
及び評議員(二年)若干名を指稱する。(本會の役員名については附録第四参照)。

會長は商工大臣の命じた銓衡委員の推薦した者の中から商工大臣が任命することになつて居
り、「本會ヲ代表シ本會事業ノ統制指導其他ノ會務ヲ總理ス」るものである。定款第十條には右
の如く單に「統制指導其他ノ會務ヲ總理ス」と定めるのみであるが、會長は所謂指導者として
統制指導に關して全責任を負ふとともに、その統制力の徹底を期するために廣汎な權限を保有
するものであつて、各條に夫々規定を設けてゐるのである。

いふまでもなく統制會は、國家の目的の達成をその目的とし、國家の計畫立案に對して積極
的に參畫するとともに、その決定された計畫に基き、當該産業の綜合的統制運営を遂行すべき
使命を擔ふものである。従つて從來の團體の如く、構成員各自の主張や利害關係に強く拘束さ
れる自由主義的形態はこれを探り得ないのであつて、新形態としての統制會が「指導者原理」
を樞軸として運営されるに至つた所以も亦こゝに存するのである。

理事長は會長を輔佐し、會務を掌理し、理事は會長及び理事長を輔佐し會務を分掌するもの
であり、本會の事業に關し經驗ある者及び學識ある者の中から會長がこれを任命し、商工大臣
の認可を受くることゝなつてゐる。

評議員は、會長の諮問に對し答申し、または會長に對し意見を具申するものであり、本會の
事業に關し經驗ある者及び學識ある者の中から會長これを任命することになつて居る。

監事は本會の財産を監査するものであつて、その性質上會長に於て任命するものとせず、評
議員過半數の同意によつて選任することゝ規定されてゐる。

惟ふに、統制會運営の如何は役員の如何にかゝること最も多く、殊に統制會が會員と一體不

離の關係にあること、會長その他役員が原則として他の職務を兼ね得ないこととなつてゐること、評議員が業界の現状と意向を反映すべき會長の諮問機關であること及び統制會の總會が、もはや議決機關ではなくして上意下達、下意上通の機關であること等を思ひ合せるとき、統制會に於ける評議員は事務局と相並ぶ重要性をもつものであることが痛感せられるのである。

かゝる意味で、統制會は評議員の活用に當つて他の社團、財團等の例に見るとき形式的なものに終らしめることがあつてはならないのであるが、本會は努めてこの點に留意し、月一回定例評議員會を開催し、會長以下理事長、全理事出席の上、極めて懇談的に意見の交換を行ひ効果を收めつゝある。

二、總會

新企業形態たる營團、または金庫に於ては會員の總會制度を設けないが、統制會はこの制度を存置し、本會に於ても定時總會と臨時總會の二種を設け、前者は毎年一回三月に、後者は會長必要と認めたる時にこれを招集することとしてゐる(定款第十四條)。しかし總會は前にも觸れた通り、株式會社、社團法人等に於ける如き意思決定機關ではなく、(一)定款の變更、

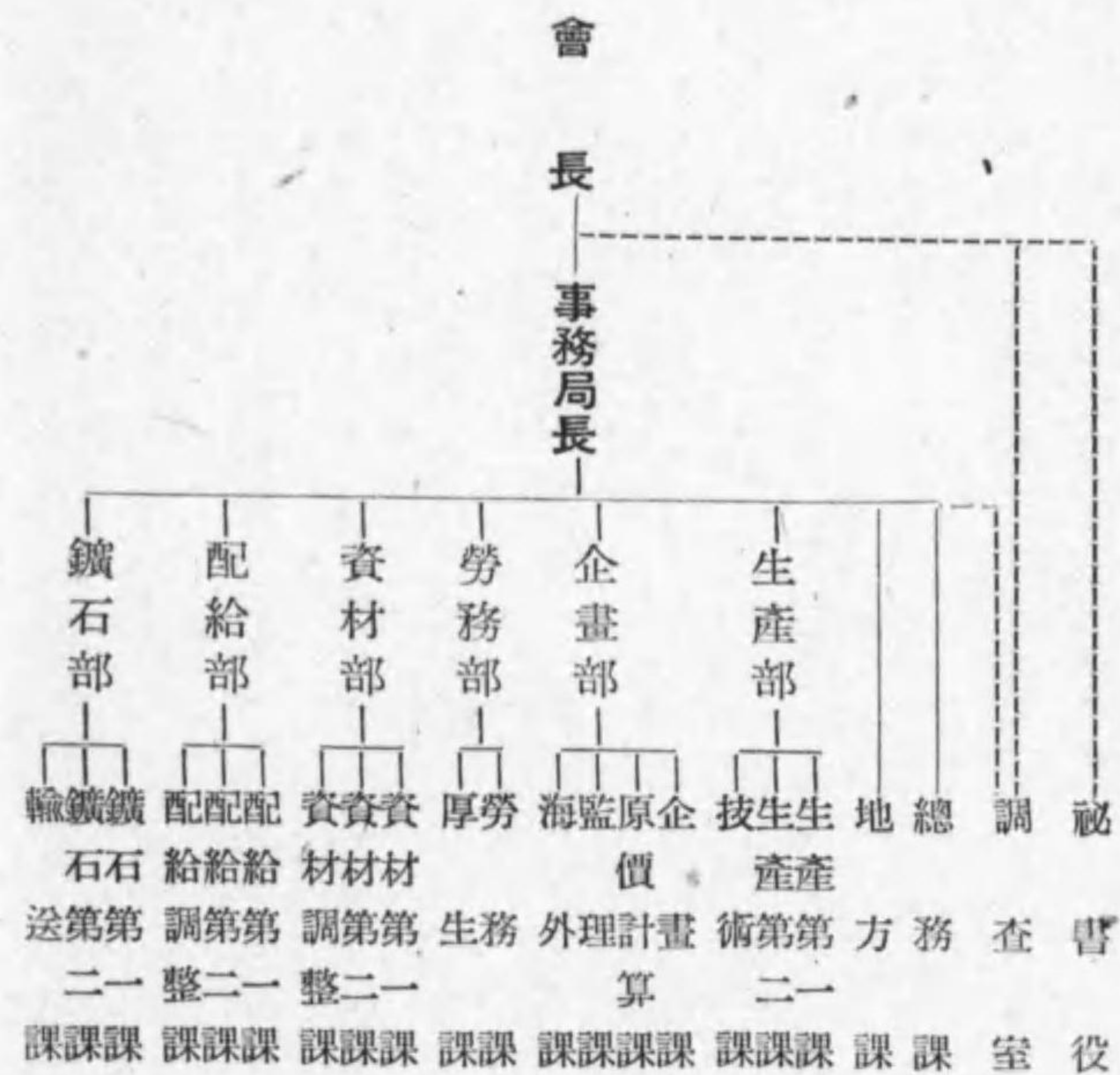
(二)收支豫算及び(三)賦課金の賦課徴收方法に關する事項についての諮問機關たるに止まるのである。これらは事の性質上、常に總會に諮ることを要するけれども、總會の意思は何等これに決定的な力を及ぼし得るものではなく、決定權は専ら會長がこれを有するものである。しかし統制會が本來の使命達成のために全會員の有機的協同體としての活動を營まんとするためには、總會を通じて全會員の聲を聴く必要は極めて大きく、こゝに報告並に意思疏通の機關としての總會制度存置の意義、従つてまた運営の方針があるわけである。

第三節 事務局

事務局に關して定款は、「本會ニ事務局ヲ置ク」(第十八條)、「理事長ハ會長ノ指揮監督ヲ受ケ事務局ヲ統理ス」(第十九條)とのみ規定し、その他の事項については會長の自由裁量に委ねてゐる(第二十條)が、指導者の統制指導に十分の基礎と準備とを與へ、また統制會の事業運営に公正的確とを保障するために、事務局の充實整備は極めて重要なことである。

本會事務局は、本部及び五支部より成り、本部の構成に關しては本會事務分掌規程がこれを

規定してゐるが、今之れを摘記すれば大略次の通りである（詳細は附録第五参照）。



次に各部課の分掌事項を簡単に掲げておかう。

調査室 特に命ぜられたる事項の調査、立案

總務課 文書、人事、庶務、用度、會計に關する事項、事務局運営に關する事項の考究・調査

地方課 支部、出張所及び地方鑛山統制組合に關する事項

生産部 生産計畫の設定及び遂行、資源調査、技術に關する事項その他

企畫部 生産力擴充計畫・物資動員計畫への參畫、企業の整備確立・經理・資金の確保調整、

生産費の調査及び價格に關する事項、一般調査、海外調査、連絡等

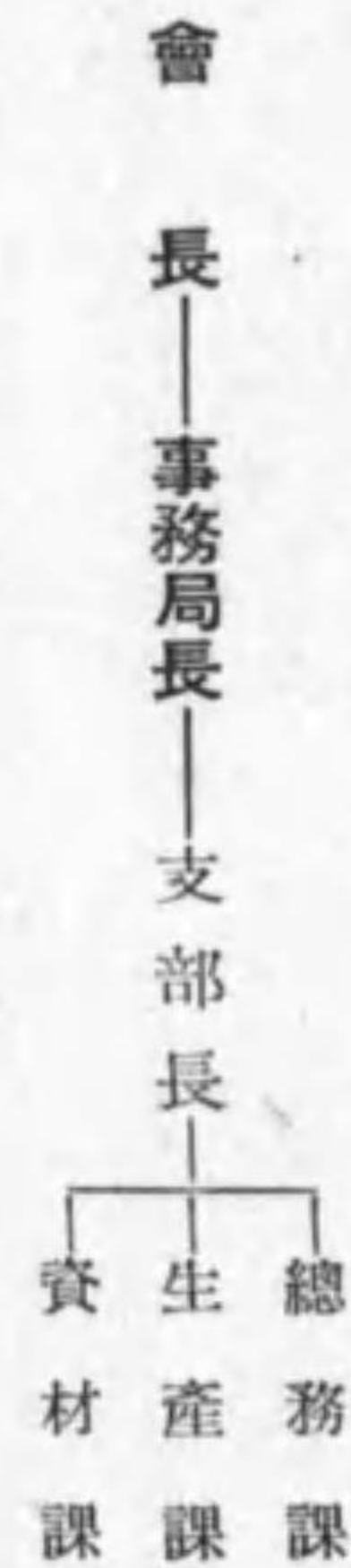
勞務部 勞務動員計畫への參畫、勞務の確保・配分・能率増進、勞務者の厚生及び災害防止に關する事項

資材部 資材の確保・配給・調整・調査及び統計等に關する事項

配給部 鑛産物の需給調整、配給價格の調整、物動計畫への參畫、配給實施計畫の立案、配給統制機關の指導監督及び調査統計等に關する事項

鑛石部 鑛石類の需給調整及び價格に關する事項、輸送計畫の立案・實施並に輸送力の確保、
海陸輸送、荷役施設の整備・改善、輸送費に關する事項

統制會の制度は、その産業部門につき單一の綜合的機構とされてゐるのであるから、これを具體的現實的に全國に執行するためには何等かの地方的下部機構をもつことが必要となる。このため本會に於ては前記の如く鑛山統制組合を固有する外、東京、仙臺、大阪、福岡及び札幌の五市に支部を配置し、左の機構により本部、地方間の連絡に當らしめることとしてゐる。



なほ、支部は鑛山現場との交渉を主とせる事情に鑑み、鑛山現場首腦者と意思の疏通を圖るとともに現場事情の認識を深めるため、主として支部管内の有力鑛山首腦者を以てする「支部顧問」の制を設けてゐる。即ち支部長の推薦に基き、本部これを委嘱する建前であるが、現在東京支部の十六名より、多きは札幌の三十一名に及ぶ顧問の在任あり、支部長の諮問に應じて

諸種の對策を考究し、または意見具申の衝に當りつゝある。

また、半島勞務者移入斡旋に關し、朝鮮總督府、協和會並に勞務協會との連絡に當るものとして京城に勞務部の駐在員事務所を設けてゐるが、更に半島勞務者輸送計畫の樹立並にその圓滑化を圖る目的を以て釜山にも駐在員事務所を設置する方針である。

第四節 委員會その他

本會専門委員會は、本會の諮問に係る専門事項を審議するため、本會の委嘱せる者を以て構成し、必要に應じ委員長これを招集する建前であつて、現在技術、經理、鑛石、勞務及び資材の五専門委員會を設置してゐる。

技術専門委員會は、生産計畫の設定及び遂行に關し技術上考慮すべき事項、技術の向上、指導及び公開、能率の増進、規格の統一並に試験研究の連絡調整、資源調査に關する事項等を審議事項とし、採鑛、選鑛、製鍊等の各部門につき小委員會を有してゐる。

また經理専門委員會に於ては鑛業の經理に關する事項を取扱ひ、現在は非鐵金屬鑛業原價計

算準則小委員會を設けてゐる。

鑛石専門委員會は鑛石の需給、價格並に輸送に關する事項を、勞務専門委員會は勞務に關する一般事項を夫々取扱ふ。

資材専門委員會は資材に關する一般事項を對象とし、更に特殊の資材に關しては夫々小委員會を設けて、問題の具體的處理に當つて居る。

統制會が業界の實情に即して、事業の運営を行ふ爲には、評議員の活用、事務局の活動と相俟つて、業界第一線の専門實務家との密接な協力が無ければならぬことは言ふまでも無い。

専門委員會は建前としては、統制會の諮問機關であるが、専門委員より開陳された意見はそれが會員たる會社の意見である場合も、又は個人の意見である場合も、統制會としては夫々の事業の運営に際し謙虛の心構と公正な態度とを以て之を取入れ、統制會の活動に資することを期して居るのであつて、この意味に於て専門委員の有効適切なる運用も亦統制會の運営を完からしむる上に於て、眞に不可欠の要件なのである。

本會機構としては概要以上の通りであるが、統制會が經濟統制團體としての職能を遂行する

ためには、更に關係各團體の機構に介入し、相互に緊密なる連繫を保つことが最も必要となつてくる。本會が直接監督官廳たる商工省並びに關係官廳と特に密接な連絡をとりつゝあることは勿論、その他の關係團體等にも夫々の形式を以て連絡或は参加してゐるが、その主なるものとしては次のごときものがある。

重要産業協議會、日本經濟聯盟會、東亞經濟懇談會、中央物價統制協力會議、大日本産業報國會、科學動員協會。

第五節 鑛山統制組合

第一節の會員の項で觸れた鑛山統制會の下部組織としての鑛山統制組合は、鑛山統制會統制指導の下に、中小鑛業の統制運営を計り、且つ當該事業に關する國策の遂行に協力することをその目的として居る。

統制會が全國的團體なるに對し、この鑛山統制組合は、鑛山監督局の管轄區域を地區とする地方的團體であり、東京、仙臺、大阪、福岡及び北海道の五地方に何れも十六年十二月に設立

された。

而して資格者當然加入の原則によつて、その包括する組合員数は大體東京一、〇〇〇、仙臺九二〇、大阪一、五三〇、福岡四三〇、北海道四七〇の多きを算へる現狀であるが、前記の通り鑛産物の生産に關する事業のみを對象とする關係で、配給業者はこれを含まない。

組合の役員は理事長（任期三年）一名、理事（三年）三名、監事（二年）一名及び評議員（二年）若干名である。

理事長は組合を代表し、組合事務を總理し、組合員の營む前掲第一條の統制指導の任に當るものであるが、その選任は第一條の事業に關し經驗ある者及び學識ある者の中より鑛山統制會の會長これを命じ、商工大臣の認可を受ける建前である（組合役員に就ては附録第十參照）。

なほ、統制組合に於ては總會の代りに總代會を設けてゐる。統制組合が前記の如き多數の業者を組合員として包括せる關係上、總會の煩雜を避けて總代會の制度を採つたものである。しかし、總代會の意思も統制會の總會の場合と同じく單に諮問並に報告受領機關たるに止まり、決定權は理事長がこれを保有する。即ち統制組合もまた「指導者原理」を貫かんとする構成を

とるものであるが、他面、それは統制會の下部機構たるところから、統制會の會長は、統制組合の理事長の行爲が法令または法令に基いて爲す行政官廳の處分に違反したるとき、公益を害したるとき、その他當該産業の統制運営上不適當と認めたとときは、商工大臣の認可を受け、これを解任し得るものとしてゐる。

この他、統制組合では一定の登記義務が課せられ、それが第三者對抗要件となつてゐること及び統制組合の監督官廳は設立認可以外の場合は、鑛山監督局となつてゐること等が注意を要すべき點であらう。

以上述べた如き差異は存するが、要するにこの鑛山統制組合は、商工業組合法に基く統制組合等と本質的に異り、共同利益擁護に代ふるに公益優先を第一義とし、指導者原理を貫かんとする構成と組織とを保有するものであつて、その法律上の性質も統制會と同じく所謂公法人たるものとせられ、公共的性質の極めて強い團體であり、同時に鑛山統制會の下部機構たる地位に立つものなのである。

なほ、組合定款第二十一條は、組合事務を處理するため事務局を置くこと規定してゐるが、現

在は別に事務局を設けず、統制會支部に於て便宜事務を代行しつゝある。

第六節 日本金屬配給株式會社その他

地金その他鑛産物の配給に關しては、鑛山統制會の設立以前に於ては既述の如く日本銅統制組合、日本鉛亞鉛アンチモン統制組合、錫統制組合、日本水銀統制組合及び日本硫黃統制組合等が夫々その衝に當つてゐたのであるが、これらは法人格を有しないため、鑛山統制會の會員たり得ざるものとされた。しかし、鑛山統制會は生産、配給を通じたる一元的統制機構たることを本旨としてゐるので、鑛山統制會に於て立案せる配給計畫の一元的遂行のためには、これらの配給機關をも一括包含する必要がある、このため前記五組合を吸収して日本金屬配給株式會社を設立し、これを本會の下部組織とするに至つた。

即ち、同會社は、鑛山統制會の下部組織として、非鐵金屬、その他鑛山統制會長の定むる鑛産物の一元的配給統制實施の衝に當る機關たるものとし、差當り前記五組合の業務を繼承して一元的運営を圖ることをその設立趣旨とし、資本金を一千萬圓（一株五十圓二十萬株、半額拂込済）

と定めた。なほ、株主は鑛山統制會員にして同會社の取扱ふ非鐵金屬、その他鑛産物の生産業者若くは鑛山統制會長の承認したる者に限定したが、右によつて株主となつた者は左の通りである。

日本鑛業株式會社、三菱鑛業株式會社、帝國鑛業開發株式會社、住友鑛業株式會社、三井鑛山株式會社、松尾鑛業株式會社、株式會社藤田組、古河鑛業株式會社、日本産金振興株式會社、昭和鑛業株式會社、北海道硫黃株式會社、石原産業海運株式會社、鯛生産業株式會社、野村鑛業株式會社、日本曹達株式會社、大日本鑛業株式會社、日本故銅統制株式會社、東洋鑛山株式會社、株式會社住友本社、田中鑛業株式會社、中外鑛業株式會社。

發起人引受十三名（現在九名）

かくて同會社は左記の機構の下に（一）銅、鉛、錫等配給統制規則に依る銅、鉛、亞鉛、アンチモン、錫、水銀等の非鐵金屬及び硫黃配給統制規則に依る硫黃並に其の他鑛山統制會長の定むる鑛産物の賣買又は移輸出、（二）銅、鉛、亞鉛、アンチモン、錫等の非鐵金屬の故又は屑の買入及再生委託並に其の再生品の販賣及び（三）前各號に關聯する一切の業務を營むこと

をその目的として二月一日より業務を開始し、翌二日商工省告示を以て統制會會員に追加指定されたものである。



役員としては鑛山統制會伊藤會長が社長に就任した（その他の役員については附録第十二參照）。
 なお、同會社の事業開始とともに、前記の五組合は發展的解消を遂げ、その從來行つてきた

配給實施計畫の立案並に需給調整等に関する業務は統制會配給部に於てこれを実施することゝなつた。

右に述べた日本金屬配給株式會社は、要するに統制會固有の下部機構であるが、この外鑛産物の一元的配給統制をなす者として帝國滿僱株式會社、日本貴金屬統制株式會社及び金屬回收統制株式會社が本會の會員として加入してゐる。

帝國滿僱株式會社は滿僱鑛石の全國的配給に任じ、一方これが資源の開發を促進し、その増産を圖るため必要なる一切の事業を營むことを目的とし、この目的達成のため滿僱鑛石の賣買移輸出、滿僱鑛業の經營並に資金の融通、または投資その他の事業を營む外、政府の指示を受け、會社目的達成のため必要なる諸事業を營むものである。

日本貴金屬統制株式會社は、（イ）政府又は日本銀行より金地金の拂下を受け、これを株主に配給し、（ロ）潰金の買入をなし、これを政府に賣却し、（ハ）齒科用パラヂウム合金に用ふべき地金の購入及びパラヂウム合金の配給、（ニ）白金、白金屬及び銀の地金の買入及び配給等をその業務とする。

故銅、故鉛、故亞鉛、故錫その他の非鐵金屬の屑または故の統制運行のため、これらの賣買及び輸入に關する業務並にこれに關聯する業務は從來日本故銅統制株式會社が擔當してきたが戰時下に於けるこれら物資は愈々重要性を加へつゝあり、今後一層の供給力増強が要請されるに至つたので、日本鐵屑統制株式會社及び財團法人戰時物資活用協會と合同、七月二十八日に創立總會を開催し、金屬回收統制株式會社として發足、重要金屬屑回收配給の一元的統制機關として運営されて行くこととなつたが、かくて日本故銅統制株式會社は、前記日本鐵屑統制株式會社及び財團法人戰時物資活用協會とともに發展的解消を遂げたのである。

金屬回收統制株式會社の資本金五百萬圓（全額拂込済）は鐵鋼、鑛山、金屬工業、精密機械、電氣機械、産業機械、自動車及び車輛の八統制會がこれを出資したが、いま、定款第二條及び第三條によつて同會社の事業を示せば左の通りである。

第二條 當會社ハ金屬（鐵屑、故銅、故鉛、故亞鉛、故錫及び之等以外ノ非鐵金屬ノ屑又ハ故並ニ主務大臣ヨリ指定セラレタル金屬ヲ謂フ）ノ回收及ビ配給ヲ統制スル爲左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、金屬ノ買入及ビ販賣

二、地方金屬回收株式會社ニ對スル投資及ビ融資

三、前各號ノ事業ニ附帶スル事項

第三條 當會社ハ主務大臣ノ命ヲ受ケ金屬ノ回收及ビ配給ヲ統制スル爲金屬ノ賣買ヲ業トスル者ニ對シ必要ナル指導監督、補助金ノ交付其ノ他ニ當ルコトアルベシ

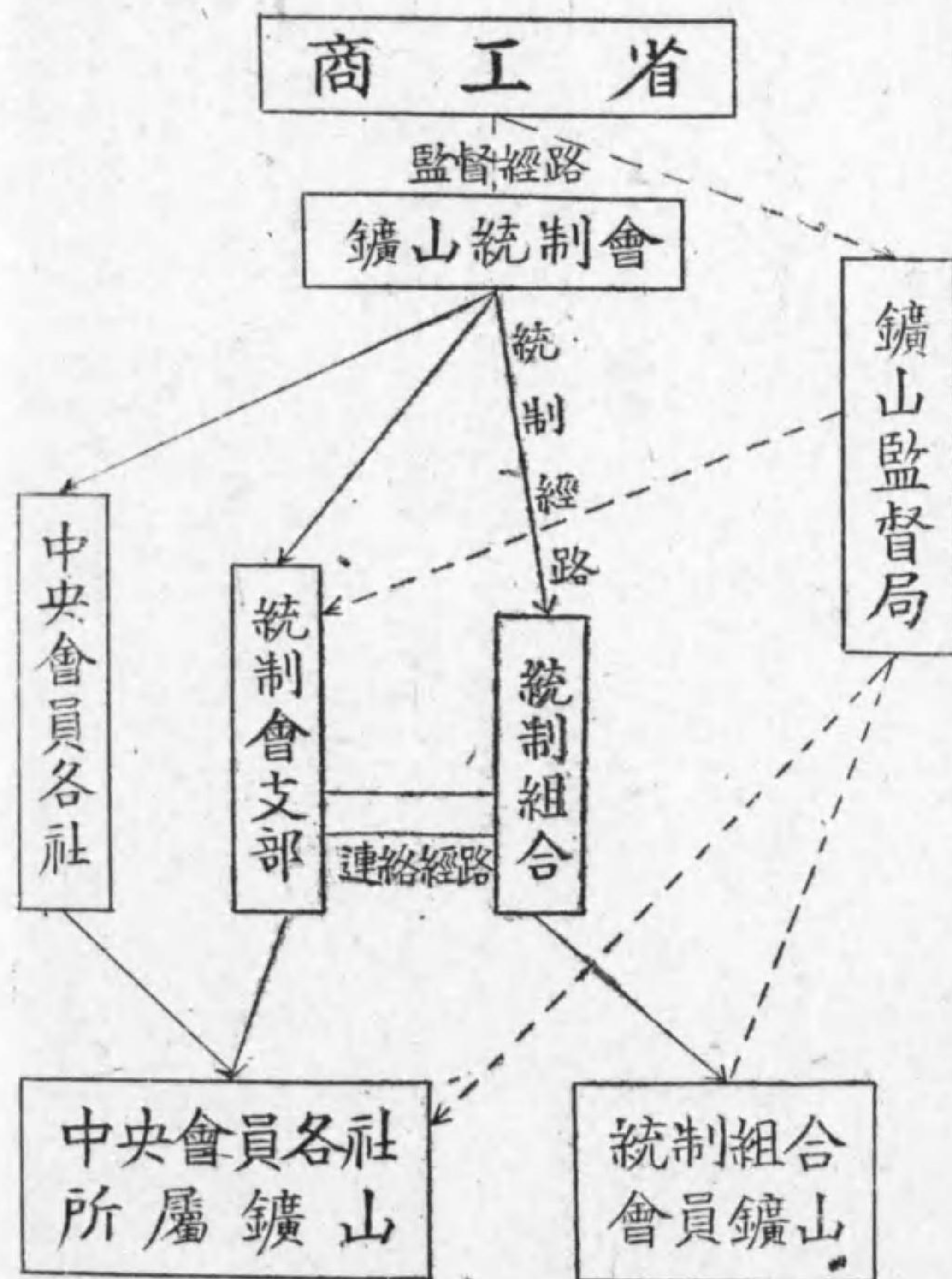
なほ、役員は社長に日本鐵屑統制株式會社社長大久保偵次氏、副社長に日本故銅統制株式會

社社長崎山刀太郎氏が就任、鑛山統制會配給部長藤井理事も取締役に就任した。

かくて、鑛山統制會は配給部を根幹とし、これに上記の業務運営を配して鑛産物の一元的配給統制の完璧を期せんとするものである。

鑛山統制會とその下部機關との關係及び商工省並に鑛山監督局との關係を圖示すれば大要左の通りである。

鑛山統制會と各機關の系統圖



第六章 鑛山統制會の運用

第一節 國策遂行に對する協力

以上に於て本會機構の概略を述べたが、然らば鑛山統制會の運用は果して如何なるものであらうか。

鑛山統制會の擔當する任務は言ふまでも無く、定款第一條に掲げられた所の我國鑛業の綜合的統制運営を圖り、政府の鑛業政策の立案遂行に協力することに盡きるのであるが、今之を大別すれば政府の諸計畫の設定に直接間接に参加すること、政府に於て決定した國策の遂行に當ることの二つに分けて考へることが出来る。前者は即ち國策に對する參畫に關するものであり、後者は即ち國策遂行に關するものである。統制會の任務は鑛業界の實情に基き、その總意を一貫的に綜合して此の二つの機能を果す所にあるのであつて、政府の代行機關と言はれる所

以も亦茲に在るのである。

然し乍ら此の兩者の中でも國策の遂行に關する事こそは統制會の最も核心的な使命である。即ち政府に於て樹立設定せられた國策は、これが完全に遂行せられるのでなければその目的を達し難いのであるが、從來動もすれば鑛業界の實情は政府に依つて十分に知悉されて居たとは言ひ難く、爲に國策の實施に當つて幾多の不合理を來し、所期の目的を達成し得なかつたのが所謂官僚統制の大きな缺陷の一つとして挙げられたのである。

従つて統制會としては、國策の遂行に當り、業界の實情に最も即應した實施計畫を立案し、その完全な遂行を圖らなければならない。

鑛業の統制運営の上に於ける政府の諸計畫の中、特に重要なものは鑛産物の生産計畫及び配給計畫である。従つて統制會としては定められた生産計畫を遂行する爲に、各鑛種に互り、鑛山別、會社別の生産計畫を立案すると共に、生産計畫に基いて所要資材、勞務、資金、電力及び輸送力等を算定して、政府の物資動員計畫、國民動員計畫、電力計畫、輸送計畫等と睨み合せて、夫々具體的の實施計畫を立案實施するのである。

然し乍ら單に之等の計畫を實施に移したのみでは未だその目的は半ばまでしか達せられないので、之が完全な遂行を圖る爲に、常に全國鑛山に互つて實施計畫の進行状態を注意し、計畫遂行上の諸障害の發見、障害除去の對策等會員會社の鑛山に對して計畫遂行の考査を行ふことが必要となつて來るのである。

配給計畫に就ても同様に絶えず生産量の報告を徴し、供給源と睨み合せて、政府の配給計畫に對する實施計畫を立案するものであるが、鑛山統制會では現在各統制品目に互り、四半期別の配給實施計畫を樹て、下部機構である日本金屬配給株式會社をして、之に必要な業務を行はしめて居る。

第二節 國策立案に對する參畫

國策に對する參畫に就ても生産計畫並びに配給計畫に對する參畫が最も重要な統制會の機能である。

生産計畫は單に一年限りのものと、長期に互る所謂生産力擴充計畫とに一應區別して考へら

れるが、何れにしても之等の計畫は飽くまで業界の實情に適應したものでなければ、その実施が不可能であることは言ふまでもない。此のことは配給計畫に就ても亦同様である。

従つて、政府としては之等の計畫を設定するに當つては、國家的要求と、業界の實情とを睨み合ふことが肝要であつて、統制會をして計畫設定に必要な資料を立案提出せしめるのである。之が即ち國策設定に對する參畫であつて、業界の實狀に精通した綜合的機關に於て始めて爲し得る所である。

而して之が爲には統制會としては何よりも我國鑛業に關する詳細な且生きた資料を整備することが必要であることは謂ふまでもない。殊に統制會設立後、日尙淺い鑛山統制會としては、積極的に國策の樹立に參畫するに當り、先づ以て資料の完備を圖ることに重きを置いて居る次第である。

本會に於ては十七年度の生産計畫の設定を始め、十七年度以降に於ける生産力擴充計畫の策定等に就て既に當局と緊密な連絡を採つて之に參畫し、又配給關係に於ては本會設立と共に、日本銅統制組合その他の既存配給統制組合の業務を繼承して、日本金屬配給株式會社を設立

し、配給部を通じ配給計畫の設定に參畫して居るのである。

參畫の機能は勿論以上述べた所に止るものではなく、政府の政策決定に對して、或ひは建議具申し、或ひは政府の諮問に應へる等隨時適切の方法を以て之を行ふものである。

曩に、本會が南方鑛業開發に關し政府の諮問に應へ、又鑛石輸送對策、各種鑛産物の増産對策、或ひは産金問題、補助獎勵金政策等に對し意見を具申し、又諮問に答申した如きはその一例である。

第三節 統制の範圍

然らば如上の機能を遂行するため本會は如何なる範圍に於て事業をなすものであらうか。定款第一條は本會の目的を明示し、

本會ハ本邦ニ於ケル鑛産物（石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク）ノ生産及販賣ニ關スル事業（鐵鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊及販賣ニ關スル事業並ニ燐鑛ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク）ノ綜合的統制運営ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコト

ヲ目的トス

と規定してゐる。

而してこの目的達成のために行ふ事業として第七條は、

- 一、鑛業資源開發計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 二、鑛產物ノ生産及配給計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 三、第一條ノ事業ニ要スル資材ノ確保及配分計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 四、第一條ノ事業ニ要スル勞務及資金ノ確保ニ關スル事項
- 五、鑛產物ニ關スル輸送力ノ確保及荷役ノ合理化ニ關スル事項
- 六、鑛產物ノ價格ニ關スル事項
- 七、第一條ノ事業ノ整備確立ニ關スル事項
- 八、第一條ノ事業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進及經理ノ改善ニ關スル事項
- 九、會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ第一條ノ事業ニ關スル統制指導及検査ニ關スル事項
- 一〇、鑛產物ニ關スル調査及研究ニ關スル事項

一一、前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項等を列擧してゐる。

本會に於て統制運営を行ふ鑛產物の種類並に事業の範圍は、前記の如く石炭、亞炭、石油及び土瀝青の生産・販賣に關する事業と鐵鑛、ニッケル鑛、アルミニウム、マグネシウムの製鍊・販賣に關する事業並に燐鑛の販賣に關する事業を除く他の全鑛產物の生産並に販賣に互つてゐるのである。

石炭、亞炭、石油及び土瀝青を除外したのは、これらに關する企業が資本的に巨大であり、且つまた性質の上からいつても他の金屬並に非金屬鑛物と異るところがあつて、傳統的にも多くは別個の企業として發達してきたからである。

鐵鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及びマグネシウムの製鍊及び販賣に關する事業を除外したのは、これら鑛產物の採掘に關しては他の金屬鑛物と共通點が多いけれども、その製鍊以降の事業については製鐵事業及びアルミニウム工業として夫々産業の上到一个の獨立部門を爲して居り、一般金屬の製鍊事業と同一視得ない事情に置かれてゐるからである。

要するに本會の統制の範圍は、上述の鑛産物に關し採鑛、製鍊を経て配給に至る迄を分野とし、その一元的運営を圖らんとするものである。

更にまた、本會の統制すべき事業の地理的範圍に就ては、定款では一應「本邦」となつて居るも、閣令によつて外地は除去せられてゐる。

然し本邦鑛業の総合的統制運営を圖るためには、獨り内地のみに限定することなく、外地その他必要な地域にこれを擴充することが將來解決さるべき問題としてとり上げられねばならないであらう。

最後に、統制組合員に對する本會の統制關係に就て一言すれば、後にも述べる如く統制組合の構成員即ち組合員たる中小企業者に對しても直接に統制會長の統制力を及ぼし得るものである。従つて、内地に於て前述の事業を営む者は總てこれを直接統制の範圍内に置き得ることゝなつてゐるわけである。但し手續上、組合員に對しては原則として統制組合理事長を通じてこれを行ふことゝしてゐる。

第四節 統 制 規 程

以上述べた如き統制會の事業を遂行せんがために、所謂「指導者原理」によつて會員及び會員たる團體を組織する者（統制組合員）に對して統制指導をなさねばならぬのであるが、それが具體的に如何に行はれるかの基準に關しては、これを統制規程の定めるところに委ねてゐる。

（定款第八條）

本會の統制規程は、去る五月十二日商工大臣の認可があり、同月十五日商工省告示第五九五號を以て告示された。（附録第二、參照）

この統制規程は、會員の事業に關してのみならず、鑛山統制組合の組合員の事業に關してもこれを適用し得ることゝなつてゐる。

さきにも述べた通り、本會は三十五社の單獨加入と、各鑛山監督局管内別の鑛山統制組合を以てする團體加入の二つによつて構成せられてゐる。従つて、組合員は形式的には統制會の會員ではないわけであるが、しかしそれは前述したやうな多數の業者を包括する本會の運営の實

際を考慮した便宜的な方法にすぎないのであつて、鑛業の総合的統制運営を行はんとする以上は、中小企業たる組合員の事業に關しても直接統制し得ることが必要となる。本會統制規程が「會員又ハ組合員ハ……」と規定して、組合員の事業に關しても統制指導し得るものと定めてゐるのは右の理由によるのである。しかし、組合員に對しては手續上原則として統制組合を通じてなす方針であつて、近く統制組合の統制規程もその制定を見る豫定である。

統制規程第一條及び第二條に規定せる事業計畫に關しては、大體前述した通りであるが、本會ではすでに第一條に據り、會員に對してその提出方を要求して居る。ただ、現在に於ては重要鑛物増産法及び産金法によつて一部の鑛業權者は商工大臣に事業計畫書を提出せねばならぬこととなつて居り、一部の業者はその作成に二重の手数を要することとなるが、しかし、會長が事業計畫書の提出者、提出時期、その内容等を定める場合に重複せざるやう考慮することによつて救済せられ得るし、近い將來に於て重要鑛物増産法、産金法等に基く官廳の權限の一部が本會に委譲せられることとなれば問題は自ら解決されるわけである。

第二條に規定せる事業計畫の變更命令は、實質上生産の割當である。この變更を命ずる場合

は、前述の法規等に基く商工大臣の變更命令と矛盾することなきやう、豫め商工大臣の承認を要することとなつてゐる。

こゝで注意しておきたいことは、第二條及び第三條に謂ふところの「物資」とは、單に生産資材のみならず、汎く勞務者並にその家族の食糧及び日用品等を含むことである。

生産要素たる勞務、資材等に關しては、第三條、第七條に於て、なほこれと相俟つて技術の研究、改善、公開交流及び經理の改善等に關しては第八條、第十二條に於て夫々會長の指示權を規定してゐる。要するにこれらの規定は、限られたる生産要素を最も有効に使用せんとする目的に出づるものに他ならない。

生産物の配給に關しては第四條及び第五條がこれを規定してゐるが、なほ第十三條に於て鑛産物の賣買、保有、委託加工または受託加工につき數量、價格、受渡先等の契約内容にまで必要なる指示をなし得ることとなつてゐる。但し鑛石の配給については鑛石配給統制規則があり價格については價格等統制令があるため、これらの事項につき會長が指示せんとする場合は商工大臣の權限と摩擦をきたさざるやう、豫めその承認が必要とせられる。

統制規程第十四條乃至第十八條は、企業の整備統合に關する規定である。

(1) 前述した重點主義の經營を徹底するためにも、(2) 能率増進のためにも當然なすべき事業設備の新設擴張、改良等を行はせるためにも、(3) また鑛區の移轉について轉賣による利益をのみ目的とする者、或は鑛山經營能力なき者への讓渡等の抑止、或はまた單に自己の利益のみの立場からする事業の休止・廢止等の阻止、または共同經營をなさしめて事業を繼續せしめる等のためにも、夫々適應した措置が講ぜられねばならず、これらのための規定であると謂ふことができる。

これら企業の整備統合に關しては、本年五月十二日勅令第五百三號を以て公布された「企業整備令」があるが、要するに傳家の寶刀たるものであつて、かゝる強權の發動の前に現實の運用により將た統制規程の適用によつてその目的を達すべきことが望ましいのである。

なほ第二十三條は、會員が會長の命令または指示に従はざるとき、若くは書類に虚偽の記載をなしたる場合等統制規程に違反したるときは過怠金を課することあるものとしてゐる。而して統制規程の違反は重要産業團體令第二十五條の違反となり、この違反行爲は更に國家總動員

法第三十八條の規定によつて處罰せられるのである。

右の第二十三條に於ては、會員に對してのみ規定し、組合員の違反の場合を除外してゐるがこれは、組合員に對しては別途制定さるべき組合の統制規程の罰則の適用にかゝらしめることとしたためである。

しかしながら、鑛山統制會は前にも述べた通り、國家目的の達成をその基本目標とするのであるから、業者自體が單に自己の營利のみの見地からではなく、眞に邦家の現状を認識し、國家的な立場から事業を經營するやう統制指導することを理想の境地とする。従つて、以上概説した統制規程に基く強權の發動は飽くまでも手段であつて決してその目的ではないのである。

第五節 權 限 委 讓

統制會に對する行政官廳の權限委讓は、統制會の設立と共に官民の間で取上げられるに至つたが、今春の第七十九帝國議會を通過成立した權限委讓法に基き、關係官廳と、各統制會の間で細目に互つて審議せられ、近く勅令を以て公布せられる運びになつて居る。

鑛山統制會がその事業の遂行に必要な指示並びに之に對する罰則規定は、前記の鑛山統制會統制規程の中に盡されて居るが、統制規程の實施に伴ひ、從來官廳の職權として法令に定められた事項、即ち商工大臣なり、鑛山監督局長なりが、その職權として行つて來た命令及び許可、認可事項、若しくは届出事項に就ては、今後、統制會長の權限に委せられるべきものが幾多生ずることゝなつたので、之等法令に基く官廳の權限の中統制會に委讓されるべきものに就ては、法規を以て明確に規定する必要が起ることゝなつた。

鑛山統制會に於ても指導者たる會長は、飽くまで會員たる各鑛山會社、各統制會社又は組合の協力の下に、金屬鑛業の自主的統制機關として、國家の意志に基いて會員を指導統制しようと言ふのであつて、統制運営の根本は飽くまで會員の精神的協力に依り、同業者團體としての總力を發揮し、業界全部が有機的一體となつて國策の遂行に協力することゝなければならぬ。

従つて鑛山統制會長が官廳の權限委讓に基く職權を背景として、權力に依り業界を統制しようと言ふが如きは毛頭考へられて居ないのである。

鑛山統制會に對して委讓されるべき官廳の權限に就ては、何分とも勅令公布前のことであり、まだ詳細に記述することは出来ないが、その範圍は、大凡そ重要鑛物増産法、産金法、銅鉛、錫等配給統制規則、白金等配給統制規則、鑛石配給統制規則、滿俺鑛配給統制規則、硫黃配給統制規則等、幾多の法令に關係するものと豫想される。今回の官廳權限の一部委讓の結果、鑛山統制會の會員たる業者が、その事業を行ふに當り、從來の如き官廳に對する複雑な許可認可の手續は非常に簡略となり、又官廳に對する提出書類も凡て鑛山統制會を経由することゝなる結果、同一書類を幾つもの官廳に提出しなければならぬ様な煩雜は之によつて省けることゝならう。

以上の如き權限委讓が行はれた場合に於ては、鑛山統制會は茲にその一面たる行政機關としての性格を一層明確にし、統制會は本來の事業の運営と共に新たに委任された行政事務を遂行することになるので、茲に會長の行政上の責任も生じ、同時に鑛山統制會長に對する商工大臣の監督も強化せられなければならないであらう。

然し乍ら、鑛山統制會の主たる任務は、飽くまで民間企業と同業者團體として、鑛業界の自

主的統制運営を圖るべきものであるから、權限委讓に依つて苟くも統制會が官僚化し、業界との有機的結合を無くする様なことがあつてはならないであらう。

第七章 鑛山統制會の事業

第一節 生産力擴充計畫の遂行

鑛山統制會の現下最大の課題が鑛産物に對する生産力の擴充にあることは改めて述べるまでもない。

然し乍ら今日戰時經濟遂行途上に於ける生産力の擴充は、資材、勞力、資金等の生産要素の逼迫に基く諸條件に阻まれて、極めて困難な徑路を辿らざるを得ないが、この困難を克服して鑛山の開發經營に當り、而して尨大なる軍需の充足と建設資材確保のための生産力擴充を遂行すべき重大なる使命を擔ふ鑛山統制會が、如何なる方策を以て生産の昂揚に臨さんとするのであるか、また當面の諸問題に對し如何に對策を講ぜんとするか、さきに列擧した六箇の業務に關聯し、且つ現在までの業績を省みつゝ次にその概略を述べよう。

生産擴充の根本方策は、生産力擴充計畫の設定及びその遂行にあらねばならぬ。

生産力擴充計畫は、(イ)生産計畫、(ロ)設備計畫、(ハ)資材計畫、(ニ)勞務計畫、輸送計畫及び資金計畫等の諸計畫の有機的綜合計畫である。

(イ) 生産計畫

生産計畫は生産力擴充計畫の根幹をなすものであつて、之が決定は國防經濟の綜合計畫に基き、將來の需給關係、資源賦存狀況並びに關係産業の生産力、物動計畫等を睨み合せて設定された生産五ヶ年又は生産十五ヶ年計畫の數字を以て基準とする。かくして決定された生産計畫に基く生産目標額は各鑛山の鑛質、埋藏量、設備、能力等の判定を基礎として更に各鑛山に割當てられ、之に應じて夫々の具體的生產計畫が樹立せられるのである。

(ロ) 設備計畫

生産の増強を期するためには既存設備の完全なる活用とともに設備そのもの、擴充が考慮されねばならない。而してこの設備擴張の基準をなすものは生産擴充計畫であつて、この計畫に基いて、將來幾何の設備新設擴張を必要とするかを勘考し、各鑛山、製鍊所毎に具體的計畫が

決定せられるのである。

(ハ) 資材計畫

右の生産計畫、設備計畫を遂行せんがためには當然に資材の計畫を必要とする。而してその所要資材は極めて廣汎な範圍に亙るが、生産力擴充計畫の設定に當つては、その最も基幹となる鋼材、鐵製品、地金、セメント、火藥、石炭、コークス、石灰、選鑛劑、藥品、木材、其他各種資材品目について確保並に配分を計畫する。

(ニ) 勞務計畫、輸送計畫及び資金計畫

勞務計畫は勞務者の確保、配置、管理等をその内容とし、輸送計畫は陸上並びに海上に於ける輸送力の確保及び各期別輸送實施計畫を、資金計畫は擴充用並びに事業資金の確保及びその調達方法をその内容とするのである。

以上の如き内容を有する生産力擴充計畫の立案に當つては、まづ必要資料を蒐集整理し、次でこれを組立て、行く方法によつて設定される。

従來、計畫の資料としては鑛業法による鑛業明細表、産金法及び重要鑛物増産法による事業

計畫書、資源調査令に基く各種調査報告書及び生産力擴充計畫資料表等があるが、その内容不
充分であつて計畫設定の基礎資料としたい憾があつたのであるが、このたび統制規程第一條
に基き本會に於て統一的な事業計畫書の提出を求め、これを基礎として上記計畫の骨幹である
生産及び設備計畫を立案することゝなつた。なほ、資材、勞務、輸送及び資金の各計畫につい
ても、近く夫々統制規程に基いて資料の提出を求め、生産力擴充計畫の完全なる遂行に資する
ことゝなるであらう。

事業計畫書は、採掘選鑛及び製鍊の二に分れ、前者は(イ)地質鑛床の概要、(ロ)採鑛採掘
計畫の概要、(ハ)選鑛計畫の概要、(ニ)採掘粗鑛の數量及び品位、(ホ)選鑛元鑛及び精鑛の數
量及び品位、(ヘ)粗鑛及び精鑛の處分方法、(ト)増減産等に關する説明等に關する事項を、
後者は(イ)製鍊設備の概要、(ロ)操業方法の概要、(ハ)操業計畫の概要、(ニ)主要副産物
の數量、(ホ)製品の處分方法、(ヘ)増減産等に關する説明等に關する項目につき計畫數字と前
年度実績とを明らかにし、且つ生産を阻碍すべき事項を示してこれが對策の資料を提供して
る。

右の計畫に於ける數字は、政府の意圖する生産目標と比較して生産計畫及び生産割當作成上
の必要資料とし、また計畫書に於ける実績は、これによつて統一ある実績統計を作成して生産
目標割當の重要な参考とすることができる。更に設備の現在及び將來に於ける能力調査も生
産計畫及び設備計畫設定の資料となり、同様に地質鑛床採掘及び輸送狀況等の調査もまた極め
て貴重な資料となるのである。

以上の資料に基いて生産計畫及び設備計畫を立案し、この計畫を骨幹として勞務計畫、輸送
計畫の立案を行ひ、更にこの計畫遂行に要する資材及び資金が資材計畫、資金計畫となり、こ
れらが有機的に綜合されて生産力擴充計畫を形成するのであるが、かくて設定された生産力擴
充計畫は、所要船腹及び資材の面に於て物動計畫の修正を受けるであらう。即ち物動計畫に於
て割當てられた資材量が資材計畫に影響を及ぼし、延いて生産力擴充計畫全般の變更を行はね
ばならぬこともあり、燃料、資材並びに原鑛石等に對する輸送條件が生産目標の變更を餘儀な
くせしめることもある。しかし、かくして決定せられた生産力擴充計畫は當該物資供給力の基
準となつて當該物資の上に樹立せらるべき各種計畫に對しても、物動を通じて影響を及ぼすこ

ともなるのである。

一般に、計畫は相當詳細正確なる資料に基いて樹立されたものであつても、その實施に當つて不測の事故等に阻害されることが極めて多い。従つて、この障礙を未然に防ぎ、計畫の圓滑なる遂行を圖ることが重要であるが、このため本會に於ては前記事業計畫書の外に事業月報、速報等の提出を求め、計畫に對する実績と計畫阻礙事情を明らかにし、常に業界の實情を知悉しおくとともに、出来るだけ現地に人を派遣し、且つ關係各方面と連絡する等これが對策に努力を傾注しつゝある。

第二節 勞務者の配置

以上述べた生産力擴充計畫の遂行に當つては、

- (イ) 勞務者の確保及び配置
- (ロ) 資材の確保及び配分
- (ハ) 輸送力の確保

(ニ) 鑛石配給の合理化

(ホ) 適正價格の設定

(ヘ) 鑛産資源の調査

(ト) 技術の改善

(チ) 企業の整備統合

等の諸方策が必要となつてくる。

生産擴充を阻む第一の障礙は勞務者不足の問題である。蓋し今日、鑛山經營上最も苦心の存するところは勞務者確保の問題であつて、從來鑛山勞務者の給源は、農村の過剩勞働力に俟つてゐるのであるが、都市製造工業に於ける勞務者の需要増大と、食糧の増産確保の政策から、從來の如く農村の餘剩勞働力に期待することは不可能に近い状態となつた。従つてこれが對策として半島勞務者の移入問題を取り上げ、既記の如く京城に駐在員事務所を設けて斡旋に努めつゝあるが、すでに朝鮮に於ても内地同様農村勞働力の供出源は漸く乏しくなり、且つ鑛山に於ける勞務管理、能率維持の點から、内地人勞務者と半島勞務者の比率は一定限度を超えざる

を可とする條件に阻まれてゐる。

更に、中小商工業者の鑛山への轉換は、労働條件の相違から殆ど不可能であつて、鑛山労働者確保の問題は極めて困難な状態に置かれるのである。

而も尙注目すべきは鑛山労働者が従来にも増して鑛山勤務の力を失ひ、動もすれば離山轉出し、その移動率の夥しからんとする傾向である。

然しながら、一面からいへば、鑛山労働者の絶対数は工場労働者、交通労働者及び土木労働者等に比較すれば低位にあり、従つて今後、國內潜在餘剩労働力の發見、募集方法の改善より進んで國內産業の労働配置の総合的調整を圖り、猶、鑛山労働者に對する諸般の特殊的措置等によつて或程度迄必要量を確保することは必ずしも至難のことではない。こゝに戦時労働政策としての労働適正配置の問題が大きく登場するのであるが、この労働の適正配置に關しては、既に本會も國民動員計畫に基く労働者の鑛山別割當等に於てこれを實施してゐるのであるが、なほ今後の考究に俟つべき問題が多い。

労働者確保に關しては、従来から鑛山労働者に對しては高賃金と生活必需品の圓滑なる供給

が考慮されてきたのであるが、このことは現時の労働政策としても適用さるべき原則である。

鑛山に於ける労働殊に坑内労働は、その特殊性に鑑み、他の産業に於ける労働よりも賃金収入が高額でなければならぬのであるが、今日鑛山に於ける労働者の標準賃金は、過去の水準によつて定められたものであつて、他の産業に比較し、その實收必ずしも良好なりといふことを得ない。従つて當然にこれが改訂を考慮する必要があるのである。猶、特に留意せらるべきは鑛山労働者に對する賃金その他各種の給與に就ては他の産業と異つた特殊の取扱ひを講ずることが必要であらう。蓋し、鑛山は飽く迄高度の特殊性を有し、又一鑛山を單位としたる「事業一家」の氣分極めて濃厚だからである。

更に、鑛山労働者の確保の爲には、災害防止対策、衛生及び慰安施設の整備、鑛山醫の確保等の事項に關しても根本的恒久的措置を講ずることが必要であらう。

第三節 資材の配分

生産計畫の遂行、増産の完遂の爲には労働政策と並んで鑛山用資材の確保及び適正なる配分

が緊要である。資材の配給統制は、戦時統制経済の第一着手として夙に行はれて来たが、鑛山に就ても既に日本金屬鑛業聯合會の設立以前に於て、鑛山用重要物資の配給指定團體として鑛山配給統制協議會が設けられて居たことは前に述べた通りである。鑛山統制會資材部は日本金屬鑛業聯合會資材部の事業を繼承し、七十餘品目に互り、各鑛山に對する割當配給を行つて来たが、本會に於て取扱ふ品目は更に増加の一途を辿り、現在に於ては既に百を超えるに至つた。取扱品目の主要なるものは左の如くである。

- (一) 鐵鋼並びに鐵製品(普通鋼材、特殊鋼、鍛工品、粉碎用ボール、シャベル、鶴嘴、釘、針金、鋼索、機械等)
- (二) 化學製品(セメント、カーバイド、コンベヤベルト、ゴムホース、その他工業用ゴム製品、ソーダ灰、鹽酸、選鑛劑、火藥類、塗料等)
- (三) 燃料(石炭、コークス、油類)
- (四) 作業用品(ゴム靴、地下足袋、軍手、坑木、タオル等)
- (五) 生活必需品醫療用品(合成精酒、燒酎、タオル、繻帶、ガゼ、三角巾等)

云ふ迄もなく鑛山は地理的に特殊の環境に在り、而も山間僻陬の地に鑛山勞務者並びに家族を多數擁し、宛然別天地を形成する爲に食糧その他の生活必需物資の配給に就ては特別の考慮が必要なのである。

之等の物資に就ては戦時消費機構の一元統制から、鑛山が從來有して居た配給機構としての一元的機能を喪失することゝなつたので、各鑛山とも主要食料品を始め生活必需物資の獲得に異常な脅威と困難を感じるに至つたのである。然しながら、交通不便の地に在る勞務者並にその家族の生計を確保し、安んじて能率の昂揚を期せしめるためには、充分物資を保有し、簡易且つ迅速に配給することが絶対に必要なのである。このため本會に於ては鑛山購買會制度の確立に努力し、關係官廳の諒解を得て、近く必要に應じ道府縣單位に鑛山物資配給調整協議會を、更に同會の指導により鑛山購買會の中核的連絡機關たると同時に、鑛山に於ける生活必需品の綜合配給所として物資の圓滑なる配給を期するため各府縣別單位の鑛山購買會聯合會(假稱)を設立する運びとなるに至つた。

第四節 鑛石配給の合理化と輸送對策

今日我國の産業が何れも輸送問題をその隘路として夫々の内部に包蔵して居ることは衆知の通りであるが、鑛山に於ても大量の鑛石運搬を必要とし、而も多くは山間僻地の地に存在する爲に、輸送問題こそは今日最大の生産障碍の一つを爲して居ると言ひ得るのである。

鑛石の運搬に就ては、鑛山から遠隔の地にある製鍊所に至るまで、索道、トラック等から、鐵道、機帆船、汽船等、種々の段階に分れ、更に鑛山自體の特殊なる地理的關係から、事業用資材を始め食料品その他生活必需品の鑛山に對する輸送もまた極めて重大な問題となるのである。

大型汽船については、すべての産業との關聯において政府の一元的統制下におかれ、これを補助するものとして機帆船が利用されてゐるが、これについては今後地區的利用調整、鑛石專用機帆船の確保、運賃の統一等の具體的方策が残されてゐる。

鐵道輸送については本年六月から重要鑛石に就ては漸次計畫輸送が實施せられるに至り着々

その効果を擧げては居るが、更に高度の計畫化は固より、なほ専用鐵道の可及的利用、驛または港灣に於ける荷役設備、貯鑛施設の整備擴張運賃割引制度の改善等について今後の施策に俟つべきものが多い。

しかし鑛石運搬の上に於て最も微妙なる役割を演じてゐるものはトラックである。鑛山に於ては自營トラックは全體の極小部分であり、他は殆ど小運送業者に委託してゐるので、トラックの入手難による鑛山の苦心は實に想像に餘るものがあるのであつて、鑛石輸送用トラックの自營化が強く要請せられる所以もこゝにあるのである。

更にまた鑛山に於て採掘、選鑛された鑛石の山元の貯鑛（滯貨）が鑛山勞務者の心理に與へる影響も極めて甚大であることを見逃してはならない。鑛山をして眞に増産に専念せしめるためにも、山元の滯貨をなくすることが最も緊要である。

次に鑛石配給合理化の問題があるが、鑛石の配給が製鍊所の生産に決定的な關係を有することはいふまでもないことであり、従つてこれが合理化も採り上げべき問題たるを失はない。而してこれがためには、配給機構の整備、鑛石輸送の調整及び買鑛條件の統一等が中心的な要件

となるが、これらに關しては内鮮間鑛石交錯輸送の調整、乾式製鍊所に於ける硫酸鑛の需給調整を始め金銀銅鑛石其他硫化鐵鑛等の不合理輸送の是正等について關係當局並に業者と緊密な連絡をとり活動中であるが、買鑛條件に關しては、金鑛聯當時すでに金銀銅鑛の買鑛條件統一をみたが、目下鉛、亞鉛鑛の買鑛條件統一について研究しつゝあり、近くその成案を見る筈である。

鑛石配給統制規則に基く硫化鐵鑛の配給統制は鑛山統制會自ら之を實施して居るが、鑛石の種類に依つては統制會以外の團體をして之に當らしめることを便利とする場合もあるので、石膏に就ては昭和十七年八月五日設立された石膏配給統制組合をして鑛山統制會指導の下に鑛石の配給統制を行はしめて居る。

然し乍ら、鑛石配給統制の機構は未だ整備の途上にあり、徒らに、統制組合を數多く設立することも適當ではないので、之等の點に就ては今後尙検討すべき問題が残されて居ると謂へよう。

第五節 適正價格の設定

生産擴充の第三の障碍は、所謂採算割れの問題である。

企業の業績が收支相償はないときは、如何にも増産の聲を大にするもその實效は得らるべくもない。

採算割れの根本原因は、勿論物價の昂騰と勞賃の騰貴とにあるが、かゝる一般的な條件悪化はコストの昂騰をきたし、このコストの昂騰は、鑛産物原價の重要部分たる探鑛費の節減へ驅り立てる結果となる。事實最近に於ける探鑛の遅延は相當顯著なものがあるのであつて、探鑛の遅延こそはまたコスト昂騰の最も著しき内在的な原因をなしてゐるのである。即ち探鑛の不充分に拘らず生産の増強が要求せられる結果品位が低下し、品位の低下は反比例的に探鑛量の増加、従つてコストの増大をきたすといふ相關關係に立つてゐるのである。

また高能率の鑛山と低能率鑛山とは、そのコストに於て著しく異なるものがあるが、最近勞力不足の折柄機械化の程度如何もコストの上に相當の影響を及ぼすものである。また輸送力逼迫

に對應し、輸送量を可及的少量にし、しかも含有量を出來るだけ大きくする必要があり、從來粗鑛として輸送してゐたものも精鑛として輸送することゝすれば、相當大なる輸送力の節減を圖り得るものであるが、資金、資材等の關係で選鑛處理を充分に行ひ得ないため、これまたコスト高の一原因となつてゐるのである。

更にまた、自然的條件によるコスト高についても考慮する必要がある。即ち品位の劣悪なること、鑛床賦存状況の不利なること、地理的に不便なること等も採算の問題に重大な影響を及ぼすのである。

以上の如き諸原因に基く採算割れに對する措置としては、一方に於て、(イ)各種鑛石の適正なる價格を設定し、他方(ロ)補助獎勵金の交付をなす等の方策が考へられる。

適正價格については、本會はその決定に對し積極的に參畫して居るが、目下、價格決定の基礎たる原價の計算を可及的迅速適確に行ひ得るやう研究しつゝある。同時に、鑛業の特殊性に鑑み、利潤率及び減價償却率を他産業よりも高位に認めること、過去の努力勤勉に酬ゆる意味に於て低原價のものに對しては別途利益を考慮すること等の方策を考へてゐる。

補助獎勵策としては、現在採鑛獎勵金、採鑛用貸與機械諸費、選鍊場製鍊場設置獎勵金、金屬鑛山機械化獎勵金等があるけれども、その種目及び豫算は未だ不充分であり、従つて本會としては鑛業關係の獎勵金補助金制度の擴充に就て對策を立案し、關係當局にも建議しつゝある。此の適正價格の設定と、補助獎勵金政策とは、戦時低物價政策の遂行と、生産擴充の上に横たはる相關聯した重要な問題であるが、特に考へなければならぬことは、鑛山に對する補助獎勵金政策には自らその限界があると言ふ點である。

即ち、戦時國家の要望として、又大東亞建設遂行の爲、如何なる手段を講じてでも、國內からの鑛産物の生産を第一義的に考へねばならない今日に於て、經濟界の實情、鑛業行政運用の實體から見て、補助獎勵金政策では充分に生産を刺戟することは出來ないので、茲に「生産を刺戟する價格は如何」、「生産増強を促進し得る價格如何」との所謂一般價格の設定とは全く異つたる角度より規定せらるべき新たな適正價格の設定が必要なる所以である。

適正價格の設定に對して常に持出される問題は、價格の引上げが經濟界に悪性インフレを與へると言ふ非難であるが、重要鑛産物の大部分は、直接間接軍需品として消費せられ、或ひは

第二次加工業の原料として、最終製品原價の一小部分をなすに止り、その用途の特殊性から見て、適正價格の設定が一般産業經濟の價格政策に與へる影響は極めて僅小であると言ひ得るのである。

之等の諸點から、銅、鉛、水銀、滿俺等に就ては價格に依つて生産を刺戟することが考へられるので、特に國內生産に重點を置くべき鑛産物に對しては、生産を第一義とする價格の設定に向つて諸般の研究を進めると共に對策を講ぜんとして居る次第である。

第六節 地下資源の調査

地下資源の調査は生産擴充の前提條件であり、本會の重要な事業の一つである。

一部には我國土の狹隘なこと、地下資源開發の歴史が古いこと等から、既に調査が行渡つて居るかの如き輕率な議論を爲す向もあり、殊に南方に鑛産資源の豊富な地帯を手に入れた今日、國內の資源調査よりも南方占領地域の調査に力を入れるべきであるとの聲を聞くこともあるが之は思はざるも甚しきものと言はねばならない。

即ち當面緊急對策の要目として、國內の生産擴充に重點を置いて居る今日、我國の資源調査を等閑に附することは到底出來ないのであつて、東北、北海道その他の土地には尙調査不充分の所が多く、調査技術の發達と共に未知の資源の發見はいくらも期待出來る許りでなく、眞に熱意と創意とを以てすれば、國內資源の餘地は相當に多いと言はなければならない。

最近、進歩を見たかの物理探鑛を始め、其他各種の新たな技術と設備とを以て精密な調査の實施を必要とする所以は茲に在るのである。

本會に於ても商工省その他と連絡協議の上積極的の資源調査に就て對策を考究中であるが、來年度には相當の期待をかけ得られると思ふ。

資源調査を徹底させる爲には、民間の創意に依るべきは勿論であるが、その經費に就ては國庫の負擔も必要であり、之が爲例へば國費に依る地下資源調査等も、將來検討されなければならぬであらう。

以上述べた資源調査とは別個の問題であるが、特に甚深の考慮を拂はるべきはかの稼行鑛山に於ける探鑛に伴ふ探鑛に就てであらう。即ち此種探鑛の獎勵に就ては鑛量の確保、品位の維

持等、單に、鑛山經營の基礎を確立し、直接生産の増強に資せしめると言ふ觀點からのみでなく、更に一步進んで資源探索の爲にも、此の際、鑛山の探鑛を積極的に行はしめる様、劃期的の方策を考慮すべきことが肝要であらう。

第七節 技術の改善

資材、勞力、資金等の不足を補ふものは技術であつて、その活動が今日程強く要求せられたことはない。

鑛山統制會の技術に關する業務としては、技術の向上指導及び公開、能率の増進、規格の統一並に試験研究の連絡調整に關する事項等が挙げられる。

もともと鑛山技術に於ては割合に各會社の祕密に屬するものは少いのであるが、特殊設備等に就いて中には祕密を墨守するものもある。これらに對しては一定補償を行ふ等の方法によつて公開交流せしめ、技術の一般的向上進歩に寄與せしめることが企圖されなければならないであらう。尤も特殊技術の如きは技術的素地と設備を有しない限り、直接役立つものではないが、

その公開によつて増産の上に効果があるとすれば、萬難を排してその實施に邁進すべきであらう。

鑛山の技術指導に當つてその對象となるものは主として、中小企業に依つて經營されて居る中小鑛山であるが、殊に滿俺、クロム鐵鑛、水銀等の特殊鑛物に就ては今後技術指導が要望されて居るので、之等の鑛山に對しては或ひは統制會自身技術者を派遣し、或ひは大會社技術陣の應援をも得て、統制會の委嘱に依り之を行ふべく諸般の準備を進めて居る。

規格の統一は、最近の設備利用の合理化の問題に關聯して重大な案件となつてゐる。即ち計畫的統制運営と共に、鑛山用機械の規格を統一しその生産原價の低減製作能率の増進を圖ると共に鑛山相互間に於ける設備轉換に際しても、最も有効に利用し得る如く準備しておく必要があるわけである。

更に最近敵産特許の處理が産業界に於ける重要問題となるに至つた。鑛業に於ても敵産特許の公開は鑛山技術の改善に相當役立つものと考へられるが、然し電氣工業、機械工業等に比較すれば、鑛山關係の敵産特許はその數に於て少いのみならず、直接鑛山技術と言ふよりも、鑛

山用機械の特許を大部分とするのである。

従つて、之等の鑛山關係の敵産特許の處理に當つては、單に會社たる關係鑛業會社と協議を行ふのみを以ては不充分であつて、鑛山用機械のメーカーとの協議が寧ろ重要となつて來るのである。之が爲、鑛山統制會では産業機械統制會等と密接な連絡を圖り、敵産特許の利用に遺憾無いことを期して居る。

上述の技術に關する諸問題については、前章に於て觸れた通り本會内に技術専門委員會を設置し、業界第一線のエキスパートの協力を得つゝあるが、なほ鑛山技術の新體制確立は他産業にも關係し、且つ政府その他關係團體との緊密なる連絡協調を必要とするので、本會に於てはこれら關係方面と連繋を保ち、その具體化に努めつゝあるが、邦家技術の向上のために當事者の積極的な協力を期して俟つものである。

第八節 鑛區、設備等の合理化

鑛山に於ける企業の合理化も亦生産擴充遂行の上に極めて重要な問題である。殊に過去に於

ける自由主義的な鑛業權の尊重から、鑛區の設定、鑛山の設備等を自由に鑛業權者に委せて來た我國鑛業に於ては、鑛區の整理統合、鑛山設備利用の合理化或はその共同使用等の如きに就ても今後個別的地區的に逐次解決せられなければならない問題は多々あるのである。

即ち休眠鑛區の開發、隣接鑛區の統合等は生産擴充遂行の上に最も必要な課題とされ、その解決は支那事變以來特に要望せらるゝに至り、政府も之に對處すべく、重要鑛物増産法を制定し、必要な權限を保留したが、その運用に就てはさまで見るべきものとはなかつた様である。

大東亞戰爭以來、國內増産の急務は、大鑛山の重點的開發と相並んで、中小鑛山に就てもまた能ふ限りの經營の合理化を行ひ、全國鑛山を打つて一丸とした能率の向上、生産の増強を圖る爲、その大小を問はず、各鑛山相互間に於ても、鑛區、設備、技術、經營の全般に互つて合理化を促進させることが肝要であつて、統制會としても本問題の解決に對しては特に力を入れんとして居るのである。

然し乍ら、我國鑛業の合理化が如何に複雑且困難な問題を蔵して居るかは、地域的に錯綜し

た大小無数の鑛區に跨る全國五千餘の鑛山を、一千に近い會社その他個人の鑛業權者が經營して居ることからも想像される處で、之を他の都市製造工業と同一に比較して論ずることは到底出來ないのである。

更に進んで企業の整備統合も亦生産擴充策の重要な一環であつて、我國鑛業が眞にその總力を發揮する爲に對處しなければならぬ所である。

生産力の擴充もとより必要であるが、その計畫の設定は諸般の事情を考慮した重點的なものでなければならぬ。

而してこの重點の決定は、異種鑛物間にあつては需給關係、同種鑛物間にあつては能率の大小によるものである。需給關係とは、當該物資が國家的に如何なる程度に必要とせられるかといふこと、即ちその使用量及び目的如何と供給力の大小をいふのであつて、例へば錫の如きは從來重要な重點的物資であつたけれども、現在に於ては必要量以上を南方に期待し得ることとなつたため、その國內に於ける重要性は低下したが、これに反し銅の如きは、比島に若干量を期待し得るとしても、今後の尨大なる需要を充足することはそのみでは不可能であつて、

新たに大資源を發見するに至らない限りは國內の増産第一主義に頼らざるを得ず、従つて銅は現在國內に於ける重點物資となるのである。

このやうにして決定せられた重點鑛物の産出鑛山に就ては、更に國家としてその生産を最高度に發揮せしめる様各鑛山の埋藏量、品位、生産費、所要資材、所要勞務者、地理的位置、輸送の難易等を総合的に勘考し、これらを基準として企業の整備統合を圖ることが大きな課題となるわけである。

第九節 配給統制と消費の規正

生産統制遂行上の諸問題と、之に對する本會の對策は概略以上の如くであるが、斯くして生産せられた鑛産物（地金又は精製品）の配分は、鑛石の配分が製鍊所の生産に對する如く、金屬加工業全般に對し、同じく決定的な影響を及ぼすものであつて、地金の配給統制は本會の重要な事業の一である。

鑛山統制會に於ては、設立と共に製品配給統制の下部機構として日本金屬配給株式會社を設

立し、統制會に於て設定した配給實施計畫に基き、配給會社をして、集荷並びに配給の實務を擔當せしめて居る。

而して、配統統制に關する統制會の業務としては、政府の物動計畫に基き、配給可能量（生産數量、貯藏數量、回收數量）を基準として四半期別配統實施計畫を立案すると共に、各需要者團體と連絡して配給割當量を需要者の個々に互つて査定を爲すのである。

然し統制會が配給統制を行つて居る鑛產物は未だ全般に及んで居る譯ではなく、生産並びに消費の規模、重要性等により一應限定され、更に鑛山統制會配給部並びに日本金屬配給株式會社がそれに先立つ五統制組合の事業を繼承した経緯等から、現在に於ては、銅、鉛、亜鉛、アンチモン、錫、カドミウム、水銀、硫黃、硫酸銅等に限られて居る次第である。

製品の配給統制を徹底せしめる爲には、將來製品配給規定の制定も必要であり、更に需要者團體の整備、電氣銅故銅の一元的配給制度の確立等を考慮しなければならないであらう。

たゞ茲に考へなければならぬことは、配給統制を如何に適正圓滑に行つても、需要産業の飛躍的發達に依る金屬材料に對する尨大なる需要は、之が供給數量と相隔ること多く、今日の生

産狀況を以てしては需給の調整を圖ることは極めて困難な點である。従つて、銅、鉛の如く特に需要の尨大なる鑛產物に就ては、消費規正の強化、代用品の強制使用、資源の回收等に此の際思ひ切つた措置を爲すことが是非必要であつて、本會に於ては金屬工業統制會その他關係團體とも十分連絡し、着々その對策を考究して居る。

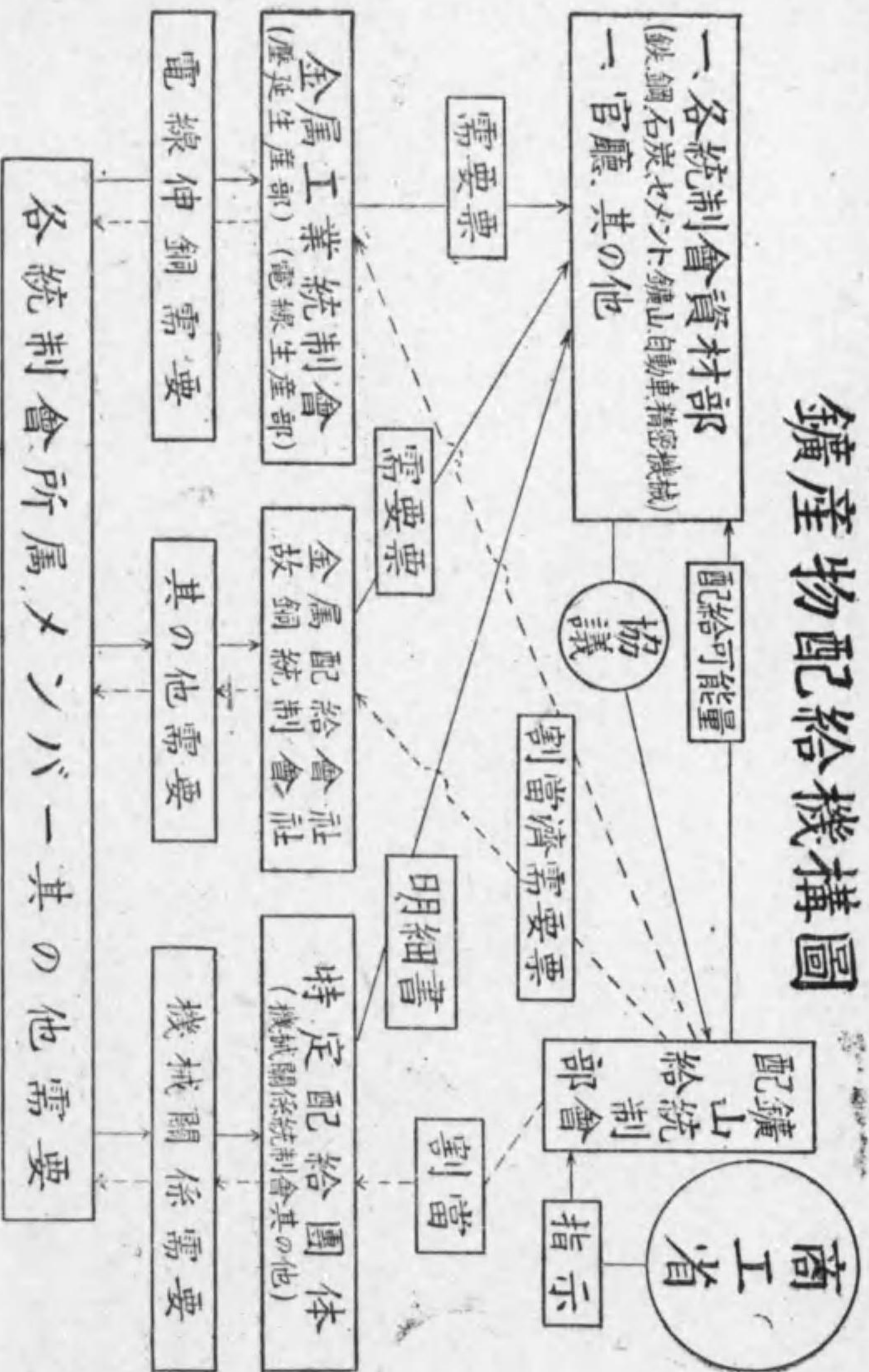
尙、配給統制とは直接關係は無いが、流替業者、再生製鍊業者、合金鑄造業者等の中小企業の合理化に就ても、金屬の配給消費の合理化と言ふ點から之を取上げて只管その改善に努力して居る。

現在鑛山統制會が實施して居る官廳又は團體に對する鑛產物の配給機構圖並びに配給に關する暫定取扱要領及び四半期別配給實施要綱を掲げて参考に資することとする。

鑛產物特殊需要暫定取扱要領

- 一、本要領ニ於テ鑛產物トハ電氣銅、故銅、鉛、亜鉛、錫、アンチモン及ビ水銀ヲ云フ

鑛產物配給機構圖



二、左ニ掲グル官廳若ハ團體ハソノ鑛產物需要(以下特殊需要ト稱ス)ニ就キ本會トノ協議ニ依リ本

要領ニ依ル取扱ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

本項ニ依ル需要ノ取扱機關ヲ特殊需要取扱機關ト稱ス

イ、官需ヲ管掌スル官廳

ロ、物動計畫ニ特掲シアル地域ノ所要資材ノ統制ニ當ル官廳

ハ、(ニ)以外ノ産業所要資材ノ調整ニ當ル官廳

ニ、計畫産業ニ於ケル事業ノ統制ニ當ル團體(以下統制會ト稱ス)

ホ、其他本會ニ於テ適當ト認ムル團體

三、前項ノ官廳、統制會若ハ其ノ他ノ團體ニシテ本要領ニ依ル取扱ヲ希望スルモノハ左記書類(各二通)ヲ添付其ノ旨本會ニ申出ヲ要スルモノトス

但シ官廳ニ於テハ添付書類中二號乃至四號及ビ六號ハ不要トス

一、定 款

二、統制規程

三、事務分掌規程

四、役員名簿

五、實務員名簿

六、會員名簿

七、其ノ他資材取扱ニ關スル參考資料

四、日本金屬配給株式會社及ビ日本故銅統制株式會社ハ特殊需要ニ屬スル鑛產物需要申込票ニ就キ特殊需要別ニ取纏メ所要月ノ前月末迄ニ之ヲ特殊需要取扱機關ニ送付スルモノトス

五、金屬工業統制會及ビ鑛產物特定配給暫定取扱要領ニ依リ特定配給ヲ受クル團體ハ其ノ取扱ニカ、ル製品ノ原料タル鑛產物ニ付特殊需要別ニ之ヲ取纏メ需要ノ明細ヲ特殊需要取扱機關ニ連絡スルモノトス

六、本會ハ各特殊需要取扱機關ニ對シ四半期別ノ配給可能量ヲ通知スルモノトス

七、特殊需要取扱機關ハ前項ノ配給可能量ニ基キ特殊需要割當實施計畫ヲ立案シ別ニ定ムル様式ニ從ヒ本會ニ提出スルモノトス

八、本會ハ前項特殊需要ト一般需要トヲ總括シ綜合的割當實施計畫ノ作成ヲ爲シ商工省ノ承認ヲ受クルモノトス

本會綜合的割當實施計畫作成ニ當リテハ必要ニ應ジ關係機關ト協議ヲ遂グルモノトス

九、本會ハ前項ノ決定ニ基キ一般ノ例ニ依リ關係會社及ビ團體ニ之ガ數量ノ割當ヲ爲スモノトス

一〇、特殊需要取扱ノ圓滑ヲ期スルタメニ毎月例日ヲ定メ左記部毎ニ連絡會ヲ開催スルモノトス

一、内地官廳

二、外地官廳

三、各統制會其ノ他

一一、本要領ハ昭和十七年七月分ヨリ之ヲ實施ス左記官廳、及ビ機關ハ本要領實施ノトキヨリ本要領

ニ依ル特殊需要取扱機關ト看做ス

鐵道省需品局	遞信省經理局	鐵道省監督局	電氣廳
海務院	農林省資材部	燃料局	朝鮮總督府
臺灣總督府	樺太廳	南洋廳	興亜院
對滿事務局	科學動員協會		

一二、本要領ニ依ル取扱ハ鑛產物配給ニ關スル綜合的新機構確立迄ノ暫定的措置トス

非鐵金屬四半期別配給實施要綱

一、四半期別配給ヲ實施スベキ非鐵金屬ハ當分ノ内日本金屬配給株式會社取扱ニ係ル銅、鉛、亜鉛（亜

鉛末ヲ含ム)錫、鎳、カドミウムノ各地金及ビ水銀トスルコト

二、各期ノ配給可能量ハ當該期開始前ニオイテコレヲ決定シ、鑛產物特殊需要取扱機關ソノ他ノ關係先ニ對スル通知モ當該期開始前ニコレヲ了スルコト

三、配給申込ハ一期分ノ所要量ニツキ從來ノ經路、方法ニヨリコレヲナサシメ申込票提出期限ハコレヲ當該期開始ノ前々月末日トスルコト

四、配給査定ハ當該期第一月中ニ完了査定結果ノ通知ハ當該期第二月十五日マデニコレヲナスコト但シ特定配給團體ニ對スル割當通知ハ同五日マデニコレヲナスコト

五、特定配給團體及ビ其ノ他ノ團體ヨリノ購入内譯表提出期限ハ左ノ通りトスルコト
特定配給團體 當該期第二月末日

金屬工業統制會ソノ他 當該期第二月十五日(一般分) 當該期第三月十日(特定配給分)

六、現品ノ配給ハ原則トシテ三四分割シテコレヲナスコト、但シ小口需要ニシテ分割スルヲ不適當ト認ムルモノソノ他取纏メテ配給スルヲ適當ト認ムルモノニ付テハ一回乃至二回ニコレヲナスコト

七、本要綱ハ昭和十七年第三四半期分ヨリコレヲ實施スルコト、但シ第三四半期分ニ付テハ經濟的ニ適當措置ヲ講ズルコト

第八章 大東亞戰爭と南方鑛業

第一節 南方鑛山開發の急務

扱、昨年十二月八日の大東亞戰爭の勃發に依り東亞に於ける政治經濟を始め、諸般の情勢は茲に一變し、皇軍の神速な戰果の擴大に伴ひ未だ半歳を出でずして、大東亞南方諸地域は戡定せられ、我國を中心とする大東亞の産業經濟運營の指針も歴史的な一大轉換を告ぐることになつた。

即ち第四章に述べた如き國內經濟新體制確立要綱に基く、産業部門別統制會の設立を根幹とし、日滿支經濟圏に於ける最高度の生産増強を目指して、米英の對日經濟封鎖に對抗せんとした國策は茲に一轉して、新たに皇軍の指導下に置かれるに至つた大東亞各地域の民族、資源の悉くを動員し、米英の徹底的打倒を目指す大東亞戰爭の完遂と、大東亞經濟建設の確立による

米英經濟逆封鎖の國策となつて、その規模構想を一新するに至つたのである。

此の新たな國策の遂行に當つては、先づ第一に作戰に必要な尨大なる軍需の充足と、産業建設に必要な原料資材の自給確保とを圖ることが不可欠な要件であることは、茲に改めて述べるまでもないのであつて、軍需並びに生産擴充用の原料資材としての地下鑛物資源の開發こそは、鑛山統制會設立の當時に比し今後一層の重要性を以て再認識されなければならなくなつた。大東亞戰爭の勃發に依つて新たに我國鑛業に課せられた任務は、一言にして言へば作戰の遂行と、長期戰に備へる産業建設に必要な鑛産資源の確保に向つて、我國は勿論、新たに占領せられた各地域の地下鑛物資源を最も急速に開發生産し、以て尨大なる需要に應ずることに盡きるのである。

支那事變下に於て米英の壓迫を受けて來た我國鑛業にとつては、大東亞戰爭こそまさに死中に活を與へたものと謂ふべく、今後に於ける我國鑛業の前途は洵に刮目に値するものがあるのであるが、然し諒つて考へて見れば大東亞に於ける地下資源が豊富であればある程今日我國鑛業に課せられた開發生産の任務は極めて困難な所であつて、國運をも賭する重大事業であると

謂ひ得るのである。

然し我國鑛業が多年の努力に依つて築き上げた優秀な技術技能と、豊富なる經驗に基く卓抜なる經營能力とを以てすれば、此の鑛業界曠古の事業達成も決して不可能ではないのであつて、軍官民一體となり、我國鑛業の總力を發揮することにより、必ずやその目的を達成し得らるることを確信して居る次第である。

第二節 南方鑛産資源

南方各地域に於ける鑛産資源は極めて豊富であつて、既知の資源、既開發鑛山の産出鑛物に就て見るもその種類は極めて多様に互つて居り、その量も極めて大である。

而も南方各地域は自然の地勢、氣候、風土の關係と、永らく歐米各國の植民地として經營せられた關係上、地下資源の調査は極めて不完全であつて、且その開發も英米並びに和蘭の各本國政府の資源政策、通商政策に左右せられて來たのであつて、今後我國を中心とする大東亞共榮圈の建設は南方鑛業の相貌を一變せしめるべきことも今より豫想せられる所である。

今、既開發鑛山を中心として南方既占領地域の鑛産物の概要を見るに世界生産額の過半を占める、マレー、蘭印、泰等の錫を始め、蘭印のボーキサイト、比島の金、銅、滿俺、クローム、鐵鑛、ビルマの鉛、亞鉛、コペルト、蘭印のニッケル、マレーの鐵鑛、南方諸島、佛印の磷鑛石、南支、ビルマのタングステン等極めて多彩を呈して居る。

之等の各種鑛産物の開發に當つては、大東亞戰爭遂行途上の現段階に於ては、作戰遂行力の増強、大東亞國防經濟の確立に必要な鑛産資源の生産確保に重點が置かれなければならないことは謂ふまでもないことであつて、此の觀點よりすれば我國内に於て生産の不足を示して居る鑛産物に就て、國內充足率並びに需要量の大小から自ら開發の重點、順位が定められなければならないであらう。

我國が今後に於て開發生産を必要とする南方各地の主要鑛山を列擧すれば大要左の如くである。

銅
比 島 レパント鑛山

ラブラブ鑛山

パラカレ、スリガオ、バギオの各産金銅地帯

ビルマ ポードウイン鑛山

ビルマ ポードウイン鑛山

九 龍 香港鑛山

亞 鉛

ビルマ ポードウイン鑛山

佛 印 東京州

ニツケル

蘭 印 セレベス

ビルマ ボードウイン鑛山

滿 俺

比 島

プザンガ鑛山

ボホール鑛山

シキホール鑛山

イロイロ鑛山

クローム鐵鑛

比 島

ザンベレス地方

燐 鑛 石

太平洋諸島

ナウル島

オーシヤン島

クリスマス島

佛 印

老開

マ 錫

キンタ地方其他

蘭 印

パンカ島

タ イ

ブリトン島

スリタマラツト地方

ブケツト地方

パタニ地方

パタニ地方

ピルマ

カレニ地方

タボイ地方

タボイ地方

マグイ地方

マグイ地方

ポークサイト

蘭 印

ビンタン島

マ 鐵

ジヨホール州

マ 鑛

ジヨホール州

トレンガヌ州
ケラントアン州
比島
サマール島
ミンダナオ島
ルソン島

第三節 南方に於ける邦人企業

前節に説明した南方各地域の鑛産資源は從來、必ずしも本國の自存自榮の爲必要のものとして開發生産せられたものでは無く、寧ろ各國の通商貿易上の武器として、或ひは植民地經營の財政的手段として利用せられたものが多い。

英國がマレー及び泰、ビルマの錫の獨占到依つて、世界の錫市場を支配し、獨占價格に依る莫大な利潤を收めたことは餘りに有名であり、オランダも亦錫の輸出に依つて國家財政を賄つ

て來たのである。

比島の銅鑛業は、米國の産金政策の副産物として發達したものであり、ナウル島の燐鑛石は壕洲の農業政策、牧畜政策遂行上の原料的役割を持つたものであつた。

之等の歐米各國の南方鑛業に對する進出に對し、我國に於ても多年に亘つて地下資源の自給確保を目指し、各鑛種に亘り各地に投資、開發を行つて來たのであつて（マレーに於ける鐵鑛開發は邦人企業の獨占する所であつた）、南方鑛業の開發に就て我國は既に或程度までの基礎的足場と、相當の經驗を持つて居たのであつて、南方に於ける地下鑛物資源は、大東亞共榮圈の爲に開發せられなければならないものであること、彼是考へ併せれば、大東亞戰爭を契機として、東亞の鑛業建設が我國鑛業の使命とせられるに至つたのも決して偶然ではないのである。

我國鑛業が大東亞戰爭以前に於て進出して來た所を概括して示せば別表の通りであるが、此の他南方の主要鑛山からは殆ど例外なしに買鑛關係のあつたことも忘れてはならない。

然し乍ら、南方鑛業に對する邦人企業の進出は、マレーの鐵鑛開發を除いては、未だその端緒を擱んだだけであつて、支那事變以來我國の南方資源に對する關心が高まると共に、新規の

企業投資に就て幾多の努力が續けられたにも拘らず、英・米・佛・蘭等の各本國政府の資源封鎖政策から、爲替管理の強化を始め、凡ゆる妨害手段が講ぜられた爲に殆ど不成功に終り（會社設立の儘事業に着手するに至らなかつたものも尠くない）、南方鑛産資源は我國鑛業に對して次第にその門を閉ざすに至つた儘、大東亞戰爭の勃發を迎へることになつたのであつた。

南方に於ける主要邦人企業

會社名	事業地	鑛種
日本鑛業	マレー、トレンガヌ州、ヅングン鑛山 マレー、トレンガヌ州、ケランタン・タンドウ鑛山	鐵鑛 滿 鐵鑛 鐵鑛
石原産業	マレー、ジョホール州、マトバハ・スリメダン鑛山 マレー、トレンガヌ州、ケママン鑛山 マレー、ジョホール州	鐵鑛 鐵鑛 ボーキサイト

飯塚鐵鑛	比島、ルソン島、パラカレ	鐵鑛
南洋鐵鑛	マレー、ジョホール王國	鐵鑛
太平洋鑛業	マレー、ケランタン州	鐵鑛
三菱鑛業	比島、マリンドケ島	鐵鑛
三	タイ、コブケブ鑛山	錫
ヌベルカレドニー鑛業	佛領、ニューカレドニア	鐵鑛
太	佛領、ニューカレドニア	鐵鑛
協和鑛業	蘭領、ボルネオ	石 燐
南洋拓殖	佛印、東京州	灰 石

第四節 錫鑛業の世界的地位

南方鑛業開發の當面の目標が、大東亞戰爭の遂行と、大東亞共榮圈の經濟建設に必要とする

鑛産資源の開発に置かれるべきことは、前に述べた通りであるが、南方鑛産資源の中特に開發容易にして埋藏量の大きなものに就ては、更に別個の觀點からその生産を考慮することが必要である。

此の意味で最も注目に値するのは錫であつて、我國が今後必要とする錫の需要量に比較すれば、從來南方地域に於て生産せられた錫鑛石の數量は殆ど十倍にも達するのであつて、此の豊富な資源に就ては、之を單なる大東亞共榮圈の獨占に終らしめることのみでなく、來るべき世界新秩序の建設に際し之を世界的資源として活用する用意も亦必要なのである。

錫こそは大東亞地域に於ける最も代表的の世界的鑛産資源とも言ひ得るのであつて、從來錫鑛業が如何に經營せられて來たかを窺ふことは單に興味深い問題であるに止らず、今後の鑛業建設の上に多大の示唆を與へるものと言ふことが出來よう。

マレー、蘭印、泰、ビルマ及び佛印より生産せられる錫鑛石は、世界總生産額の七割近くを占めて居り、此の中、蘭印及び佛印の錫鑛業を除けば、他の悉くは英國資本の支配下に置かれて居たのである。

英國の採つて來た錫の世界征覇政策は極めて巧妙であつて、英國はロンドン錫會社を中心とし、その直接投資に依つて、マレー、泰、ビルマ及びナイジェリアの各地に多數の錫鑛採掘會社を設置し、更に間接投資に依つてマレーのベナン、オランダ本國のアーンヘム及び英本國の各製鍊所を支配し、之に依り國際的に高度の生産統制を實施して、錫の獨占價格の維持に成功したのであつた。

然し大東亞戰爭に依つて錫の主要産地を喪失した英國は、茲に世界の錫征覇の歴史に終止符を打つことを餘儀なくせられたのであつて、英國及びオランダが南方錫鑛業に對する投資から擧げて居た年々二億圓に上る過大の収益も既に過去の夢となつたのである。

南方各地域に於ける將來の錫鑛業の經營に當つては、世界の錫鑛業の上に占める南方の地位を十分に考慮し、新たな世界經濟戰の有力なる武器として、大東亞共榮圈の發展に役立たしめる様、之を活用することが望ましいのである。

第九章 大東亞鑛業の建設

第一節 開發擔當者の選定

南方に於ける作戦の進展と、占領地域の治安恢復と共に、之等占領地域に於ける産業經濟の建設は作戦の一部面として考へられ、現地軍に於ても早くより之に着手せられ、又中央に於ても企畫院を始め、關係各官廳その他民間の各方面とも軍部と密接な聯絡を保ちつつ之が開發に就て萬端の準備を整へられたのであつた。

就中、鑛産資源の開發は最も急を要する所であつたので、その迂り出しも最も早く、我鑛山統制會に於ても、設立早々の際にも拘らず、軍部、商工省を始め民間有力會社と協議して、開發擔當者の選定その他の準備に力を盡したのであつた。

大東亞經濟の建設は我國に於て從來、考へ及ばなかつた曠古の歴史的事業であり、その構想

の雄渾なること、地域の廣大なることから幾多の困難が豫想せられる所であつたが、既に滿洲國の發展、新支那の建設に多年の經驗を積んで來た我國に於ては、官民共に過去に於ける長を取り、短を棄て急速なる經濟建設の完遂に向つて邁進したのである。

即ち、大東亞戰爭後に於て最初に迎へられた第七十九通常議會は大東亞共榮圈の建設方策が中心的課題として論議せられたのであつたが、鈴木企畫院總裁はその當初に於て根本方針を闡明し、大東亞の經濟建設に當つては、民間の創意と經驗とを重んずる旨を強調し、理念的觀念的計畫の行き過ぎを排すると共に、國策會社の新設を避ける意向を明かにしたのであつた。

此の産業界に於ける實務經驗者を開發の第一線に立てんとする方針は一般に最も歡迎せられた所であつて、大戰勃發後半歳を出でざる中に、南方各鑛山に對しても夫々開發擔當者の決定を見、夫々有力會社の人的技術的支援の下に開發の準備は進められて行つた。

もとより南方各地域は未だ作戦遂行の途上に在り、開發鑛山も現地軍政當局の監理の下に運営せられるのであつて、開發擔當者の選定も亦應急對策たるを免れないことは蓋し當然のことである。占領地域に於ける鑛山の開發も、國內と同様、今日國家の必要とする鑛産資源を少し

でも多く生産しようと言ふのであつて、開發擔當者の責任は重大であると共に、その勞苦は第一線の將兵に比して、決して劣るもので無いことを忘れてはならない。

第二節 大東亞鑛業建設の指針

現地産業の應急的開發に就ては、獨り鑛業に限らず、石油、ゴム、その他各資源に就ても夫々現地の軍政當局指導の下に着々建設工作が進められて居るが、我國としては右の應急對策と相並んで愈々茲に大東亞共榮圈建設の根本方針を策定する必要に迫られ、之が爲、政府は十七年二月内閣に大東亞建設審議會を設置し、我國朝野の第一人者を網羅して工夫構想を練つたのである。

即ち、大東亞建設審議會は東條首相を總裁に、鈴木企畫院總裁を幹事長に、官民各方面の權威者數十名を委員とし、二月末より五月末に互つて、大東亞建設の基礎要件、文教政策、人口民族政策、經濟建設基本方針の四項目に互つて審議を重ね夫々答申の決定を見たが、政府は經濟建設に就て更に一層具體的の方策を樹てる必要を認め、引續き鑛工業電力、農林畜産、金融

財政交易、運輸交通の四部門を設け、専門委員を新たに加へて、慎重な検討を行はしめたのであつた。

大東亞鑛業建設の構想は、審議會に於ける各部會の答申決定後、七月二十三日政府から發表された鑛工業電力部會の答申要綱の中にその輪廓を窺ふことが出来る。

今之に基き、大東亞鑛業建設の指針を摘要敷衍すれば大要左の如くである。

大東亞鑛業建設基本方針

(一) 大東亞鑛業の建設は「大東亞經濟建設基本方針」に則り、大東亞全般の鑛業生産力を総合的に發揮し、以て大東亞防衛に必要な鑛産物の自主的國防生産力を完成し、錫、ボーキサイト、燐鑛石の如き豊富なる鑛産資源に就きては、併せて新世界經濟に對する大東亞の優位を確保するに在り、而して當面の施策は大東亞戰爭遂行力の急速なる増強に重く置くこと。

(二) 鑛業建設は期間計畫に依ることとし、第一期に於ては戰爭遂行力の増強、及び將來に於ける産業の發展の基礎確立を圖るを主眼とし、鑛産物に就ては特に鐵鑛、銅、及びアルミニウムの開發建設に重點を置くこと。

- (三) 鑛業建設に當つては劃一的開發方式を採らず、各地域の統治乃至指導の基本方針に準據し、且經濟の發展段階、現地の特殊事情に應じて、夫々必要適切なる方式を採用すること。
- (四) 鑛業建設を強力に圈内各地域に展開推進する爲、先づ中核たる皇國に於て鑛業の再編成並びに企業の徹底的合理化を圖ること。
- (五) 戰爭遂行力の増強確保に特に必要なる鑛業に就ては、大東亞全地域を通じ、その有機的連繫を強化する爲、皇國に於てその建設運営を指導統轄すること。
- (六) 鑛業建設の綜合一貫性を保持し、且之が計畫的遂行を確保する爲、逐次各地域の實情に即し、鑛業統制機構を整備し、なほ鑛山統制會の機能を充實強化すること。
- (七) 鑛業の高級技術要員の充足を圖る爲、その劃期的擴充を行ふと共に、鑛山勞務者就中青少年鑛山勞務者の資質を増強する如く、勞務管理の徹底的刷新を圖ること。
- (八) 鑛業建設に當つては、差當り大東亞各地域の既開發鑛山の重點的増産に主力を注ぐこと。
- (九) 未開發鑛産資源の調査就中大東亞に於て不足を豫想せらる、鑛産資源の探究を急速且重點的に實施すること。
- (十) 鑛業技術の向上を促進し、特に低品位鑛の處理方法に付急速なる技術の發達を期すること。
- (十一) 製鍊に關しては原則として皇國に於ては現有設備の最高度活用を圖り、新規増設は、可及的

現地に於て之を行ふと共に、必要に應じ内地設備の現地移轉をも考慮すること。

(十二) 大東亞鑛業の綜合建設計畫の遂行を確保促進する爲、鑛業行政機構の整備刷新を行ふこと。

第三節 我國鑛業の進路

大東亞建設審議會に依つて策定せられた、前述の如き鑛業建設の方策こそは、大東亞共榮圈の確立に對する我國今後の鑛業國策設定の基礎を爲すものであつて、我國鑛業の進むべき途も之に依つて定められたものと謂ふべく、鑛山統制會の任務も亦此の中に自ら指示せられて居ると言ふことが出来るであらう。

即ち、右の鑛業建設の基本方策に基いて今後具體的に決定されるべき實施方策に就ては、鑛山統制會も、民間當業者も、相共に豫め國策の向ふ所を洞察し、今より既に之に對處するの準備と用意を整へて置かなければならない。

前述に掲げた大東亞鑛業建設の基本方策は各般の問題に互つて居るが、その第一は重要鑛物の生産確保である。